

令和4年

第2回 十島村議会定例会会議録

開会 令和4年6月20日

閉会 令和4年6月22日

十 島 村 議 会

令和4年第2回（6月）十島村議会定例会 提出案件一覧表 会期日程

月日	曜	件名	日程
6月20日 13:00 17:00	月	<p>&lt;議会運営委員会&gt;</p> <p>&lt;議会広報調査特別委員会&gt; ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりに関する件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（日高助廣議員→村長）</p> <p>第7 報告 第4号 専決処分：十島村税条例の一部改正 第8 報告 第5号 繰越明許費繰越計算書(R3年度予算繰越明許費繰越計算書)</p>	1
6月21日 10:00 12:00 13:00 17:00	火	<p>第1 議案 第66号 予算補正（令和4年度一般会計 補正第1号） 第2 議案 第67号 予算補正（令和4年度へき地診療所特会 補正第1号） 第3 議案 第60号 条例改正：十島村個人情報保護条例及び情報通信技術の利用に関する条例等の一部改正 第4 議案 第61号 条例改正：十島村国民健康保険税条例の一部改正 第5 議案 第62号 条例改正：財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正 第6 議案 第63号 条例改正：十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正 第7 議案 第64号 条例制定：十島村光ネットワーク設置条例制定 第8 議案 第65号 条例改正：十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>&lt;全員協議会&gt; ① 押印義務の見直しについて ② 十島村総合振興計画の策定の進め方について ③ 諏訪之瀬島場外離着陸場の活用について ④ 新型コロナウイルス感染症対策について ⑤ 口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事の工事請負契約の締結に係る専決処分について</p>	2
6月22日 10:00 12:00 13:00 17:00	水	<p>第1 議案 第68号 契約：宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約の締結 第2 議案 第69号 契約：東之浜港改修工事（1工区）請負契約の締結 第3 議案 第70号 契約：中之島小中学校外壁改修工事請負契約の締結 第4 議案 第74号 契約：小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約の締結 第5 議案 第73号 契約：給水管切替工事請負契約の締結 第6 議案 第71号 権利の放棄：十島村育英奨学基金貸付金 第7 議案 第72号 指定管理者の指定：口之島移住交流施設 第8 発議 第2号 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続のための支援拡充を求める意見書</p> <p>第9 議員派遣の件 第10 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p>	3

# 令和4年第2回（6月）十島村議会定例会

## 会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	19	日	入		
6	20	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
6	21	火		本会議	<全員協議会>
6	22	水	入出	本会議	
6	23	木			
6	24	金	入出		
6	25	土			
6	26	日	入		

(議決結果)

令和4年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第4号	十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件	R04.06.20	報告	
報告第5号	令和3年度十島村繰越明許費の件	R04.06.20	報告	
議案第66号	令和4年度十島村一般会計補正予算(第1号)	R04.06.21	原案可決	議決 第 60号
議案第67号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第1号)	R04.06.21	原案可決	議決 第 61号
議案第60号	十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 62号
議案第61号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 63号
議案第62号	財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 64号
議案第63号	十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 65号
議案第64号	十島村光ネットワーク設置条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 66号
議案第65号	十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R04.06.21	原案可決	議決 第 67号
議案第68号	契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約)	R04.06.22	原案可決	議決 第 68号
議案第69号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負契約)	R04.06.22	原案可決	議決 第 69号
議案第70号	契約の締結について議決を求める件 (中之島小中学校外壁改修工事請負契約)	R04.06.22	原案可決	議決 第 70号
議案第74号	契約の締結について議決を求める件 (小宝島小中学校へき地寄宿舎整備工事請負契約)	R04.06.22	原案可決	議決 第 71号
議案第73号	契約の締結について議決を求める件 (給水栓切替工事請負契約)	R04.06.22	原案可決	議決 第 72号
議案第71号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村育英奨学基金貸付金)	R04.06.22	原案可決	議決 第 73号
議案第72号	指定管理者の指定について議決を求める件 (口之島移住交流施設)	R04.06.22	原案可決	議決 第 74号
発議第2号	身近な地域で安心して出産ができる助産所存続のための支援拡充を求める要望書	R04.06.22	原案可決	発議議決 第 2号
	議員派遣の件	R04.06.22	決定	
	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	R04.06.22	決定	

## 令和4年第2回(6月) 十島村議会定例会

### 第1号(6月20日)(月)

1.	開 会	.....	1
2.	日程報告	.....	1
3.	日程第1	会議録署名議員の指名	1
4.	日程第2	会期の決定の件	2
5.	日程第3	会期日程の決定の件	2
6.	日程第4	諸般の報告	2
7.	日程第5	村長の行政報告	3
8.	日程第6	一般質問	15
9.	日程第7	報告第4号 十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件	41
10.	日程第8	報告第5号 令和3年度十島村繰越明許費の件	44
11.	日程報告	.....	46
12.	散 会	.....	46

### 第2号(6月21日)(火)

1.	開 議	.....	47
2.	日程報告	.....	47
3.	日程第1	議案第66号 令和4年度十島村一般会計補正予算(第1号)	47
4.	日程第2	議案第67号 令和4年度へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第1号)	66
5.	日程第3	議案第60号 十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等に おける情報通信技術の利用に関する条例の一部を 改正する条例制定の件	70
6.	日程第4	議案第61号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定の件	72
7.	日程第5	議案第62号 財産の交換、譲与、無償対応等に関する 条例の一部を改正する条例制定の件	73
8.	日程第6	議案第63号 十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する 条例等の一部を改正する条例制定の件	75
9.	日程第7	議案第64号 十島村光ネットワーク設置条例制定の件	79
10.	日程第8	議案第65号 十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定の件	82
11.	日程報告	.....	85
12.	散 会	.....	85

### 第3号(6月22日)(水)

1.	開 議	.....	86
2.	日程報告	.....	86
3.	日程第1	議案第68号 契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事) .....	86
4.	日程第2	議案第69号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)) .....	92
5.	日程第3	議案第70号 契約の締結について議決を求める件 (中之島小中学校外壁改修工事) .....	93
6.	日程第4	議案第74号 契約の締結について議決を求める件 (小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事) .....	97
7.	日程第5	議案第73号 契約の締結について議決を求める件 (給水管切替工事) .....	99
8.	日程第6	議案第71号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村育英奨学基金貸付金) .....	104
9.	日程第7	議案第72号 指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (口之島移住交流施設) .....	106
10.	日程第8	発議第2号 身近な地域で安心して出産ができる 助産所の存続を求める意見書について .....	110
11.	日程第9	議員派遣の件 .....	111
12.	日程第10	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件 .....	112
13.	日程報告	.....	112
14.	散 会	.....	112



1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地 域 振 興 課 長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	安 藤	巧	君
土 木 交 通 課 長	肥 後	勇 喜	君
教 育 総 務 課 長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	作 井	武 司	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---



令和4年6月20日(月)

令和4年第2回(6月)十島村議会定例会

△開会

○議長(前田功一君)

ただいまから、令和4年第2回(6月)十島村議会定例会を開会します。

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

なお、本議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番・岩下正行君及び3番・田中秀治君を指名します。

## △日程第2 会期決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって会期は本日から6月22日までの3日間に決定いたしました。

## △日程第3 会期日程決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりといたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## △日程第4 諸般の報告

### ○議長(前田功一君)

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議研修会関係について報告いたします。

4月17日、「縣市町村連携会議(旧県政説明会)」が開催されております。

県全体のデジタル化を推進する目的のため、今年度は Web 会議にて行われました。

令和 4 年度の鹿児島県の主要事業につきまして、各担当部長から概要説明がなされております。当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

5 月 16 日、「鹿児島県離島振興町村議会議長会臨時総会」が開催されております。

令和 4 年 4 月 22 日の任期満了に伴う監事の補欠選任では、林長島町議長を選任しております。

また、鹿児島県総務部財産活用対策室財産活用対策係長・馬場正文氏が「ふるさと納税制度の概要と活用について」と題して講演を行っております。

翌 5 月 17 日、鹿児島県町村議会議長会主催により「鹿児島県町村議会議長会臨時総会」が開催されております。

役員選任につきましては、会長に宮之脇さつま町議長、副会長に松元南大隅町議長、前田龍郷町議長を選任しております。

また、同日に「町村議会議員研修会」が開催されております。

内容としましては、防災・BCP 策定アドバイザーの高荷智也氏により「～大地震からパンデミックまで、想定外の災害と一歩足りない防災の課題を知る～」、有限会社志縁塾、代表取締役・大谷由里子氏により「リーダーって何やねん！～人のこころのつかみ方～」の講演でありました。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の 3 月定例会以後に実施されました 3 月、4 月、5 月の例月出納検査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますとおりですので、ご一読願います。

最後に、先の 3 月定例会を主な内容としました「議会だより」第 97 号を 6 月 17 日に発行いたしております。以上で、諸般の報告を終わります。

## △日程第 5 行政報告

### ○議長(前田功一君)

日程第 5、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。

これを許可します。

村長、肥後正司君。

### ○村長(肥後正司君)

第 2 回村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御多用の中、御参会を賜り御礼

を申し上げます。

また、平素から村政振興に御尽力をいただいていることに厚く御礼を申し上げます。

初めに、ロシアが今年 2 月 24 日にウクライナに軍事侵攻してから 4 ヶ月を迎えようとしております。

ロシア軍の制圧地域は着実に拡大している中、ウクライナ東部への攻勢を更に強化し、戦闘は長期化する見通しとなっております。

政府はこの侵攻に対して欧米諸国等とともにロシアに対する厳しい経済制裁を科し、ロシア産の原油や天然ガス、石炭などの輸入を減らそうとしております。

しかし、一方で世界的なエネルギー価格の上昇にも繋がり、食糧・飼料等の供給不足等とも相まって、世界経済はもとより日本経済に対する影響も懸念されています。

このような中で、今月 7 日世界銀行が発表した最新の世界経済見通しでは、今年の世界全体の実質成長率を1月の前回予測から 1.2 ポイント下方修正し 2.9%と予測、日本についても 1.2 ポイント下げ 1.7%の低成長と見込んでいます。

ともあれ、まずは一日も早い戦争終結が望まれるところです。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、2019 年 12 月に中国武漢市で最初の症例が報告され、翌 2020 年 1 月に国内初の感染が確認されてから早 2 年 6 月が経過しようとしております。

現在、世界の感染者数は 5 億人を超え、死者数も 600 万人を超えています。

国内にあっては、感染者数の累計が 900 万人を超え死者数は既に 3 万人を超えています。

また、県内の累計感染者数は 9 万人に迫りつつあり、死者数は 200 人を超えております。

このような中、政府にあっては今月 1 日から水際措置を緩和し、入国者数の 1 日当たりの上限を 1 万人から 2 万人に引き上げ、更に 10 日からは外国人観光客の受け入れも約 2 年半ぶりに再開、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を目指しております。

一方、鹿児島県におきましては、3 月末の 3 連休以降、感染者が急激に増加、5 月下旬になり減少傾向が続いているものの下がりきれないことから、社会経済活動を行う上で必要な方や感染不安を感じる県民を対象に PCR 等検査無料化事業を今月 30 日まで延長しています。

村内への来島者の受け入れにつきましては、それまで自粛をお願いしておりました観光やレジャー、帰省などの不要不急の来島につきまして 4 月 1 日に自粛要請を解除し、定期船の定員もこれまでの 120 名から 93 名増の 213 名に変更しております。

また、水際対策としまして、引き続き乗船客へ、健康チェック表、PCR陰性結果、ワクチン接種証明の提示及び健康申告書の提出を求め、船内における酒類販売の停止も継続しているところです。

次に、鹿児島地方気象台は、先月 11 日、本村も含まれます奄美地方の梅雨入りを発表しました。

これは昨年より 6 日遅い梅雨入りで、同月 4 日の沖縄地方に続き全国 2 番目の梅雨入りとなり、今月 11 日には九州南部が昨年より 1 月遅い梅雨入りとなっております。

また、先週には梅雨のない北海道を除き、残りの日本列島全域が梅雨入りしております。

なお、気象庁は、同月 24 日発表した 3 ヶ月予報によりますと奄美地方の気温、降水量はともにほぼ平年並みで、6 月は前線や湿った空気の影響は少ないと見込まれ曇りや雨の日は少なく、7 月は晴れの日が多く、8 月は南からの湿った空気の影響を受ける時期があり、平年に比べ晴れの日が少ないと予想しております。

また、気象庁は、昨年秋から継続中の「ラニーニャ現象」が、夏の前半まで続く可能性が高いとしております。

この現象は、世界的に異常気象を引き起こすとされており、細心の注意が求められるところです。

次に、内閣府が今月 8 日に発表した今年 1 月から 3 月期の国内総生産(GDP)は、物価変動を除く実質で 0.1%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は 0.5%減となっております。

マイナス成長は昨年 7 月から 9 月期以来 2 四半期ぶりとなります。

新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置が 3 月下旬まで適応された影響で、個人消費の不振が続く、大型連休を迎えて人出は戻ってきたものの、物価上昇が家計を圧迫、更にはウクライナ危機による資源高や円相場の急速な安値進行等も重なり、景気の先行きリスクはなお山積みとなっているようです。

次に、5 月 31 日に令和 4 年度の国の補正予算が成立しております。

予算規模は、総額 2 兆 7,009 億円で、財源はその全額を特例公債金で賄われております。

今回の補正予算は、今年に入って食品値上げが相次ぎ、また、ロシアのウクライナ侵攻による原油価格や原材料等の高騰で家計負担が増してきていることから、物価高対策等の支援として 2 兆 6,939 億円が計上されております。

それでは、本年 3 月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、人事関係につきましては、3 月議会で報告した一般職の新規採用では 4 月 1 日付けで 5 名の職員を採用し、総務課、地域振興課にそれぞれ 2 名、住民課に 1 名を配属し、欠員状態にあった保健師を 4 月 21 日付けで採用しております。

また、看護師の募集は継続しております。

定期船の航海士は、6 月後の正式採用を前提に 4 月 1 日付けで会計年度任用職員として配置し、引き続き、航海士、機関士の募集を行っております。

次に、職員の人事異動については、定年退職に伴う課長人事、悪石島、宝島看護師の異動のほか、会計管理者や室長を含め若干の異動に加え、行政組織においては、総務課の「情報政策室」を「デジタル政策室」に見直しております。

次に、職員の視察研修として、4 月下旬に三島村の硫黄島、黒島に課長、室長職を含め 19 名の職員を派遣しております。

行政課題が類似する同村で硫黄島の空港や黒島の焼酎蔵、港湾、道路、出張所、診療所、学校など本村同様のあるいは特有の工作物や施設を中心に視察しております。

5 月 17 日のレントゲン検診便を利用し、内閣府総合海洋政策推進事務局職員 2 名による

村内視察が行われました。

検診時間の短縮措置の関係から各島の視察時間も短縮され、車窓からの確認が主になりましたが、主な施設等については一通り視察していただきました。

諏訪之瀬島ではドカ灰にも見舞われましたが、平島、宝島では住民と直接会話を交わし、生活状況について確認しておられました。

内閣府としては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を通して支援して行きたいとしており、そのメニューの一つである「雇用機会拡充事業」が、全国でも活用事例が少なく、本村では1件のみであり、積極的な活用を求められたところです。

次に、諏訪之瀬島場外離着陸場の定期便運航用の待合所及び火山災害における島外避難所機能を持ち合わせた「諏訪之瀬島避難ターミナル整備事業」については、当初の計画より若干遅れ9月下旬に開所がずれ込む見通しです。

その運航体系等について、協議会において説明することにしております。

次に、4月25日に自主防災会、消防分団長会議を開催し、防災対策と各島の現状の確認を協議し、必要な対策を講ずるとともに、予算を伴うものは今後の計画の中で行うことにしています。

防災教室を5月10日から11日に、中之島、口之島で小中学生、未就学児を対象に開催しております。

中之島では一般向けの防災教室も開催し16名の参加がありました。

外部講師を招いての防災講話については、住民の防災に関する意識啓発や有事の際の行動に繋げて欲しいと思います。

また、5月23日に鹿児島県防災アドバイザーによるテレビ会議での防災講話を行い、各島、消防団員や自主防災会を中心に23人の参加がありました。

次に、梅雨入り直後の5月20日、本村に今シーズン初となる大雨警報が発令され、一部の島では時間50ミリを超える雨量が観測されましたが、倒木等の小規模な被害はあったものの、大きな災害の発生は無かったところです。

6月10日から降り続いた大雨では、本日8時現在の累積雨量が口之島で698ミリ、中之島で621ミリとなり、記録的な大雨となりました。

今回の大雨に対して、13日9時、17日23時40分、19日21時45分の3度の避難指示を発令しております。

全ての避難指示は、気象庁から発令された土砂災害警戒情報に伴うもので、特に17日に発令された土砂災害警戒情報については、23時5分に発令された大雨警報が23時18分に土砂災害警戒情報に切り替わり、僅か10分足らずで警戒レベル4となる急激で局地的な大雨となりました。

被害状況については、林道口之島線の法面被害と中之島で民家の床下浸水の被害報告を受けておりますが、まだ雨が降り続けていることから詳細の被害調査は出来ていないところです。

この大雨で地盤の緩みが出てきており、また、今後も降り続くことが予想されておりますので、土砂災害等に嚴重な警戒態勢をとっていきます。

今年度も大雨や台風等の対策について、名瀬測候所や鹿児島県などの関係機関と協議や情報伝達訓練を行い、非常時に備えておりますが、各島においても、事前の避難者リストの作成や避難所開設の際の役割分担、防災設備の点検等を徹底させ、また、住民には「自分の命は自分で守る」という防災の基本を促していきたいと思っております。

次に、諏訪之瀬島御岳は、昨年9月以降、大きな噴石が火口から1km付近に繰り返し飛散するような活発な火山活動が続いていることから、依然、レベル3の入山規制が継続されております。

同火山の活動状況については、昨年1年間で観測開始以来最多となる2015回の爆発が観測され、今年に入っても活発な状態は変わらず、4月4日の噴火では噴煙が3,300mまで上がるなど、突発的に規模の大きい爆発・噴火も発生していますが、4月中旬以降は減少傾向となってきました。

そのような中で、本年2月に引き続き、九州地方整備局、県砂防課、鹿児島大学の治山防災の専門家である地頭菌教授及び村職員による現地降灰状況調査が4月6日に実施され、現時点での土石流発生の可能性は低いことが確認されておりますが、今後の火山活動、降灰量及び降水量の推移状況を注視すべきと考えます。

次に、令和2年度から実施されています新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金については、これまで、衛生用品の設置等の感染症対策や、個人、事業者への経済支援対策等を実施しており、令和4年度当初予算では、交付額1,600万円余りを衛生対策及びデジタル化を推進する方向で進めているところです。

また、先日成立した国の補正予算により新たにコロナ禍での原油価格・物価高騰に対応するための交付金1,400万円余りが追加交付されることから、今回の一般会計補正予算にその支援対策経費を計上しております。

次に、令和3年度各会計の決算見込みについてその概要を報告します。

一般会計は、歳入総額59億5,136万931円、歳出総額58億2,230万287円で、歳入歳出差引額は1億2,906万644円、この額から翌年度繰越財源6,316万8千円を差し引いた実質収支は、6,589万2,644円となる見込みです。

特別会計も含め全7会計で黒字決算が見込まれております。

別途、会計ごとの決算見込み資料を配布しておりますので、お目通しください。

また、国保会計の国保税現年課税分は8年連続、簡易水道会計の水道料金は12年連続で徴収率100%を達成しております。

職員の職務に対する使命感、関連する職員相互あるいは各島出張所長との連携による徴収努力の成果であると同時に、住民の納税に対するご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

なお、収入未済金も生じております。

引き続き徴収対策を講じるとともに、滞納状況を十分精査の上、状況によっては不納欠損処分を実施していきたいと考えております。

また、村単独補助事業については、これまで村税などの滞納者への支給を停止する措置を講

じておりますが、本年4月からは、十島村漁業協同組合における滞納者についても同様の措置を講ずることとし、非常に厳しい経営状況となっている同漁協の支援に繋げていきます。

続きまして、地域振興課関係です。

令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響により、本村の全てのイベント事業は中止しておりましたが、本年度から感染対策を十分に確保したうえで実施することにしております。

まず、7島めぐりツアーについては、7月22日から24日、8月26日から28日の日程で、各島約2時間の観光ツアーを実施する予定で準備を進めております。

今回は、感染対策の密を防ぐため、ツアー定員を25名とし、移動車両も11名乗りの車両にツアー客5名ずつが乗車し、観光ガイドによる島内観光を行います。

また、第16回を迎える「トカラ列島島めぐりマラソン大会」については、9月30日から10月2日の日程で開催する予定で準備を進めております。

感染対策として船内での密を防ぐため、参加定員の縮小や宝島での交流会の実施内容などを検討して実施することにしております。

婚活ツアーについては、10月28日から30日の日程で、独身男女の出会いの場を創出する目的として、口之島において開催する方向で準備を進めております。

事業内容としては、農業体験や漁業体験等の体験型の婚活としており、体験を通してお互いに交流を深めていければと考えております。

次に、定住関係については、地域おこし協力隊で水産支援員を、3月に中之島に1名、平島に4月と6月に各1名が、指定管理者の山口水産での技術研修を終了し着任しております。

同支援員は、不在となっていた水産加工施設の管理運営に従事し、地域の漁業従事者と連携しながら鮮魚保持や加工による付加価値を高めることも含め、水産業の振興に取り組むことになっております。

移住・定住イベントにつきましては、コロナ禍で現地での参加を見合わせ、オンラインでの参加としておりましたが、対面と違いお互いの思いが上手く伝わらず、移住・定住に結び付かない状況もありましたので、本年度から直接面談での参加とし、5月28日に開催されたふるさと回帰支援センター主催の「九州・山口・沖縄 しごと・くらし発見フェス 2022」に参加しております。

当日は55団体が出展し、県内では、8市町村が参加しております。

本村には、10名が相談にこられ、うち3組の若い夫婦と20歳代の女性が興味を持たれておりました。

後日、1組の夫婦から「十島村に深く興味を持った。前向きに検討、下見をしたい。」との連絡があり、現在、その日程調整を行っているところです。

ふるさと回帰支援センターからは、本土の大きな自治体等と小規模離島が合同となったイベントは、地域性や生活条件等が大きく違い、移住を希望している方にとって選択が難しいのではないかと分析も示され、今後、市町村規模に応じたイベントの開催や離島市町村を集めた移住フェアの開催を検討したい旨の連絡を受けております。

また、鹿児島県主催の移住イベントも再開される見込みとなっており、感染状況を見極めなが



ら積極的に参加して参ります。

次に、大名タケノコ出荷については、昨年より1週間遅い4月19日から諏訪之瀬島産が鹿児島中央市場及び結いプラザに出荷され、悪石島産が、昨年より8日早い5月2日に初出荷、5月末に全ての出荷が終了しております。

出荷量は、諏訪之瀬島分が前年比1,590kg減の2,286kg、出荷額は約133万円で前年比約88万円の大幅減となっております。

悪石島分は、出荷量が1,414kgで前年比870kgの増、出荷額は前年比43万円増の約72万円となっております。

次に、子牛セリの結果です。

3月から6月にかけて4回のセリ市が開催され、合計170頭が出場し1億131万5千円の売上げとなっております。

この4回の平均価格は60万4千円余りで、最高価格は去勢が98万円、雌が93万1千円となっております。

この期間の平均セリ価格を本村と鹿児島中央管内を比較してみますと、管内平均価格は70万2千円余りで、本村より9万8千円余り高い価格となっております。

家畜市場の動向については、全国的に下落の相場展開で、その要因は、ウクライナ情勢による飼料価格の高騰が肥育農家の経営を圧迫し、枝肉相場に強く影響したことが子牛価格の下落に繋がっているようです。

次に、水産関係につきましては、先程も触れましたように中之島と平島にそれぞれ水産支援員を配置し、休止状態となっておりました両施設の運営を再開しております。

今後、漁業従事者と連携しながら、鮮魚出荷のみでなく、加工品等の商品開発も検討し、地域の水産振興に繋げていければと思います。

また、活魚については、ナミフエダイ、ヒメフエダイ、ヤマモチ、ゴマアラ、シロダイを中心に市場出荷しております。

今年は、これまで2回の出荷がありますが、ヒメフエダイ、シロダイが約50kg出荷され、14万円余りの売上げとなっております。

今回の出荷は、連休前で鮮魚価格が上昇していたため、鮮魚と活魚の価格差がなかったようですが、年間を通した場合、活魚の方が2倍程度の高値となっていることから、漁業者に周知していきたいと思います。

次に、農業関係については、3月に新しく営農指導員を採用し、5月までに全島の農業状況の実態調査を終えております。

島毎に違いはありますが、集落営農に力を入れ、地域の販売店を活用した自給野菜の販売を推進するとともに、田芋、島らっきょう、島バナナを中心に毎年収穫できる栽培技術、早期出荷技術、自家種確保技術、厩肥活用に伴う堆肥化等の取り組みを進めることにしております。

中之島の山羊食害対策や柑橘類・ビワ生産者の高齢化に伴う後継者サポート体制づくり、既存農業施設の活用体制の検討、販路の拡大、6次産業化などに取り組み、年間を通じて裁

培・出荷できる農業を検討していきたいと思います。

また、口之島と悪石島の非榊については、レントゲン便を活用して、出荷予定先の生花店経営者に現地の状況確認を依頼しております。

同氏の意見として、樹木の育成状況は良く、枝振り、葉の大きさ、色合いも良く、直ぐにでも製品として出荷できる状態にあると高く評価を受けるとともに育成方法や出荷上のアドバイス等を受けたところです。

次に、農事組合法人「トカラ畜産組合」の解散・精算手続きについて報告します。

同組合は、本年3月28日に解散総会を開催し、同月31日をもって解散しております。

解散手続きについては、4月5日付け、鹿児島県税務署、鹿児島地域振興局に解散届を提出し受理されております。

今後は、今月27日に令和3年度の決算総会、来月中旬に清算終了総会を行い清算終了登記、清算終了届を提出し、全ての解散手続きが完了することになります。

また、肉用牛経営安定対策補完事業で実施している「中核事業、集出荷経費補助、適正出荷奨励金」などについては、地方公共団体が事業主体となれない事業があることから、本年4月1日付けで新たに任意団体として「十島村黒毛和牛生産組合」を設立し、同組合の事務局を地域振興課内に置き、全業務を同職員が行うことにしております。

住宅譲渡関係については、法定耐用年数の22年を経過した戸建て村営住宅の老朽化が進み、入退去に伴う修繕に要する費用が高額となり、村財政の負担が増加している一方で、移住者の定住促進を図り、地域の活性化を推進することを目的として村営住宅を譲渡することについて、既に議会においてもご承知のとおりです。

令和3年度末で22年の耐用年数を超え、譲渡対象となっていた村営住宅は19棟あり、譲渡希望の15棟について本年4月1日付けで譲渡手続きを終了しております。

今年度も対象住宅が1棟ありますので、譲渡に向けた手続きを進めるとともに、新たな移住者の受け皿となる村営住宅の整備を進めることで、移住者の獲得とその後の定住促進に取り組んでいきます。

次に、本年4月、北海道・知床半島沖で観光船の沈没事故が発生し、乗客等26名が死者行方不明となっております。

この海難事故を受け、ななしま2の指定管理者宛てに4月25日付けで出航前の安全確認、気象海象の十分な判断、緊急時の救命胴衣の使用方法や連絡体制の確認を実施するよう文書及び口頭で指導しております。

これを受け、指定管理者ではこれまで以上に気象海象を慎重に分析し、出航の判断を行うとともに、出航前の安全確認も厳しく行っていると報告を受けております。

また、九州運輸局が発行する安全運航ガイド及びななしま2安全管理規程を送付し、安全運航に努めるよう指示を行うとともに、緊急時の体制を再確認するため、指定管理者との年度協定書に「海難事故等を想定した訓練実施」の項目を追加したところです。

続きまして、土木交通課関係です。

今年度の国庫事業の採択状況につきましては、地籍調査事業で 100%の内示があり、口之島の小河内地区を昨年度に引き続き調査を行うことにしております。

林道舗装事業は 100%の内示があり、口之島林道前岳線の舗装工事を進めます。

港湾・道路関係では、それぞれ 100%の内示がありましたが、橋りょう関係で 90%の内示となっております。

簡易水道事業につきましては、100%の内示を受け、既に諏訪之瀬島の淡水化施設の更新に係る設計委託業務を進めております。

4 月 19 日、奄美海上保安部とフェリーとしま2の合同による船舶火災事故を想定した訓練を実施しております。

昨年は鹿児島海上保安部との合同訓練を実施しておりますが、今年度も同保安部に訓練申出を行っており、今後も継続して安全対策に努めていきます。

また、北海道・知床半島沖で発生した観光船沈没事故を受け、国土交通省の要請により、4 月 26 日と 29 日にフェリーとしま2の緊急安全点検を実施し、船内救命胴衣や設備品の確認、運航基準等を点検し、異常の無いことを確認しております。

次に、名瀬港の新岸壁へのフェリーとしま2の供用開始時期につきましては、県から年内の供用は困難な見通しであるとの報告を受けております。

また、新岸壁に本船に係留するための係船柱の土台の強度不足が判明したことから、県へ対応等を要請しているところですが、新岸壁には、安全な整備が確認できた上で移動することになります。

次に、5 月 10 日と 17 日の早朝、口之島西之浜漁港内で、県外漁船による本船入港に支障を来す事案がありましたが、船体や乗客等への被害等はなかったものの鹿児島海上保安部へ連絡し、同漁船への指導を求めています。

その後において、懸念される事案は発生していないところです。

次に、定期船の増収対策と交流人口の拡大を目的として、ボゼ祭りツアーを悪石島盆踊り保存会等の協力を得て 3 年ぶりに再開することにしております。

開催日程は、8 月 11 日から 14 日の特別便で計画し、コロナ感染対策の関係からツアー参加者を 32 名定員として今週から募集を開始することにしております。

続きまして、住民課関係です。

住民のワクチン接種の状況については、5 歳以上 11 歳以下の初回接種及び 12 歳以上 16 歳未満の 3 回目接種を 4 月末から 5 月にかけて、日置市の鹿児島こども病院で実施しました。

5 歳以上 11 歳以下の希望者は 63 名中 28 名で接種率 44.4%、12 歳以上 16 歳未満の 3 回目接種は 51 名中 22 名が接種、接種率 43.1%でした。

今後ワクチン接種を希望される同対象者については、鹿児島市内の医療機関で随時接種できるように調整しているところです。

18 歳以上の 3 回目接種の 5 月末までの接種率は 90.5%となっております。

ちなみに 1 回目の接種率は 95.1%、2 回目は 94.7%でした。

4 回目の接種につきましては、7 月 11 日出港便を特別運航として実施する計画で進めています。

接種対象者は、原則 60 歳以上の高齢者及び 18 歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方で、3 回目接種から 5 ヶ月経過した方となります。

詳細は協議会において説明いたします。

次に、例年 5 月の連休明けに実施しております住民の集団検診を、定期船の特別ダイヤ便で 5 月 17 日から 18 日に全島で実施しました。

今年度の検診者数は、肺癌検診 284 名、胃癌検診 81 名、乳癌検診 69 名、子宮頸癌検診 60 名、骨粗鬆症検診 111 名の実績となっております。

今回のレントゲン検診においては、計画的に全ての検診車を車両甲板内に配置し、地域ごとの受診者が乗船する方式で実施しました。

雨天や降灰時での待合負担の解消が想定できるほか、要介護者等を直接に車両で送迎することで、高齢者や身体弱者等への十分な支援が図れたところです。

今後は、今回の検診結果をもとに、医療・保健・食事等の健康向上に向けた助言を図って行くこととしております。

糖尿病や高血圧、高脂血症等の生活習慣病の発症や重症化予防を図るための特定健康診査等事業を 4 月 26 日平島、5 月 22 日から 25 日にかけて中之島、口之島、諏訪之瀬島、6 月 4 日から 7 日にかけて宝島、悪石島、小宝島で実施しております。

この本村の特定健康診査の 2022 年度の実施率が 80.6%と全国町村の中で 1 位の結果であったことから、今月 2 日付けで厚生労働大臣から「特定健診・保健指導の推進により住民の健康増進」に寄与したとしてメッセージが届いております。

今後も保険指導を強化し、村民の健康保持・増進に努めていきます。

また、本村の食生活改善推進連絡会は設立から 19 年目に入っておりますが、その間、住民の食生活改善や村の各種イベント等に貢献したとして、平成 28 年には、日本食生活協会の「南・賀屋賞」を受賞しておりますが、今月 18 日にこれまでの活動を更に評価するとして、農林水産大臣から「第 6 回食育活動表彰」を受賞しております。

住民課関係の地域おこし協力隊関係では、高齢者支援員として 3 月 14 日に 1 名を採用し、中之島に赴任しております。

また、子育て支援員として、諏訪之瀬島の子育て支援施設「すわっこ園」に 1 名が 6 月 11 日に赴任しております。

フッ化物洗口事業は、5 月 10 日より全島小中学生・子育て拠点施設の児童を対象に開始しております。

第 2 期十島村子ども・子育て支援事業計画で重点事業として位置付けている思春期の保健対策の充実について、昨年度から思春期教育を実施しておりますが、本年度は 9 月から全島小中学生を対象に実施する予定です。

次に、例年 5 月の連休明け頃から中之島のブユの咬傷被害が多くなる時期になりますが、6 月

4 日の薬剤投入作業に合わせて対象河川の調査を実施しております。

当日は晴天で風もあった関係から、島内での成虫の飛来数は少ない状況でした。

また、最近に多いとされた地域でも 10 分間の調査を行いました、飛来は確認できませんでした。

調査の他、薬剤管理や小分け方法、従事者の作業手順や温度管理、薬剤攪拌、投入方法などは適切になされておりました。

ただ、同じように作業している河川において、流系で幼虫が多く採取された箇所もあり、ほぼ採取されなかった箇所との差が大きいことは検討する必要があることから従事者との調整の上、改善を図っていきたいと思います。

採取した幼虫については、水系ごとに、どの種類のブユの幼虫かの同定を行う必要から、指導を受けている鹿児島大学の准教授に依頼する予定としており、その結果も今後の取組みに活かすことしております。

レントゲン検診の特別ダイヤ便を活用し、各島の狂犬病の予防接種を行い、予定していた 19 頭すべてに接種を終えています。

鍼灸券利用については、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各事業で実施しておりますが、一般会計の鍼灸施術事業については、コロナ禍前は、例年 5 月の連休明けから 6 月末の間で 1 回目を実施しておりましたが、コロナウイルスの感染状況を見極めながら、本年度の実施状況を判断することしております。

県立大島病院の巡回診療については、4 月 1 日付で医師の交代がありましたが、4 月及び 5 月の巡回診療においては、天候不良も予測しながら、その順路を変更するなどして、効率的な実施ができております。

また、鹿児島赤十字病院の巡回診療の 4 月及び 5 月の実施については、定期船の欠航などがなかったことから全て実施されております。

特定診療科巡回診療の歯科については、既に開始されています。

眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科については、診療の担当窓口が昨年度までの「鹿児島赤十字病院」から「いまきいれ総合病院」に変更されています。

診療の日程調整等は、県くらし保健福祉部で調整を行いますが、診療の運営等は、「いまきいれ総合病院」が中心となります。

なお、派遣医師は、鹿児島大学病院所属の医師となります。

鹿児島県身体障害者更生相談所(通称:ハートピアかごしま)が主体となる身体障害者巡回相談が実施されます。

本村は整形外科に限られますが、本年度は中之島及び悪石島が実施計画の対象地域で、8 月初旬に中之島で実施予定です。

続きまして、教育委員会関係について申し上げます。

6 月 1 日現在の児童生徒数は、小学生 53 人、中学生 45 人の合計 98 人で、うち山海留学生は 42 人となっております。

次に、4月1日に新任校長・教頭、新規採用教員の辞令交付式及びコロナウイルス感染症拡大防止のために管理職のみでの転入教員宣誓式を開催し、それぞれの学校に2日出港便で着任しております。

今年度は、校長2人、教頭2人を含む、総勢36人が異動しております。

ただ、今年度は山海留學生が2～3月に希望者が多くなったこともあり、口之島と平島が1人ずつ、小宝島と宝島に2人ずつ中学校の教員が未配置状態となっております。

次に、今年度の児童生徒の新入生の状況については、小学校で中之島2人、諏訪之瀬島1人、平島1人、悪石島1人、宝島1人の合計6人です。

中学校では、口之島2人、中之島2人、諏訪之瀬島2人、平島2人、悪石島2人、小宝島1人、宝島4人の合計16人となっております。

5月のレントゲン健診便に合わせた、年度当初の学校訪問をコロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で、一昨年、昨年に続いて中止とし、17日にTV会議システムにより、県教育委員会の義務教育課と鹿児島教育事務所との合同学校訪問という形で実施しております。

次に4月19日に全国学力・学習状況調査が、小学6年生と中学3年生を対象に実施されました。

試験問題の配送や受取等厳しい制限がある中、県教育委員会の協力を受け無事に実施することができております。

次に、女性団体の会と里親・寮監の方々を対象とした「家庭教育・生涯学習県民大学講座」を、6月2日に本庁の会議室に講師を招き実施しております。

次に、鹿児島県文化財保護審議会は3月23日、「諏訪之瀬島ナベダオのツクシヤマザクラ群」など7件を県文化財に指定するよう県教育委員会に答申しておりましたが、県教育委員会は4月26日、これら7件全てを正式に県文化財に指定しております。

ツクシヤマザクラについて、村文化財保護審議会委員によりますと、ヤマザクラとしてもツクシヤマザクラとしても、この地域は南限地に当たり、株は倒れても枯れず、多方向に広がる奇樹、巨木等、文化財的価値は極めて高いとしております。

現在、ナベダオ地区に13本を確認していることから、今後、その保護とPRの両面での取り組みを進めることにしております。

また、今月9日、平島の神山と巨木ガジュマルを村指定の天然記念物の候補として、その価値、保存の意義等に関する住民説明会を開催し、地元から理解が得られております。

今後は、村文化財保護審議会に諮問、答申を受け年度内に指定する方向で進めていきたいと思っております。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますので確認をお願いします。

以上が、3月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、令和4年度補正予算案、条例改正案、契約案件のほか報告も含め、合計17件を提案しております。

そのほか、協議事項として 5 項目を申出しております。  
各議案並びに協議事項の詳細につきましては、審議の際に申し上げることに致します。  
議員各位の村政に対するご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

**○議長(前田功一君)**

これで行政報告は終わりました。  
これよりしばらく休憩いたします。  
2 時にお集まりください。

**休憩**

**○議長(前田功一君)**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第6 一般質問**

**○議長(前田功一君)**

日程第 6、一般質問を行います。  
一般質問の 1 回目の質問は登壇して行ってください。  
2 回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から質問者は、新型コロナウイルス対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。  
また、質問の持ち時間は、1 人当局答弁を含めず 45 分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。  
それでは、発言を許します。  
5 番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

本定例会におきまして通告のとおり、本村の振興対策について質問をいたします。  
冒頭、昨年末以来、燃料の高騰、円安、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定により、穀物物流、コストの高騰の影響を受け、物価の上昇が、相次いでおります。  
日本政府も早急に先の国会において、補正予算については、物価高騰対策に対応をいたしております。  
本村においても、基幹産業の畜産、水産を初め、生活物資の値上がり等影響を受けております。

長期の物価高騰対策の対応を要請をいたしておきます。

それでは、本題に入ります。

本村は、本年 2 月に、日本復帰村政施行 70 周年の節目を迎えました。

先人の皆様の功績に敬意を表し現在を生きる私たちも、持続可能な本村の振興を推進実行し、後世に引き継いでいかなければならないと痛感をいたしております。

また、村長の任期も残すところ 2 年を切って、折返しに入りました。

今後においては、新たな時代へ向けた振興が求められるが、課題が山積する現状において、ハード、ソフト面から、喫緊の課題は何か伺います。

次に、本村港湾の県管理移管について伺います。

本村の四島の港が未だ村管理港であり、定期船の運行に支障をきたしております。

整備は継続中ではありますが、財源が伴い住民生活に影響を及ぼしています。

早期の県管理港への移管が望ましいが、村長の見解を伺います。

次に、航空路開設対策について伺います。

海で本土と隔絶された私ども離島の住民にとって、離島航路及び航空路は人流及び物流の両面において欠くことのできない存在であります。

今年度、諏訪之瀬島場外離着陸場を利用した航空路が開設されることは、本村において重要であると認識しております。

運行においては、利用者の安心安全が求められます。

計画案においては、定員 3 名のセスナ機であり、移動、天候、人数制限等の制約があり、多くの住民が未だ理解できていないと思われます。

島間の移動、定員増、島外者運賃適正化等、課題があるようです。

交通の利便性を考慮し、関係機関との連携を図り、住民に対し丁寧な広報、説明を求めます。

以上で、一回目の質問を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

それでは日高議員の質問に対してお答えします。

日本復帰村制施行 70 年の節目を迎えた、村の喫緊の課題。

人口、産業、医療福祉、学校存続、デジタル利活用についての、質問を受けておりますので、お答えします。

私は 3 期目就任時に掲げました政策の 5 本柱の第一に「定住促進と産業振興の連携強化」を掲げ、人口と産業が最大の課題であると示しております。

そして、人口対策と産業対策が一体となった島づくりを推進するとして、目標の人口を「700 人規模」ということで掲げております。

まず人口対策については、昨年までは新型コロナウイルス感染症の影響で積極的に定住者受入れの推進が難しい状況にあったことも影響し、人口減少になかなか歯止めがかからない状況にあります。



これまで、移住・定住イベントについては、コロナ禍で現地での参加を見合わせ、オンラインでの参加に切り替えておりましたが、対面と違い中々、移住・定住に結び付かない状況にありますことから、本年度から積極的に移住・定住イベントへ直接面談での参加という方向に切り替えて常に動いているところです。

人口対策は、外からの積極的な受入れと同時に、移住者の生活基盤の確立によることで定着にもつながります。

移住者の島への定着を図る上で、行政と受入れる地域側のきめ細かな情報共有など、連携強化も課題の一つではないかと考えます。

現在、各島に定住サポートチームを設置しておりますが、行政とサポートチームの情報共有のあり方、移住者に対するサポート体制のあり方については、まだまだ改善すべき点が多いと考えております。

また、住民の皆さんに地域の現状から5年後 10 年後の将来像を正しく理解していただき、今、移住・定住対策を積極的に進めないと地域力の低下を招き、住民の皆さんが安心して生活することが難しくなることを認識していただくことも大切であると考えます。

そのためには、行政とサポートチームが一体となって、移住者を支援する体制の強化を進めていきたいと考えます。

また、交流人口や関係人口の確保を進めることにより移住につながるケースも増えるかと考えますので、イベントやツアーを積極的に実施するとともに、ブロードバンドを活用したワーケーションの受入れ、友好島民の有効活用、SNSを活用した情報発信などに努めていきたいと考えます。

人口対策のハード面の一つの課題につきましては住宅の確保です。

現在、新築住宅及び空き家改修住宅を活用し、移住者等へ貸し出しを行っていますが、島によっては住宅不足となる島も出てきております。

人口対策を進める上で、住む住宅が無いということは致命傷でもあります。

住宅用地の不足、資材高騰による建築価格の上昇など住宅整備における環境は厳しさを増してきています。

村では、利用できる土地については造成し住宅整備をしておりますが、今後の土地の確保が大きな課題であります。

空き家住宅や土地の買い上げ等も積極的に行い、住宅用地の確保に繋げていきたいと考えております。

その他、建築単価が上昇し、毎年2世帯長屋を 2 棟程度整備するのが限界の状況にあることから、建築単価を抑えた木造ユニット住宅での整備について、工場等の視察も行っております。

この工法での整備が可能となれば、戸建住宅を同額で 3 棟程度整備できる試算であり、定住対策での大きな課題である住宅の確保に繋がるとともに、将来的に住宅の払下げについても容易になりますことから、品質確保、耐久性などの調査を行いつつ、県とも協議の上、整備について検討をしていきたいと考えます。

次に産業についてです。

一番の課題は、人口減少、高齢化等に伴う「担い手、後継者の確保及び人材育成」です。

畜産、漁業、その他農業など主たる産業の高齢化は顕著であり、従事者の減少及び技術の伝承ができていない状況となっております。

人口対策とも連動しますが、担い手となり得るUターン者の確保、育成及びサポート体制づくりが大きな課題です。

現在、就業者育成奨励金交付事業や地域おこし協力隊等を活用し、里親制度による自立農家の育成、労働支援体制の強化を進めているところですが、事業活用後の定住及び就業継続率を高めていくためにも、今一度課題を整理し、支援内容の見直しについても検討していきたいと考えております。

個別の産業については、まず畜産についてです。

高齢化、担い手不足に伴い、牧場の維持管理が大きな課題となります。

現在進めている国庫補助事業による基盤整備の推進やスマート農業の導入による「管理しやすい施設及び牧場整備」を進め、労働負担軽減、生産の効率化を進めていく必要があります。

また、原油価格の高騰などによる飼料価格の高騰、植物由来の代替肉の普及、枝肉相場の下落、将来的には輸入牛肉の関税引き下げなど、肥育農家の経営悪化による子牛価格の下落が予想されるなど、畜産を取り巻く環境は益々厳しくなってきます。

このため、コスト削減を図っていく必要があり、特に、飼料については、そのほとんどを島外から購入している状況にあります。

牧野改良とともに採草地の整備を進めるとともに、栄養価など質の良い粗飼料の確保に繋げていく必要があります。

その他、Uターン者については、親の牛舎等を継承していくことから、ある程度経営は安定化しているものの、新規で入ってくる方については、母牛を導入後の2年～3年間の経営が非常に厳しい状況であることから、それらの導入支援のあり方についても検討が必要かと考えています。

また、早期に自立するための畜産経営の研修体制の確立及び基本的な畜産経営のマニュアル化も重要であり、国庫補助事業等を活用し、島内に新規就業者が研修を受けられる施設整備や島内キャトル等の検討も進めていきたいと考えます。

畜産以外の農業につきましては、先月のレントゲン便で、営農指導員が各島の営農状況及び農業施設を調査しております。

現在、かんきつ類などの果樹生産、Uターン者等による「田芋、島らっきょう、島バナナ」などの生産が主に行われていますが、新たな農作物の創出として、パッションフルーツ、小玉スイカなどの経済作物の実証栽培を行っています。

田芋、島バナナでは、毎年収穫できる栽培技術の定着など、実証圃場の整備及び技術指導を行い、伝統農作物の復活とともに、生産量の増加に取り組んでいるところです。

また、農業施設については、活用されていない施設、修繕が必要な施設などが多く見受けられることから、今後、生産者による責任感を持った施設の利用や活用計画を生産者・地域とともに協議することとしております。

しかし、耕作可能農地の不足や施設整備の遅れ、畜産に比べて収益性が低い、モデル的な就農

農家がない、台風や塩害、流通体制、輸送コストなど様々な課題があることから、輸送コストについては、市場出荷のみに頼らず、郷土料理店などへの売り込みも検討し、輸送コストを販売単価に転嫁することも検討する必要があります。

そのためには、知名度・認知度を高めるための戦略が必要になってくるかと思います。

農地については、地籍調査が済んでいない、相続等の手続きがなされておらず農地と所有者を同定できないなどの課題がありますが、活用が見込まれる農地については、これまで同様に借り上げを進め、UIターン者等の新規就業者に積極的に貸し出しを行っていきます。

作物については、11品目の推奨作物として、夏から秋にかけて出荷できる作物の検討と生産拡大を進めるとともに、村の気象条件等にあった新規作物の調査、導入も検討します。

また、かんきつ類、島バナナなど、ふるさと納税の返礼品と連携した取組みの推進、その他、学校給食での提供、自給野菜等については、共同売店での販売体制について農家とも話し合いを進め、地産地消を推進も考えていかなければならないと思います。

後継者及び人材育成については、地域おこし協力隊の活用、開発センターや移住交流施設を活用した農業体験や研修を進め、人材育成を図る必要があります。

指導体制につきましては、今年3月に採用しました営農指導員による指導を積極的に進めていきたいと考えます。

労働力の支援体制については、労働負担の軽減につながるスマート農業の導入検討、地域おこし協力隊の活用、地区営農支援員の配置などにより、労働力の確保や地域農業の再生に取り組む考えであります。

施設整備については、県単補助事業の特定離島事業、あるいは村単の生産施設整備補助事業によるビニールハウス施設、給水施設の整備を進める必要があります。

その他、流通体制が脆弱であることから、NPOとの連携による農産加工を推進するとともに、加工組織の育成、ブロードバンドを活用したネット販売の促進を推進していくべきと考えます。

また、有害鳥獣対策として、ヤギ対策については、島外搬出による頭数を減少させるとともに、侵入防止柵等の購入費用の助成を検討しており、これらの活用を図っていきます。

ヤギの捕獲については、本年度県が奄美大島にて効果的な捕獲方法等の検討を進めており、県とも情報共有を進めていきたいと考えます。

現状からすると、畜産以外の農業だけで生計を立てることは難しく、複合的な農業の仕組みを確立するとともに、小規模畜産との耕畜連携農業を推進し、生活基盤の安定化を図るべきと考えています。

次に林業につきましては、タケノコは、これまで行っている竹林改良を推進し、収穫量を上げていく取組みや市場出荷だけでなく県産品を取扱う郷土料理店なども含め、販路拡大を継続していくとともに、加工品の生産についても検討が必要と考えます。

ヒサカキについては、圃場の現状調査を行っていただいておりますが、これまで管理体制が不十分であったが、樹木の生育は良く、枝振り、葉の大きさ、色合いの質も良く、直ぐにでも括り出荷できる状態であるとの評価です。

出荷後は、適正な剪定を行い、枝振りを整えるとともに、肥培・防除管理することで、質の良い非

榊の安定した出荷に繋がります。

非榊の需要は多く、生産体制を整えることで、生産した「括り榊」は全て販売することができることから、圃場面積を増やすことも今後の状況次第では検討する必要があります。

地域の人材だけでは「マンパワー不足」であることから、地域おこし協力隊の活用も含め、管理体制を再度構築し、生産出荷を進めていきたいと考えます。

水産につきましては、高齢化に伴う漁師の担い手不足は深刻であります。

また、昨年からの燃料高騰は、漁業経営をより厳しくするものと考えます。

師弟制度での技術支援等による収益向上を図るとともに、後継者育成が必要です。

現状の高齢化及び担い手不足が進んだ場合、漁協の存続すら危ぶまれる状況となってきます。

漁業就業フェアなどの就業相談会や地域おこし協力隊も活用し、担い手の確保を進めていきたいと考えます。

燃料高騰対策については、漁協で組合員に対する燃料高騰に対する保険への加入を勧めており、村としても現在、燃料コスト支援を実施しておりますが、今後も燃料高騰については注視してまいります。

水産加工においては、中之島水産加工施設の指定管理者となっている山口水産との連携強化を図り、平島水産加工施設も含め、急速凍結機の活用による付加価値を付けた商品出荷及び開発を今後も進めていくとともに、ブロードバンドを活用したネット販売についても推進していきます。

水産加工施設の経営を安定化させるため、地域おこし協力隊の活用などの支援を継続していきます。

活魚出荷については、鮮魚出荷と比べて単価が高く取引きされることから、出荷体制の確立に向けた技術支援、施設整備支援などについて検討していきます。

また、大型の浮魚礁の設置についても、県への要望を継続していきます。

漁協改革も必要かと考えます。

後継職員の確保、未収金の徴収整理、正組合員の確保、収益の確保対策など、組合員が減少する中、このままでは漁協の存続すら難しくなることから、理事、組合員がこれらの問題とともに漁協の将来像について真剣に議論を進めて行く必要があると考えます。

その支援の取り組みの一つとして、本年 4 月から村単独補助金の支給停止要件を村関係の支払い未済に加え、漁協に対する支払い未済についても対象としているところです。

観光については、新型コロナウイルス感染症の水際対策として不要不急の来島の自粛を要請しており、本年 4 月に要請を解除したところですが、旅行客の減少からまだ回復できていない状況にあります。

今年度は感染症対策を進めながら、列島マラソン、七島めぐりツアー、ボゼツアーなどを実施するとともに、宝島では港の壁画のリニューアルも行なわれます。

これらの情報発信を積極的に行ない、観光客、関係人口の増加につなげていきます。

また 7 島には、野鳥、釣り、スキューバダイビング、飛び魚、大名タケノコ、固有の花々など、多くのすばらしい地域資源があります。

また、無人島の活用も視野に入れ、これらの観光資源を積極的に活かし、各島の観光ガイドとも連携し、民間によるツアーの受入れについても検討をしていきたいと考えています。

その他、友好島民の活用がうまく図られていないことから、友好島民の人材バンク制度も整備し、島との関わりができるようにしていきたいと考えます。

商工については、商店が無い島があり、高齢者や旅行客が不便をきたしている状況にもあることから、体制が整った島から順次、今後も売店とガソリンスタンドの整備を進めていきます。

また、さきほど農業でも述べましたが、自給野菜の共同売店で販売体制についても進めていきたいと考えます。

民宿については、各島の民宿経営者も高齢化が進んでいます。

後継者の育成及び新規で民宿業の開業支援策について調査・検討を進めていきます。

医療福祉につきましては、政策の5本柱の一つとして「少子高齢化と医療福祉の充実」を掲げております。

令和2年4月から「第2期十島村子ども子育て支援計画」がスタートしています。

この計画は、「安心して子どもを産み育て、子どもに笑顔が溢れる村」の実現を目指して、保健・医療・福祉・教育等、あらゆる分野の事務事業、施策を総合的に推進するものですが、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援対策を充実させていきます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は22年目を迎え、本村での介護サービスの利用状況は限られているものの、サービス利用者は年々増加傾向にあり、介護保険制度は高齢者を支える制度として定着してきました。

令和3年4月から「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を展開しているところですが、高齢者に対する保健福祉の施策を推進し、「高齢者が住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことを基本理念として、在宅福祉サービスや利用者負担軽減の充実を図り、地域包括支援センターが中心となって各種支援体制に取り組み、地域包括ケアシステムを構築しているところです。

また75歳以上の高齢者を対象として、令和2年度から開始した「介護予防と健康づくりが一体となった一体化事業」の拡充を図りながら取り組んでおり、明るく活気に満ちた高齢者を増やし、要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できるよう支援体制を強化するとともに、高齢者自身の社会参加を推進していく必要があります。

平成31年3月に「健康としま21」を策定し、「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことを目標に掲げ、健康づくり・地域づくりに取り組んでいるところです。

昨年度にインターネット環境が整備されたことから遠隔問診システムが更新され、鹿児島赤十字病院及び各診療所間での医師の診療等や相談事業がスムーズにできる環境となり、医療の質向上に寄与しています。

また、各島の診療所体制を3年前から看護師1名から2名体制としているところですが、併せて、看護師の継続教育の実現には年間教育計画の作成、研修先の確保、代替看護師の確保等、様々な課題に対し、外部の医療関係機関の協力の中で、「十島村における看護師等の人材育成のあり方検討会」を組織して、村の現状や課題について情報共有・意見交換を行っているところですが、今

後も継続して看護人材の育成強化に努める必要があります。

ハード面につきましては、特に診療所維持補修が課題になってくると思われます。

昭和 62 年 3 月竣工の中之島へき地診療所が最古ですが、全島、鉄筋コンクリート造りの平屋または 2 階建てです。

外観からもモルタルの剥離のほか、中には構造柱のコンクリート部の欠落による鉄筋の暴露も見受けられます。

RC造りの耐用年数は 39 年でありますことから、更新時期はまだ先になることから年次計画的に補修していくべきと考えております。

次に、学校存続の問題です。

十島村では小中学校存続のため、山海留学制度による児童生徒の受け入れ施設として山海留學生寮の整備を進めているところです。

山海留學生制度自体は、県内自治体では最も早く平成3年度からスタートしており、今年 6 月までに延べ 465 人の留學生を受け入れています。

昨年度は特に 46 人と過去最多の留學生があり、全児童生徒数も昭和 62 年以来 34 年ぶりに 100 人超えの 112 人となりました。

今年度の留學生は 42 人で、児童生徒数は残念ながら 100 名には届きませんでした。98 人となっています。

児童生徒数に応じて教職員も配置されることから、山海留學生が増えることは、児童生徒数の増加につながり、そのことが教職員数配置の増となります。

また、教職員が家族で転入する場合もあり、そのお子さん自体が児童生徒数の増加ともなります。

山海留學生寮については、平成 28～29 年度に平島寮、令和元～2 年度に諏訪之瀬島寮を整備し、口之島では平成 29 年度に教職員住宅を改修して寮運営を進め、令和 3 年度末に悪石島寮が完成し、フランスからの寮監さんが来ていただきました。

今年度中には、口之島と小室島にも整備し、来年度からも順次整備を進めて行きます。

定員はこれまで同様に各施設 6 人から 8 人程度で進めることにしております。

山海留學生寮の寮監については、先程少し触れましたが、地元に適任者がいない場合には UI ターン者家族を募集して確保していくことにしています。

山海留学制度、山海留學生寮につきましては、学校存続はもちろんのこと村の人口対策にも繋がっており、その効果が既に示されております。

里親の高齢化や住宅問題もあり、その解決のためにも寮整備は今後も積極的に進めて行きます。

その他、I ターンや U ターンの方々も増えることで、学校の活性化につながるものと期待しています。

また教育環境や教職員住宅等の整備も順次、進めていきたいと考えます。

次に、「デジタルの利活用」につきましては、この件は 3 月議会にも一般質問でお答えしております。

国は、令和 2 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定、令和 3 年 9 月にデジタル庁を新設、11 月にはデジタル田園都市国家構想実現会議を立ち上げ、「誰一人取り残されず、全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するとともに、地域の個

性を生かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップでの成長の実現による持続可能な経済社会を目指す」としています。

その主な取り組みの一つが、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」で、令和 3 年 1 月から令和 8 年 3 月までの期間、デジタル技術やデータを利活用した住民の利便性向上、業務の効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げること及びデータ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることを趣旨としています。

そして、自治体に、推進体制の構築のため組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成のほか6つの重点事項として「自治体情報システムの標準化と共通化」、「マイナンバーカードの普及」、「行政手続きのオンライン化」、「AI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」への取り組みを要請しています。

本村におきましては、昨年度より、デジタル人材枠で職員を採用し、担当する室の名称も「デジタル政策室」とし、行政手続きにおける「押印義務の廃止」や鹿児島県町村会が主導するRPAの調査・研究など準備を進めているほか、各課におきましても様々な取り組みを進めております。

例えば、住民の利便性向上に関連するマイナンバーカードの普及につきましては、今年 1 月末現在で 245 枚、人口の率にして 35.8%でしたが、5 月末現在では 26 枚増加し 271 枚で、率にして 39.6% が取得しております。

県平均が 42.26%ですので、まだ若干下回っております。

行政手続きのオンライン化につきましては、令和元年 11 月から鹿児島県電子申請共同運営システムで運用している「鹿児島 e(イー)申請」は、村のホームページとリンクしており、住民票や戸籍附表の写し、税務証明、児童手当等の届け出など、22 の手続きを電子申請することができ、マイナポータルサイトからリンクすることも可能ですが、残念ながら現在のところ利用実績は無いところです。

今後、マイナンバーカードの免許証や健康保険証としての活用が計画されており、医療機関の受診や服薬の履歴が記録されるなど、確実に利用拡大されていくものと思われれます。

テレワークにつきましては、地方での活用が期待される特にワーケーションに対する取り組みを進めたいと考えており、施設整備や関係する制度を整えているところです。

関係人口の創出と併せて、地域の活性化、人口対策に繋がることを期待しています。

その他、コンビニエンスストアで住民票の写し等の交付が受けられるコンビニ交付や、税等のキャッシュレスが進められていますが、利用者のニーズを見極める必要があります。

瞬間に普及したスマートフォンにつきましては、続々と様々なアプリが開発されています。

全国の自治体でも、広報誌の電子書籍化、町内回覧板の電子化、行政からのお知らせ情報のデジタル化やSNS又はアプリを活用した情報発信のほか、健康関連・防災関連アプリの導入等、先進的な事例もあります。

また、人感センサー等を活用した見守りシステム、デジタル通貨や商品券及びドローンを活用した買い物支援やハチの巣駆除、スマート畜産、スマート農業など、様々な実証試験がなされています。

このような中、国や県の動きも加速することが見込まれ、進め方や分野ごとのシステム、メーカー、業者などの情報が不足していることから、鹿児島県が 6 月中に委嘱を計画しているデジタル・トランスフォー

ーメーション推進アドバイザーや業務改善コーディネーター等に相談し、特別交付税で半分が支援されるCIO補佐官等あるいは企業人材派遣制度を活用して、民間の高度なノウハウを有した人材の確保を図り、デジタル化の推進に努めて参りたいと考えております。

次に、「港湾の県管理移管について」お答えいたします。

ご承知のとおり、本村には、県管理の港として中之島港、漁港では西之浜漁港と前籠漁港の計 3 港があります。

一方、村管理施設は港湾が 7 港、漁港が 1 港の計 8 港があるところです。

県管理施設につきましては、現在、中之島港は社会資本整備交付金事業により沖防波堤を整備中で、口之島と宝島の各漁港は、岸壁関係では機能強化のための耐震化事業を実施中で、その他の小型船だまりや臨港道路は、機能保全のための老朽化対策事業に着手しているところです。

村管理施設につきましては、平島の東之浜港、悪石島のやすら浜港、小宝島港の 3 港を整備中です。

やすら浜港は現在接岸している防波堤の対岸側に岸壁を整備するための事業を、小宝島港は東防波堤の港内側に岸壁を整備するための事業を、東之浜港は南之浜港の補完港として港内静穏度を高めるための外郭施設整備をそれぞれ実施しているところです。

東之浜港の整備につきましては、南之浜港の外郭施設整備を休止した平成 16 年度以降、重点的に整備を進めてきており、平成 24 年に定期船が接岸可能となってからは気象条件に応じて2港を使い分け、東之浜港は年間を通して 20%程度の利用率となっております。

しかし、集落からのアクセス等、生活環境が東之浜港に比較して整っている南之浜港の再整備を求める声がここ数年の平島における村政座談会の場でも多く聞かれるところです。

東之浜港の防波堤整備については、長期計画では今後 20mの延伸を行う計画としておりましたが、近年の公共事業費全体の高騰はもちろん、県内小規模離島特有の生コンクリート価格の高騰により事業が思うように進捗しない状況であることや、防波堤の整備位置が陸側から約 300m沖合となったことで水深が深くなり、設計波圧が大きくなったことに伴い施設の断面が大きくなり、整備単価が高騰している状況から、相当な事業費の増加が懸念されます。

仮に 20m延伸されても港内静穏度の改善にはさほど影響しないとの意見もあり、投資する事業費の割に得られる効果が少ないということから総合的に判断し、令和3年度繰越事業により据付したケーソンで防波堤延伸を取り止めることとしております。

港湾整備は、村の財政に大きな負担となりますことから、効果的な事業の取り組みを進めることとしておりますが、東之浜港は防波堤施設の完了まで今後 10 年程度を要する他、やすら浜港や小宝島港につきましても、係留施設の整備には着手しておりますが、施設の完成までは長期を要する状況です。

これらの状況を踏まえ、鹿児島県知事同席の下、毎年開催されます離島行政懇談会におきまして、現在整備休止中の南之浜港の県管理への移管について平成 27 年度から要望を行ってきているほか、平成 29 年 4 月に有人国境離島法が施行されたことに伴い、本村管理港湾施設について将来的には国の直轄事業で実施するよう要望を行っていているところです。



また、平成 31 年 4 月に実施されました前知事により「知事と語ろう車座対話」におきましても、小宝島住民から直接、前知事に「港湾整備については県のほうにお願いしたい」という要望がなされたところでした。

現時点におきましては、県管理施設への移管等について具体的な進展はありませんが、今後も継続して、国、県に対し、強く要望していきたいと考えます。

次に、「航空路開設対策について」の質問にお答えいたします。

現在、ヘリポートとしてのみ活用されている諏訪之瀬島飛行場を「場外離着陸場」としての運用を行い、鹿児島空港から諏訪之瀬島間の定期便の運航を開始することを目指しております。

定期便運航に伴い、十島村への新たな交通ルートが確保されることで、住民サービスの向上及び交流人口の拡大が期待されます。

また、諏訪之瀬島御岳の活発な火山活動を鑑み、火口からの距離が集落より離れた場外離着陸場に避難所を整備することにより、防災機能の強化につながり、災害時の避難が想定される島民及び観光客の安全安心を確保するという目的も併せ持っています。

この構想につきましては、平成 28 年度に運航会社や大阪航空局と調整を開始したことからスタートしております。

改善を指摘された滑走路周辺の竹等の伐採及びヘリポート用の境界灯の移設を終え、運行会社による大阪航空局への「場外離着陸場」の申請が認められ、試験飛行も実施しております。

施設整備の予算につきましては、国庫補助事業である離島活性化交付金事業に昨年度追加採択されましたことから、昨年度の補正予算に事業費を計上し、今年度に繰越して施工しているところです。

行政報告でも触れましたが、現在、航空路用の待合所、ターミナル機能と諏訪之瀬島御岳の火山災害における島民の島外避難時の一時避難所機能を併せ持った「諏訪之瀬島避難ターミナル」を建設中で、完成は 9 月中旬の見込みです。

開所식을 9 月下旬に開催し、その後、週 2 便の定期便として運航する計画を進めているところです。

運行形態につきましては、週 2 便とすることで運行会社の同意はいただいているところですが、具体的な運航スケジュール等につきましては、3 月議会で運航案、料金案等を説明しておりますが、再度、今議会の協議会での理解を得た上で運行会社と調整していきたいと考えます。

なお、料金につきましては、現在、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の航空路版を導入し、住民の運賃低廉化に務めたいと考えております。

この制度は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きい条件不利性に鑑み、持続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、「住民の航空路運賃を新幹線運賃並み」まで低廉化する経費の一部を支援というもので、財源の負担割合としましては、国が 55%、県、村がそれぞれ 22.5%となっております。

この料金につきましては県を通じて現在、国と協議中です。

質問の中にもありましたが、運航にあたってはまずは安全運航が基本です。

無理な運航計画とならないよう、運航会社には運航規約を遵守していただき、村では必要な資機

材を準備し、それらの点検、整備を行い、安全運航を確保することに努めていきます。

開設した航空路が住民や観光客等に多く利用されることで、はじめて住民サービスの向上に寄与するものと考えています。

そのためには、開設時期や利用料金等の一般的周知事項をはじめ、利用の仕方や利用に係る制限等、本航空路の特異性も広く広報・周知しなければならないと考えていますが、ご承知のように未決定事項も多く、今議会での協議結果を元に可能な限り早期に具体的なことを決定し、広報誌やホームページ、村政座談会等で周知して行きたいと考えます。

#### ○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

丁寧な答弁をありがとうございました。

まず1点目から申し上げます。

日本復帰70年、村政の施行70年を迎えた令和4年ですが、先人たちの情熱を引継ぎながら、我々も頑張っていかなければという思いを申し上げておきます。

またこの間、いろんな港湾であるとか、定期船であるとか、電話等ですね、いろんな整備も出来ました。また本村は7島という小さな有人の村でありまして、予算配分も大変難しい地域であります。

そして、各島に平等に学校もつくり、診療所をつくり、同じような施設を7島に造らなければいけないという、財政上厳しい問題をいまだに抱えているわけですね。

ですから、1割財源の本村にとって、離島振興法と最近出来ました、2017年に出来ました有人国境離島法という税条例に乗っかってあらゆる整備が行われております。

残念なことに、奄振法というのは適用が出来なかった。

それはまた国のいろんな、アメリカとの領土の関係でこのようになったということを聞いておりますが、復帰後、当分の間は大島郡だったですね。

その奄振法に外れて、なおかつ十島村は大島郡で、非常に歯がゆい思いもありました。

歴史を見るとですね。

ですからこの予算も奄振法に負けないような予算を出してほしいというのが私の思いであります。

ですから、日本には有人離島も結構あるんですね。

ですから予算率も、そんなにこう、全国的な配分ですので、効率もあんまりよくないと私は思っております。

ですから今後は、来年の3月で一旦失効しますが、10年間のですね延長が決まるようです。

その中でまた、いろんな離島の改正の延長実現総決起大会も行われております。

それで要望等も、7項目8項目挙がっております。

ですから、もっともっと効率のいい離島振興法を目指してもらいたいということで、まず、その県議、国会議員に現状を見てもらって訴えなければ、行政だけでは、そんなにこの離島振興法であっても、予算の獲得が難しいと思っておりますので、我々も、村長もですね、政治力をいかに発揮して訴えてもらえればと思っております。

次に新しい時代への対策ですね。

村長が丁寧に上げていただきましたけれども、私も人口対策と産業は一体化だと思っております。

ですから、これをぜひとも実行してほしい。

まず定住の方法もいろいろあります。

まず交流人口、これを増やさなければいけないと思っております。

定住者の定着率が何%だというのは、流動性が必ずありますから、まず友好島民の受け入れ、人流をですね、人流を図るということで、イベントとかそういうのも感染対策を行いながら徐々に復活を行ってほしいと思っております。

また、産業面におきましては、先ほども申し上げましたが、物価の高騰対策ですね。

これも早急を実施を行ってほしいということと、5年、10年後後継者がいなくなる状態ですね、見えてきます。

ですから早い段階で後継者の育成、そしてまた新規の就農者、漁業に対しましても、そういう後継者、就業者を育成ができるような対策を講じてほしいと思っております。

それと、各島に給油所、売店の設置、これはやっぱり住民生活の中において私も大事だと思っております。

ですから、できる地域は順次、売店と給油所を一体化して、推進を図ってほしいと思っております。もう一つは民宿が近い将来において減少をしたいと思います。

高齢化によって廃業する方もいらっしゃると思います。

ですから、こういう民宿等の確保も大事かなと思っております。

それと、医療福祉の関係ですけれども、現在医者が常駐だということなんですけれども、私は決して常駐じゃないと思っております。

ですから、住民の、何ていいますかね、要望にすぐさま対応ができるような医療の体制、デジタル化も実施が出来ました。

ですから、デジタルで映像で診療もできると思います。

ですから、もう医師の確保もまた大事な問題だと思っております。

あわせて、看護師の2名体制が3年目になっても全島でまだ100%じゃないということですね。

これは不公平が生じます。

全島平等でなくてはならないと私は思っております。

ですから、ぜひとも早期の看護師の2名体制を早急に図ってほしいと思っております。

以上、答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

村政施行が70年目に入った、過ぎたと。

そして復帰70年という中で、これまで十島村を築いてきた先人の皆さん方が、今現在の十島村を築いたということでは、感謝を申し上げておくべきだと思います。

ただこの 70 年の中で、これからの十島村振興の在り方というのは物すごく変わるだろうと思います。  
と申しますのは、我々の地区が 1953 年に日本復帰したときは、まだ国内の人口というのは、かなり勢いよく増加傾向にあったわけですね。

当時、我々が小中学生の時代のときには、各家には 3 人も 4 人も子供がいて、周りにはもう子供だらけというような状況にあったのが、これからの 5 年、10 年後というのは、全然変わった状況になってきただろうと思うんですよ。

そういうことからしまして、今まで我々はこの 70 年間に振り返る中で、それに甘えてはまずいだろうと思います。

おかしい結果を招くんじゃないかと気がしてですね、村としまして、約今から 10 年前に、村の職員にも地域担当職員制度を取って進めているんです。

議会も承知のとおりだと思うんですけども。

なぜそういうのをしたかというのは、地域力が極端に落ち込んできていると。

そして役場の本庁が島内にない、島の中にないということで、職員には鹿児島市民化するなということとは常々申し上げている中で、地域の状況は地域力が極端に落ちてきている中では、本庁を村内に設けることは出来ない今の状況の中ではですね、地域担当職員の役割というのは今後大きな、行政を担う上でも非常に占めるんじゃないかと思っているんです。

そういうことを考えた場合には、本腰を入れた形で、村の職員そして地域の皆さんが、定住サポートチームと一体となった形で取り組むということは、今後、日々求められることになっていくんじゃないかという気がします。

それから、村として約今から 12 年前に村の人口が 600 人を割り込んだということで、協力的に就業支援制度を、言わばその定住支援制度を、村は他の自治体にはない制度を立ち上げたわけですね。

ということもありまして、その後約 4 年から 5 年の間は、右肩上がり人口がどこの島も増えたと思うんです。

ところが、その制度そのものには一定の条件がありますからね、年数という条件がありますから、それが切れるとともに人が減ってきたと。

この現実をしっかりと受け止める必要があるんじゃないかと思うんです。

そのことはつまり、その働く場をしっかりと定着させることが出来なかったという結果じゃないかと思います。結果的にそういうものがありまして、昨年の今時点と今年の今時点の中で村の人口が 40 人を超える減少になっているわけです。

どこの島も減少しています。

一部の島では、ほぼ同じような状況であるわけなんですけど、ただ、そこは子供たちでカバーしている、年少人口でカバーしているんです。

生産年齢世代というのは落ち込んでいるわけです。

つまりその生産年齢世代が落ち込むということは、地域力は確実に減少してきているわけですね。

そのことを地域のサポート、定住サポートの皆さん方もしっかりと受け止めていかないと、ただ単に人材が不足しているから、マンパワーが不足しているからということで、地域おこし協力隊に何とかしてくれとい

ようなことを続けていたらですね、なかなか先が見えなくなってしまうんじゃないかという気がするんです。

先の議員も言われますように、後継者をいかにして育てていかなんです。産業の後継者。

そこにはそのターンであったり、Uターンの関係者を家族組で受け入れるような、そしてそこで活性化させるような仕組みづくりというものを考えていべき時期に来ているような気がします。

この人口のこの1年間の40人の減少ということにつきましては、地域振興課のほうに、中身をしっかりと分析した形で、村として何が対応できるかということを実際に考えるものをできるだけ早くその材料を示すべきじゃないかと考えています。

それから、医療の問題につきましてはですね、確かに今議員が言われますように、鹿児島県は、十島村には常駐医師がいるんだということをしきりに言うわけですね。

それは全然違う話だと思うんです。

確かに中之島のほうに、上4島の常駐だということで、鹿児島赤十字病院からも配置されてきていますけども、実態は巡回診療と変わっていないんです。

で、そのことは県のほうにも発言する中で、県のほうは一部理解して示してくれているものの、「いや、でも数字的には、三島十島には常駐医が要るんだから、無医村じゃないんだ」というようなことをやっぱり言いますからですね。

そこについては村としてもですね、その十島村の今の医療の実態等も含めながら、考えてほしいということはしきりに申し上げます。

そういう中で、4年前に県立大島病院からの医師の派遣が出来て、何とかカバーしていますけれども、何も巡回診療の受診率は悪いというようなことがありますので、そういうことも含めまして問診システムというものを昨年度の事業の中でも入れたということで、テレビ、言わばそのネットを通じた形で、医療の受診の在り方というものは今後進んでいくことになるのかなと思っております。

それから生活環境の整備というのは、やっぱり島で生活する、地域で生活する者にとっては大事なことでだろうと思うんですね。

地域に、今ネット社会ですから、若い世代の方々はインターネットで物を買える状況ですけども、でも高齢者とか、あるいは来島してくるものは、そういうわけにいかないということを考えた場合には、何がしかの民間のそういう場がなければですね、行政のほうで、公設民営的な形で、今後も進めることにもなるのかと思います。

ただ残念ながら、地域として本当にそのことをしっかりと受け止めているのかなというのがですね、未整備の地区についてはそういうのを感じますので、村としても、今後もしっかりとその情報を示しながら、取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っています。

それから、民宿業の問題も大きな課題だろうと思います。

今村に約27、8軒の民宿を従事されている方がいますけれども、ほとんどの方がもう60代前後を超えるような感じです。

中には、昨年20代の方が、一つ開業してくれましたけれども、あとは大方もう60代前後の方のことを考えた場合に、村は交流人口を進めます、それから観光客の受入れをしますと、ということで進めている中で、受入れてくれる宿がないということになれば、なかなか外からの人も入ってこないということを考え

た場合には、できるだけ村としても、この民宿業を開業しやすい制度づくりを今後も検討していくべきじゃないだろうかと考えます。

それからもう一つ肝心なことはですね、確かに十島村の場合は、離島振興法で今の村のハード整備、ソフト整備はなされています。

あと4、5年前に有人国境離島法が整備されて、一部は支援体制が出来ているものの、かといって、その沖縄振興法、あるいは奄振、小笠原に比べた場合には、なかなかその振興法が薄いというような事がありまして、実は、今年の離島振興協議会の総会の場に、十島村は占領下に置かれたけれども、他の自治体は全て特別措置法がなされた、でも、我々の地域はないと。

何とかそこら辺を含めて、国としても考えてほしいということを申し上げました。

これは、いずれ鹿児島県のほうにも、そのことは申し上げていくべきじゃないだろうかと思います。

その離島振興法の中で、もう70年村が経過しようとする中で、果たして、その新しく十島村だけ特別措置法が受けられるかどうかわかりませんが、例えば同じ奄美地域とは1年違いで十島村は復帰したということ考えた場合には、順当に考えた場合には、奄振の中に特別枠みたいな形のもので、その十島村も入れてくれることをですね、村としては望む方向でありますけれども、今後におきましても、村として声高に国県には申し上げていくべきじゃないだろうかと考えます。以上です。

#### ○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

口之島を見てみますと、人口がもう広報紙を見るたびにですね、冷や冷やしているんですよ。

100人を切ったらどうしようという、我々住民もですね、冷や冷やしていますよ、本当に。

ですから、何とかして人口を増やそうやという意識はあるんですよ、皆さん。住民の中でもですね。

平島から追い越されるよと言う声もあります。

ですから、そういう地域の中でも私の地域では意識は皆さん持っています。

ですから、そういう島にUターン、Uターンする方を皆さんで探そうという声も上がっておりますので、どうしてもサポート委員会もありますので、ぜひとも100人を切らないような、地域で維持していかないと、地域の活動が出来なくなるんですよ。

今でも、もう人員が減っているような問題が起きておりますので、どの島も同じだと思いますけれども。

ですからもう少し、人口増の意識を高めてほしい。

役場だけの行政のみの依存では、私は決してダメだと思いますので、ぜひとも官民一体じゃないですけど、行政と住民が一体化して、人口も増やしていきたいと考えております。

もう1点、リモートの体験をやるということで、予算化がされておりましたよね。

そういうのもですね、先日NTTが、全社員をリモート勤務だと。

日本全国に、どこでもいいんだと、居場所は。

そういう会社もありますから、そういう打診とかですね、も行って、「島でも仕事出来ますよ」という、「環境も整備はできていますよ」というPRも行ってほしいと思っております。

時間の関係で、2点目に入らせてもらいます。

2点目は港湾の関係ですが、まず初めに、うちの十島航路の就航率について伺います。

県の計画では97.6%なんですよ。

計画は、就航率が、に、なっておりますが、わかっている範囲でいいです。

各島の就航率につきまして、お伺いいたします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

人口減少が議員の地元もかなり減ってきているんですね、議員も先ほど発言されたとおり。

今まで我々が育ったときには、中之島が人口が村内の中でも一番多かったと、そして次は口之島だったと、その次は宝島だったと。

宝島から追い越されて、ここ4~5年ぐらい、そういう状況が続いてくる中で、間もなくもう平島は悪石島に追い越されるような状況になってきているのが今の口之島の実態じゃないかと思うんですね。

そこはですね、やっぱり地元のほうで、やっぱりその集落でちょっと議論してほしいと思うんですね。

よく我々もその報道、あるいは新聞で見ている中でですね、地域を盛り上げていくのは「若者」だと。

そしてもう一つはその考え方が得意な、言わば「ばか者」ですね。

それから「よそ者」が地域を盛り上げて、新しくまたコミュニティをつくり上げていくというのが、よくよく言われているところなんですね。

そのことをもう少し地域でも考えてほしいなと思うんですね。

で、ある程度、我々の地域に来る方はですね、ちょっと変わった方がいるんじゃないかと思うんです。

そういう人たちを頭から否定するんじゃなくて、受け入れるということを土壌的にやっていくことが今後求められるんじゃないかなという気がします。

今、Iターンされた中でですね、ある島なんですけれども、何かやりたいというものを行政のほうに話を持ちかけてきているんですが、それを地域のほうが止めるようなことをしてしまうとですね、その方は必ず出てしまうと思うんです。

まずは見極めるということですね、まずやらしてみるということ、地域の土壌をですね、もう少しその懐を深くした形でやらせていかないと、今の地域のこの人口減少を改善出来ないだろうと思いますので、そこは言いたいことがあるでしょうけれども、一歩そこをこらえて、まずは見極めてやるということは必要じゃないかという気がします。

それからワーケーション、それからテレワーク需要についてですね、これはもう、国内の社会的な動きになってきています。

議員が先ほど言われますように、NTTのあの大企業が、結局その会社に出勤するのは出張扱いするんだと。

そして自宅、あるいはどこでもいいと、航空運賃も出しますというぐらいの、今、働き方の改革をしております。

ここがチャンスだと思います。

村としても、今年度現在、ワーケーション受け入れのために、悪石島地区にその整備のために、環境

整備のために予算措置をしています。

あと、ほかの島にもそういう場があればですね、地元のほうからも当然議論していく場の中で、村としても、言わばその手ぶらで、その方々が手ぶらで来られるようなですね、例えば「インターネットも当然そのパソコンもありますよ」、あるいはその「冷蔵庫もありますよ、テレビもありますよ」と、手ぶらで来られるような形のものの環境整備をすることによってですね、離島で、そのワーケーションをあるいはテレワークをということの声は確実に上がってくるだろうと思いますからですね、そこは村としてもそういう整備をやっているんだということを、村のホームページの中でしっかりと広報しながら受入れを進めていくべきじゃないかと思えます。

そのときに、地域のほうはしっかりと理解してほしいと思います。

何しに来ているかわからないという形で、例えば、追い出すような、あるいは止めるようなことをやってしまうそうですね、その話が先に進まないということになるかと思えます。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

先ほどの5番議員のことについて回答させていただきます。

まず、就航率の前にですね、説明したいのが、定期船がうちの定期船の中で、就航率を求めている計算式を今から、計算というか率を述べますけれども、議員が先ほど言われた97.5%というのは、港内波高に対して何%かというような部分です。

うちの港で言いますと、ほとんどの港は港内波高が1メートルで計算してまして、これ風向きとか全天候とか別です。

港内波高が1メートルのするときの就航率は幾らかと、どれを目指すのかということで97.5%というのは出していて、これは平島以外、小宝島もちょっと小宝島は今手元にございませぬけれども、平島は今でも97.5%は超えてないところですよ。

ほかの小宝島を除いたところは97.5%を超えています。

就航率は今から述べますけれども、就航率につきましては、全体平均でしますと令和3年が94.5%、令和2年が95%、小宝島は令和3年が92.28%、令和2年が92.86%ということで、就航率、走る、台風を、これは今申し上げたのは含まない状況、台風の結果は除いてですけども、これで走った回数、港に接岸した回数ということで、先ほど述べました97.5%、港内波高に対しての就航率とはちょっと別物だと捉えていただければと思います。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

私ですね、県からの資料をちょっと出してみたんですけども、これは荷役稼働率って書いていますよね。

荷役ができる状態とね。

これは、ちょっと古いやつなんですけれども、こういう県のほうはですね、勝手にこういうのを作って。



なぜかといいますと、そういう村の管理港であるから、就航率が落ちるんだということですよ。

だから、村内であっても格差がありますよ。

中之島、口之島、宝島と比べると、この4港は就航率が落ちることなんですよ。

なぜかという、やはり村の補完港で、長年、もう長年ですよ、やっているということなんですよ。

ですから、何とかしないとですね、いつまでも港湾の整備は出来ないということなんで、進まない。

5年、10年では終わらないということなんですよね。

ですから、不自由を受けるのは利用者なんですよ。

ですから、道路には道の駅という、立派な駐車場があって、売店があって、立派な施設がありますね。

海にも、海の駅ですから、船舶が安全に接岸が出来て、荷役作業ができるのは、一般的な港湾であると私は思っております。

ですから、どうしたら早く終わるかということを見ると、もう県のほうに移管を行ってもらったほうが一番早いわけですよ。

一遍にとっても無理でしょうから、できるところから一番就航率の悪い小宝島、平島を重点的に早くランプウェイの制限が1か月のうちに何回ありますか。

ほとんどこの荒ばい時期には、必ずランプウェイの使用制限付ですよということを付けているわけですよ。

これが利用者に対しても、住民に対しても歯がゆいんですよ。

そういう皆さんから私は、住民の皆さんからもですね、聞いております。

「何とかランプウェイの使用制限はなくしてくれよ」というのも受けて、今回、質問に当たっております。

村もですね、去年の12月に十島村過疎地域持続的発展計画案というのを作っていますよね。出していると思います。

その中で、港湾の整備の計画を行っているわけなんです、この中で今休止中というのが、南之浜港、去年の12月の段階では、やすら浜港もなっていますけれども、これにつきましての計画があるのかどうか伺います。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

5番議員からありました、去年の資料の中で、計画の中で、やすら浜港というのが休止になっていたのは誤りであります。

実際は事業実施中の港であります。

やすら浜港が休止になっていたという、表現が誤っておりました。申し訳ありません。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

であれば、この南之浜港の今後の計画はあがっているんですか。

当面は休止ということですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

平島における座談会等を受けまして、先ほど村長の答弁にもありましたように、地元のほうからは南之浜のほうに、東之浜港がまだ時間がかかるということと、あと一旦伸ばしても、先ほど議員もおっしゃられたように静音度が高まらないということで、地元から多く南之浜港の整備について要望をいただいているところです。

先ほど村長も申し上げましたように、東之浜港、小宝島港、やすら浜港、この事業をするだけでも7億5000万ペースで事業をしているところでございまして、南之浜港のほうに着手はしたいと考えているところですけども、村の財政的負担を考えまして、南之浜のほうは要望はしてまいりますけれども、着工が目処を立てるといのはまだ当分の先になるころだと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今課長が説明のとおりなんですけど、当時今から30年から24～25年前までは、港湾事業だけで約村が20億前後やっていた時期があったんですね。

当然その時はバブル期が終わりまして、国のほうもかなり投資事業をやろうということで、村のほうも港湾事業をかなりの予算投入をやっていたんですが、その後小泉政権になって、三位一体改革に合わせたときに、村の借金の比率がかなり膨れ上がったということで、当初予算を抑えようということで、その延長上に今いるのがこの年間に概ね7億5000万相当でいこうということで、現在の当初予算になっている状態なんです。

確かに、この7億5000をこの3つの港で分け合うようなかたちのもので、年間の予算を進めているところです。

これを増やすということは、要請をかければですね、国がある程度予算をいくらかのせてくる可能性もあるんでしょうけれども、村の財産をなかなか持ちきれないということからして、このペースを、この財源ペースを当面続けざるをえないということになっていくのではないかと思っています。

そこで村は、今ある4港の港を、1港でも県のほうの管理として受けてくれということで要望をかけるんですけども、県のスタンスとすれば、自治体には県の管理港は現時点では1港しか受け入れることは厳しいと。

つまり県のほうも厳しいから1港しかできないと。

したがって、今県の管理の中之島港しか、県は受けられないというのが今の状況なんです。

かといって、今議員が言われますように、就航率が特に平島、小宝島については落ちている状況ですので、村としてこれからも県、あるいは国のほうにその港の管理の在り方をぜひ対応してほしいということで、申し上げておりますけれども、なかなか今のところは理解を示されないという状況になってきているような気がします。

それから、東之浜港が整備されたのちに、いずれ南之浜のほうにも、当然村として考えていくべきじゃ

ないかと思えます。

今、口之島、中之島、宝島につきましては、県の管理港湾、管理漁港の中で、ほぼ 100%に近い状態で、就航率の良い状況になっているわけですので、それを当然目指すべきだと思うんです。

その時に、港の形状をどういうふうにするかというのは、しっかりと国県とも詰める必要があるんじゃないかと思えます。

つまり、沖に沖に整備をするということをしてしまうと、静音度はなかなか改善されないと思うんです。

例えば、内側のほうに整備のほうを向けると。

そうすることによって整備コストのほうも相当抑えられるんじゃないかと思うんです。

これは今までどういうかたちで計画を立ててきたのかどうかはわかりませんが、沖に沖にというのが今のやり方じゃない、やっている気がしますから、内側のほうをすることによって、静音度もはるかに上がるだろうと思えます。

悪石島のほうが、新しく対岸整備を進めますから、内側の根っこに接岸場所ができますからね、はるかに静音度が今よりも高くなるんじゃないかという気がします。

そういうものを平島がもし今度そういうことを考えるのであれば、内側のほうに接岸スペースを設けるということを考えていくべきじゃないかという気がします。

#### ○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

港というのはですね、財源が大きいわけですよ。お金もいるわけなんです。

しかしながら、住民の不利益を被る状態がこれからも 10 年も 15 年も 20 年も継続して続くのかということに対して、私はこれじゃ駄目だなと、何とかしなくちゃいけないなと思っているんですよ。

これがまず県のほうに直判してやることと、あとは国交省とかですね、そういうところに談判に行くしかないんですよ。

不可能を可能にできるような方法を考えないと、できないと思いますよ。私は。

歴代の文園村長は、「汽船もまた道路なり」という名言を引っ提げて談判に行つたじゃないですか、実行したじゃないですか、国をつくつたじゃないですか。

ああいう意気込みで担当をはじめ、我々議員もですよ、真剣にこれは取り組んでいかないと、いつまでたっても変わらないです。今の状態は。

ですから、何とかしようよ。

そういう国会議員もいますから、村長たちも直判して、行政のみで解決ができる問題じゃ、私は無いと思います。

ですから、そういう住民の実態を、国の港の現状を見てもらって、そして訴えて、補助率を上げてもらい、そして県の管理港に上げてもらうという、十島村はいろんなこの不利益を被っているわけですよ、県道もない、国道もない、国道だって飛び越えて、沖縄には来ているわけですからね。

そういう問題もひっくるめて訴えていかないと、これはもう変わらないと思いますよ。

何とかこの住民がですね、ランプウェイの使用制限をなくすような航路の体制を作らないと、交流人口

もですね、増えないと思いますよ。

ですから、議員の皆さんも私もですね、真剣に訴えて、また村長の政治力も使っていこうではありませんか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

私も今国土交通省の職員、それから県の関係部局等とも話をする中でですね、その国の考え方が港整備は「稼げる港整備」を重点的に予算投入しているんですね。

つまり観光船を受け入れる、それから例えば鹿児島港であれば、木材の搬出対策としての港、これは薩摩川内港ですね、それから串木野港、そしてその観光船の受け入れにつきましては、そのマリノポートですね、それからあと志布志のほうも。

そして、離島のほうに行ったら奄美の名瀬港ですね。

そういうところに重点的に予算を投入している感じなんです。

我々のその生活基盤の担うための港の整備というのは、十島村、三島村、そして県の管理する中之島港、それから屋久島のほうの港ということで、そこに社会基盤整備の予算をつけて、それで分け合うような感じの今の国土交通省の予算の配分の在り方なんです。

今国交省のほうのそういう港整備予算というものは、稼げる港のほうに重点配分のお金を置いて、そして後は自治体のほうの要望してくる、つまり自治体のこの財政状況を見極めて、例えば十島村が総事業費で7億5000万と要望を出せば、限りなく採択を100%に近づけるような形のもの、今県は国はそういう動きを示してくれています。

この今村が7億5000という事業費をこれからも変えるべきじゃないと私は思います。

何故ならば、村の財政はおかしくなってしまうと。

100%この補助率で見られるというのであれば良いんでしょうけれども、必ず補助の裏は借金でいきますからですね。

そうしたときに、残るものは、その“つけ”そのものは、その村の将来の住民が担うということになってしまいますから、そこはあんまりやるべきじゃないだろうと思っています。

そうしたときに、今議員が言われます国県で、どこかの港を一港持ってくればということが可能であればそういう方向で今後も国県には訴えていくべきじゃないかと思います。

このことは、最終的には鹿児島県が受けますよということになったときに、鹿児島県の財政負担がどうなっていくのかということも見極めることに、県はするだろうと思います。

あと国のほうでも、その直轄事業を進めるには、何らかのそこには理屈をもうけていかないと、なかなか厳しいハードルということになるんじゃないかと思うんです。

ただいずれにしましても、同じ占領下におかれた十島村と奄美地域のほうの社会基盤の整備というのは遥かに差がついてきている部分ですから、この70年間置かれたという事実をですね、これからもあらゆる場を通してですね、県や国には訴えていくことが必要じゃないかという気がします。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

考え方は村長と同感なんですけれども、住民のことを考えると格差があっはいかんと思うんですよ。港にしろ、生活の基盤ですから、港もですね。

ですからいろんな面で不利益を被っているのは住民なんです。利用者なんです。

そういうことも訴えないと、この問題はですね、解決ができないと私は思っていますので、これはまた度々そういう議論も行っていきたいと思いますので、ぜひとも今後ともですね、港湾の整備につきましては、前向きな対応で考えをもってほしいと思っております。

諏訪之瀬島の飛行場の関係ですけれども、まず平成9年にですね、条例を作っておりますよね。

諏訪之瀬島飛行場の設置管理に関する条例を作っております。

その中に活用方法やら、管理の件があがっていますが、ここにですね、飛行場管理要領というのがありますけれども、この第2条にですね、事務所長を置くということを上げておりますけれども、これは現在も事務所長を置いているんですか。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

今議員が手元に持っている、その飛行場の管理規定につきましては、ヤマハから村が受けたときに、それを施設の管理という形でその条例を作ったと記憶をしています。

今回我々がこの諏訪之瀬島の旧飛行場を活用して運航するのは、場外離着陸場として運用するわけですね。飛行場ではないです。

飛行場となった場合には、かなりそこには国土交通省のほうの基準がかなり厳しくなります。

現在三島村のほうは硫黄島飛行場です。

ところが、毎年のように、航空局のほうの検査というんでしょうか、チェックが入って、大きな財政負担があるということで、向こうのほうもいずれ場外離着陸場に返そうと、したいというような話を聞いたことがあります。

したがって、村には諏訪之瀬島飛行場という条例の名称はありますけれども、その運用はしていないということで、そこでの管理人は置いていないということになります。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

条例自体は生きていますよね、これ。

生きていますが、今回の場合、場外離着陸場でやるということですね。

はいわかりました。

となるとですね、今回はセスナ機、3人乗りを計画をいたしております。

3人乗りで安心安全が保てるのかという住民の皆さんもですね、不満を抱いているんですよ。

調べたら、八丈島が9人乗りが飛んでいます。

9人乗りが。

これを9人乗りが滑走路がですね、諏訪之瀬島は700メートルでしたか、700でしたよね。900？  
800メートルで離着陸ができるのかというのがありますが、条件が合えばですよ、大型、一回り大きいやつを飛ばしてほしいという意見もあります。

実際に9月には飛ぶわけですから、その間の試験運行なんかもあると思いますけれども、3人乗りで乗った場合の経費と、9人乗りの経費はまた違うと思うんですね。

燃料費やらあってですね、違うと思うんですけども、どれぐらいの経費が掛かるのかというのですね、検証をする必要があるのかなと思っております。

それと、島間の住民の皆さんが利用をする場合の、島間の移動ですね、これもあります。

普段は良いんですけども、冠婚葬祭ですかね、特に葬祭の場合はですね、緊急にいかないといけないという要件がありますから、乗客もいるかと思うんですね。

その間の輸送の試算ですね、定期船がない時もあるかと思えます。

ななしまを使わないといけない場合もあろうかと思えますから、その点の連携ですね、輸送体制も確立してほしいということで、また協議会もあるようですので、その時にも申し上げたいと思いますが、ぜひとも皆さんが「乗りたいな、使いたいな」という航空路であってほしいと思っております。

もう一点ですかね、もう一点は、今回のこの離着陸場のですね、管理者、もちろん村が行いますから、出張所長になるのか、そういう管理者は誰かお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かに、航空機のセスナ機3人乗りというのは、あまりにも小さすぎますよね。

確かに3人乗りのセスナ機だったら不安も感じると思います。

新日本航空のここを運行する新日本航空の責任者と話をする中で、「需要が見込めてくるようであれば、アイランダー機の投入は考えてみます」ということなんですよ。

今、諏訪之瀬島のその場外離着陸場にはどれだけ利用者が出るかということは、今後次の航空機のステップアップにもつながっていくのかなということが気になるわけですが、となりの三島村が運行しているセスナ機も今3人乗りなんです。

ところが、硫黄島の島民は利用するけれども、他の2島の島民は全く利用しない、あとは約年間の利用者の中で4分の1が同島の島民であって、後の4分の3は島外者であるということを考えた場合に、どれだけ利用がでてくるのか、その見極めも必要じゃないかと思うんです。

仮に当然、諏訪之瀬島のためのこの飛行場施設ではないわけですから、七つの島の島民のために整備するわけですので、他からもし利用者があるということであれば、ななしまの活用、あるいは定期船の運行に合わせたかたちで、運行時間の在り方というものは当然考えていくことになるんじゃないかと思えます。

まずは運行してみてですね、どういうものが見えてくるのかということが検討するべきじゃないかと思いま

す。

新日本航空とは、まずは飛ばしてみても、利用状況はどうあるのか、他の島からの利用は出てくるのかということを見極めたうえで、例えば週に2便運航しようとする中で、月曜日と金曜日に運行計画を立てますけれども、それが場合によっては月曜日のものを火曜日に変える、あるいは金曜日予定のものを土曜日に変えるとかですね、そういうような臨機応変的な運行の在り方というものは考えていくべきじゃないかと思います。

まずは飛ばすことが必要じゃないかという気がします。

それから、アイランダー機の9人乗りを飛ばすとなった場合には、当然利用者の料金、これは当然変わるだろうと思います。

今、3月の議会でも示しております通り、諏訪之瀬島までの運行料金は、飛行機料金が片道10,000円で設定しようとしているところです。

そうすると、アイランダー機の場合は、機体も大きいわけですから、当然燃料費もくうということ考えた場合は、その負担するものも当然かかるということになるんじゃないかという気がします、

そこら付近も含めて、また後程の協議会の場では説明したいと思います。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

あとね、もう1点、あと2点か、住民の割引で、料金は理解はできるが、住民以外の料金が6万円という料金なんですよ。

これが基準が、三島村が3万円だと。

十島村は倍ぐらいでいいだろうという算定だと思うんですけども、本当に民間の航空路の料金より高いと思いますよ。

鹿児島奄美間はどうですか、まだ安いでしょう。

三島村が3万だから6万にすること自体もちょっと矛盾を感じますよね。

こういうのもちゃんとしてほしい。

もう一点。もう一点は、条件付きの運行。

3人乗りのセスナ機で、条件付きの運行をしますと言ったって、乗る人はいませんよ。

これは除けたほうが良いんじゃないの。

3人乗りの小さな飛行機で、着くのか着かないのかわからない飛行機に乗る人はいませんよ、私も乗りません。

ですから、この条件付き運行というのはいかがなものかと思うんですけども、このへんの対応について、ちょっと触れておきたいと思います。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

3月も説明したと思うんですけども、三島まで約片道50分なんですよ。

諏訪之瀬島まで1時間 30 分となった場合に、距離の問題を考えた場合に、航空会社とすれば三島村の倍という数字を出したと思うんです。

これは、村が設定した金額じゃなくて、あくまでも航空会社としてもボランティアでやるわけじゃないんですよ。

彼らも収支を求めてこの運行をするわけですから、当然村としてもそこについては、ある程度航空会社のほうの意見を尊重するということになるんじゃないかと思うんですよ。

当然、彼らも赤字運行の場合で飛ぶということはしないだろうと思います。

それから3名、基本は3名搭乗してもらおう。仮にこれが1名の場合は飛ばない。あるいはその場合ももう一名についての分の費用負担は、三島も現実的にやっているらしいです。

そうすると、村のほうが新たに村費でその分は支出するということになっていくんじゃないかと思います。

いずれにしても、細かい諸々の説明が必要になりますので、後程の協議会でじっくりと説明させていただきます。

**○議長(前田功一君)**

助廣さん、あと残り5分です。

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

今回ですね、70周年の節目の年でありますから、村長の見解等を聞きました。

まだまだ十島村の振興には多額の財源が必要だと私は思っておりますので、財源をしっかりと確保ができて、ハッピーな幸せな、住民が幸せだなと思うような島づくりを目指してもらいたいと思います。

皆さん方も、行政の皆さんもですね、しっかりと事務的なサポートもやってもらって、住民のために何をするかというのも考えて、大事なこの70周年の節目でありますから、今後の住民の幸せを考えて頑張ってもらいたいと思います。

また、港湾の関係につきましては、度々ですね、県議やら国会議員の先生ともですね、直判を行いながら、共々に精進してまいりたいと思っております。

諏訪之瀬島の航空路の件は、未知数がまだいっぱいありますので、協議会で話を聞いて、そしてまた頼む場合は、議会とももう一度一般質問をさせていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長(前田功一君)**

これで日高助廣君の一般質問を終わります。

これで、一般質問をおわります。

これよりしばらく休憩いたします。

4時5分にお集まりください。

**休憩**



○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第4号 十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第7、報告第4号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

それでは、報告第4号についての報告を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

報告第4号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件につきましては、令和4年3月31日に公布された法律、「地方税法等の一部を改正する法律」により、村税条例の一部改正が必要となったことから、専決処分により改正したものです。

議案書は、7ページまでが改正文、8ページから28ページまでが新旧対照表です。

29ページをお開きください。

法律の改正に関する概要の資料です。

うち、今回の改正に関連する主なものについて説明します。

まず、固定資産税については、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする特例が設けられています。

次に、法人事業税では、賃上げ促進税制に合わせて、継続雇用者給与等の支給額を3%以上増加させるなどの要件を満たす法人について、当該増加額を付加価値額から控除するもののほか、大法人に対する所得割の軽減税率に加えて、ガス供給業に係る収入金額課税が見直されています。

次に、個人住民税では、住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額の一部を、個人住民税額から控除する特例が延長されています。

30ページをお開きください。

納税環境整備では、電子申告、申請のデジタル化の対象手続き等を拡大することとしているほか、次の主な税負担軽減措置等では、新築の認定長期住宅に係る不動産取得税の特例措置の延長等がなされています。

次に、改正条項の内容について、説明します。

8ページをお開きください。

新旧対照表で説明します。

まず、第1条の改正です。

各改正の内容の施行期日は、附則において規定していますが、ここでは、各改正項目の中で、加えて説明します。

第 18 条の 4 では、固定資産課税台帳、又は名寄帳の閲覧、若しくは証明書を交付する場合においては、登記所から市町村長への特定の通知に基づき、記載したものを含むことを規定しており、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

第 33 条第 4 項では、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等、確定申告書の記載によってのみ適用することを規定しており、令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。

10 ページをお開きください。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号は、経過措置の終了に伴い削除するものです。

11 ページの第 34 条の 9 では、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うこととし、12 ページをお開きください。

第 36 条の 2 第 1 項では、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備、13 ページの同条第 2 項は、項ずれの反映で、第 36 条の 3 は、語句を整理しており、これらは令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。

14 ページをお開きください。

第 36 条の 3 の 2 では、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加し、第 36 条の 3 の 3 では、公的年金等、受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者、及び 16 歳超えの扶養親族で、退職手当等を有する者の提出義務を追加し、同項第 2 号では、記載事項に配偶者の氏名を追加しており、これらは、令和 5 年 1 月 1 日に施行されます。

16 ページをお開きください。

第 48 条及び第 53 条の 7 は、項ずれを反映しています。

17 ページの第 73 条の 2 は、固定資産課税台帳の閲覧、又は証明において、記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合など、一定の措置を講ずることができることを加えるもので、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。

附則第 7 条の 3 の 2 は、住宅借入金等、特別税額控除について、適用期限を令和 20 年度分の県村民税まで、居住年を令和 7 年まで延長するもので、令和 5 年 1 月 1 日に施行されます。

18 ページをお開きください。

附則第 10 条の 2 は、法律との項ずれを整理しています。

20 ページをお開きください。

第 25 項で、貯留機能保全区域内にある土地の特例措置を「わがまち特例」に加えて、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。

附則第 10 条の 3 では、熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置の延長に伴うもので、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。

22 ページをお開きください。

附則第 12 条では、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する改正で、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。

附則第 16 条の 3 では、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させ

るための措置を講ずるもので、令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。

24 ページをお開きください。

附則第 17 条の 2 は、引用している条項の削除に伴うもので、令和 5 年 1 月 1 日に施行されます。

附則第 20 条の 2 は、外国居住者等の所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴うもので、申告方式の選択に係る規定を整備するもので、令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。

25 ページの附則第 20 条の 3 は、租税条約等の特例に関する法律の改正に伴うもので、申告方式の選択に係る規定を整備するもので、令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。

26 ページをお開きください。

第 26 条は、住宅借入金等、特別税額控除の延長、見直しに伴い削るもので、令和 5 年 1 月 1 日に施行されます。

28 ページをお開きください。

次に、第 2 条の改正です。

第 2 条は、昨年改正した「十島村税条例の一部を改正する条例」の改正で、第 1 条中、第 36 条の 3 の 3 の改正は、扶養親族申告書の改正に合わせて、規定を整備するもので、令和 5 年 1 月 1 日に施行されます。

第 2 条第 4 項の改正は、今回の法律改正に合わせて、経過措置を整理するもので、令和 6 年 1 月 1 日に施行されます。以上で、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

1 点ちょっとわからない点として、8 ページのこの改正案の中の、「当該証明書に住所に関わる事項の記載」となっているんですけど、住所に代わる事項というのは具体的にどういったものを指すのか、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

この法律の中の改正の中では、はっきり示されておりませんが、これがいわゆるドメスティックバイオレンス対策で、それで、この住所を載せないことができるというふうになっています。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで日程第 7、報告第 4 号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件を終わります。

### △日程第 8 報告第 5 号 令和 3 年度十島村繰越明許費の件

#### ○議長(前田功一君)

日程第 8、報告第 5 号、令和 3 年度十島村繰越明許費の件を議題とします。

それでは、報告第 5 号についての報告を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

#### ○総務課長(村山勝洋君)

報告第 5 号、令和 3 年度十島村繰越明許費の件について説明します。

先の 3 月議会定例会で議決、承認いただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告します。

議案をめぐっていただいて、2 ページをご覧ください。

まず、一般会計です。

議決いただいた繰越事業は 23 事業で、繰越限度額の合計は 1,273,113 千円でありましたが、教育費の中学校費で繰り越すこととしていた屋内運動場改修工事は完了したこと、及び執行の実績により、1 事業減の 22 事業で、繰越額は限度額から 60,872 千円を余した 1,212,241 千円を繰り越すこととしています。

事業別には、総務費の、村の情報発信をする企業版ふるさと納税事業で 4,488 千円、福祉避難所等に非常用発電機を整備する再編関連訓練移転等交付金事業で 7,159 千円、住民基本台帳システムの改修を行う戸籍住基一般経費で 297 千円、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で 7,420 千円、海岸漂着物地域対策推進事業で 4,398 千円、特定離島、塵芥処理車両で 2,487 千円、農林水産業費の小宝島製氷施設を改修する補助離島活性化水産施設で 12,386 千円、商工費の十島村燃料輸送コスト支援事業で 1,818 千円、口之島移住交流施設を整備する特定離島、研修交流施設整備で 26,437 千円、土木費の補助道路新設改良費の 5 工事で 231,680 千円、特定離島道路環境整備で 13,900 千円、補助橋梁新設改修費で 5,000 千円、小宝島港の補修工事を行う港湾管理一般経費で 1,000 千円、補助港湾建設費の 4 工事で 519,720 千円、地域再生計画事業費港湾で 96,370 千円、特定離島定住促進住宅で 43,250 千円、3 ページの消防費の諏訪之瀬島避難ターミナルを整備する補助離島活性化消防防災施設整備で 102,439 千円、教育費の小学校維持補修費で 2,224 千円、へき地教職員住宅整備事業で 1,909 千円、へき地寄宿舍整備事業で 8,566 千円、災害復旧費の補助道路災害復旧費で 19,970 千円、過年度補助道路災害復旧費の 2 工事で 99,323 千円です。

4 ページをお開きください。

次に、船舶交通特別会計です。

議決いただいた繰越事業の、繰越限度額は 6,188 千円でありました。

全額を繰り越しています。

これらの事業の進捗状況及び完成見込み時期等については、5 ページ以降の資料でご確認ください。以上で、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

この特定額調書の 7 ページの航路の関係の荷役車両、公布決定が令和 4 年の 2 月ということで単年度末で、今年度末までの完成見込みということなのですが、具体的にこれ、何か島の整備計画だったのか、その点を確認したい。

それと、一応、今年度末の令和 5 年の 3 月 17 日の完成予定となっていますけど、現時点で完成の見込み、そういったものは、ある程度早まった形で執行がなされるのかどうなのか、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

1 番最初のところは、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、すみませんが。

何か島？はい。

今回の繰越案件については 1 か所分でございます。

事業は、既に発注済みでございまして、令和 5 年 3 月末の完成を見込んでいるところでございます。

以上です。

**○議長(前田功一君)**

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

荷役車両というのは、一般的なトラックのことというふうに考えて良いですか。

一応、令和 5 年 3 月ということですけども、大分時間がかかるなと思うんですけど、完了見込みが。

具体的に、例えば先ほど、住民課の塵芥処理車については、パワーゲートの部品、半導体不足等による部品不足という部分で、時期的にずれ込んだということなんですけれども、時間が荷役車両について、時間がそれだけかかるというのは、具体的に何か問題があって完了見込みが大分遅い時期に設定されたのかどうなのか、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、御質問いただいたとおり、世界情勢等も踏まえるのとあとパワーゲートをつけるということで、主な理由はやっぱり世界情勢が一番の理由でございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで、日程第 8、報告第 5 号、令和 3 年度十島村繰越明許費の件を終わります。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。



1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地 域 振 興 課 長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	安 藤	巧	君
土 木 交 通 課 長	肥 後	勇 喜	君
教 育 総 務 課 長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	作 井	武 司	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---



令和 4 年 6 月 21 日(火)

### △開議

#### ○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

### △日程報告

#### ○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

### △日程第1 議案第 66 号 令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 1 号)

#### ○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 66 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

#### ○総務課長(村山勝洋君)

議案第 66 号、一般会計補正予算(第 1 号)について説明します。

本件は、コロナ禍の物価高騰を手当する地方創生臨時交付金やワクチン接種事業及び選挙に係る予算を追加しているほか、主に補助事業の内示や繰越しに伴う予算、令和 3 年度決算見込みに伴う収入未済、繰越見込み額の追加及び異動を含む人件費の調整を行っています。

議案第 1 条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 252,071 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,420,834 千円としています。

第 2 条では、地方債を補正しています。

めくって、1 ページから 4 ページが第 1 表で、5 ページをご覧ください。

地方債の補正です。

辺地対策事業債から過疎対策事業債への事業の移管もあり、辺地対策事業債で 30,000 千円の減、過疎対策事業債で 54,300 千円の増、単独災害復旧事業債で 6,000 千円増の合計 30,300 千円の増となっています。

6 ページ、7 ページは事項別明細で、8 ページをお開きください。

まず、歳入から主なものについて説明します。

税の補正は賦課決定に伴うもので、村税の個人村民税は 13,334 千円を追加しています。

補正後の予算額は、令和 3 年度最終調定額の 28%の大幅増加となっています。

課税件数のほか、事象者等の収入増が影響しています。

固定資産税は、5,699 千円を追加しています。

補正後の予算額は、令和 3 年度最終調定額の 5.1%の増加となっています。

土地、家屋は減少しましたが、法人及び事業者が所有する償却資産の増が影響しています。

軽自動車税は、291 千円を追加しています。

補正後の予算額は、令和 3 年度最終調定額の 1.7%の増となっています。

9 ページの国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金では、令和 3 年度再編関連訓練移転等交付金の未計上分 329 千円、並びに、物価、燃料高騰対応の追加分として、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金 14,753 千円を追加しています。

民生費国庫補助金では、令和 3 年度に実施した子育て世帯等臨時、特別支援事業費、補助金の不足分を継続された令和 4 年度に充当するもので 100 千円、並びに、コロナ禍の物価高騰に直面する低所得の「ひとり親」及び「子育て世帯」を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金 2,235 千円を追加しています。

衛生費国庫補助金では、4 回目のワクチン接種を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業交付金で 8,492 千円を追加しています。

土木費国庫補助金では、要望額どおりの内示を受けた補助道路道路新設改良費で 53,900 千円を追加しています。

消防費国庫補助金は、令和 3 年度からの繰越事業で、諏訪之瀬島避難ターミナル整備工事で、既に支払った前払い金分の補助金 29,006 千円を追加しています。

10 ページをお開きください。

県支出金、県補助金の商工費県補助金は、令和 3 年度からの繰越事業で、口之島移住交流施設建設工事で、既に支払った前払い金分の補助金 11,900 千円を追加しています。

土木費県補助金では、特定離島道路環境整備は、内示に伴う減額で 9,316 千円を減額し、特定離島定住促進住宅では、令和 3 年度からの繰越事業で、村営住宅建設工事で、既に支払った前払い金分の補助金 26,032 千円を追加しています。

県委託金の総務費県委託金では、鹿児島県議会議員の鹿児島市郡区補欠選挙で 14,283 千円を追加しています。

財産収入、財産運用収入では、過年度分の産業振興資金及び住宅貸付信金の利子収入を追加しています。

財産売却収入では、本庁の公用車をリースに切り替えることに伴う、公用車の売払いで 499 千円を追加しています。

繰入金、基金繰入金、災害引当基金繰入金では、中之島の道路災害復旧に関連する事業費の財源として 4,500 千円を追加しています。

繰越金では、令和 3 年度一般会計の決算見込み額に伴う純繰越金で 32,891 千円を追加しています。

諸収入、雑入の総務費雑入では、口之島、諏訪之瀬島及び悪石島の申請が採択されたコミュニティ助成金 6,200 千円を追加しています。

村債の辺地対策事業債では、補助道路新設改良の採択額に併せて、23,100 千円を追加し、12 ページをお開きください。

中之島小中学校外壁改修、及び口之島屋内運動場改修は、過疎対策債に移管することとして、全額を組み替えています。

過疎対策事業債の過疎対策ソフト事業では、上限額の増額及び事業費に併せて、増減するとともに 1,000 千円を追加しています。

単独災害復旧事業債では、令和 2 年度中之島豪雨災害の不可視部分の設計費の財源として、6,000 千円を追加しています。

次に、13 ページから、歳出の主なものを説明します。

総務費の総務管理費、一般管理費では、職員の異動に伴う人件費の増減のほか、会計年度任用職員の退職報奨金は、保育専門員の退職に伴うもので、備品購入費は老朽化して不具合のある椅子や不足によるロッカー棚を購入するものです。

14 ページをお開きください。

各種団体等補助費では、コミュニティ助成事業で、イベント音響用品を諏訪之瀬島と悪石島で、防災資機材を口之島と悪石島での整備事業が採択されたため、6,200 千円を追加しています。

積立基金費では、本年度、計画する繰上償還の財源の一部として、92,852 千円を減債基金に積み立て、令和 3 年度に払い下げた旧吉田町の土地代 5,000 千円を地域振興基金に積み立てることとしています。

新型コロナウイルス感染症対策支援事業は、原油や物価の高騰対策で交付されることとなったもので、畜産飼料の高騰支援で、畜産農家 57 戸を対象として、飼養牛の頭数により、1頭当たり子牛 5,250 円、親牛 2,250 円を支援することとして 3,490 千円、肥料の高騰支援で、農家 20 戸及び1生産組合を対象に、1戸あたり 5,000 円、1組合あたり 15,000 円を支援することとして 115 千円、物価や原油価格の高騰支援で、全住民を対象に1人あたり 15,000 円を支援することとして 9,900 千円、物価高騰支援で、山海留学生を受け入れている里親及び寮のほか、高校生と大学生の保護者を対象に学生1人あたり 10,000 円を支援することとして 740 千円、コロナ

禍の冷え込んだ経済の中、原油及び物価高騰支援で、船舶事業者2社を対象に 800 千円で、合計 15,045 千円を追加しています。

16 ページをお開きください。

総務管理費、財産管理費のその他施設では、空調等の故障に対応するため、工事請負費 1,500 千円を追加しています。

ブロードバンド施設管理費では、陸上光ケーブルの断線で 220 千円、今後の断線等に備えて 500 千円の計 720 千円を追加しています。

企画費の飛行場整備事業では、事前の調査、及び当日の飛行機チャーターで賃借料 655 千円のほか、工事請負費、備品購入費を追加して、合計 1,785 千円を追加しています。

選挙費の県議会議員選挙では、先週、閣議決定された参議院議員選挙と同日の 7 月 10 日に執行されることとなりましたが、実績に応じて清算することを前提に、執行の日が異なる場合を想定して、14,283 千円を追加しています。

重複する経費は、次回以降の補正予算において、整理することとしています。

18 ページをお開きください。

19ページの真ん中より下になりますが、民生費の社会福祉費、社会総務費に、子育て世帯生活支援特別給付金が 3 つ続きます。

まず1番目は、過年度分、ひとり親世帯給付金事業の精算還付金で 250 千円を追加しています。

以降、コロナ禍の物価高騰支援で、低所得者、子育て世帯を対象に、児童1人あたり 50,000 円の特別給付金を交付するもので、2番目は、ひとり親世帯への給付で、事務費と併せて 645 千円、3番目は、ひとり親世帯を除く子育て世帯への給付で、同じく 1,590 千円を追加しています。

20 ページをお開きください。

児童福祉費の児童福祉総務費、子育て包括支援センター、利用者支援事業の備品購入費では、低年齢児の検査や、持ち運びができる視力検査機械の購入費で 1,217 千円を追加しています。

衛生費、保健衛生費の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、高齢者や基礎疾患のある方を対象とした 4 回目接種、及び子どもや脱漏者のワクチン接種に要する経費として、計 8,492 千円を追加しています。

22 ページをお開きください。

23 ページの農林水産業費の農業費、畜産業費の畜産振興一般経費、負担金、補助及び交付金では、全国和牛能力共進会負担金市町村負担金として 931 千円を追加していますが、現在、鹿児島県市町村振興協会に負担することが決まりつつあります。

正式に決定したときは、決定した額を次回、補正予算以降で整理することとしています。

肉用牛増頭及び改良事業では、生産基盤拡大加速化事業の補助対象とならない、補助基準に準じる新規参入者への増頭補助金で 984 千円を追加しています。

24 ページをお開きください。

25 ページの商工費、観光費の地域振興、観光地整備では、工事請負費から委託料に同額を組み替えています。

26 ページをお開きください。

土木費の道路橋りょう費、道路新設改良費、及び橋りょう新設改良費は、いずれも補助事業の内示額に伴う額を増減しています。

27 ページの住宅費の住宅建設費では、道路と段差のある住宅用地の外構工事で 9,000 千円を追加しています。

消防費の非常備消防費、消防団員報酬手当費では、活動手当から報酬に同額を組み換え、役務費のその他保険料では、災害時の費用に係る保険料 1,005 千円を追加しています。

28 ページをお開きください。

消防施設費の防災行政無線運営費では、個別受信機の在庫不足を補うため、25 台を追加購入する費用 963 千円を追加しています。

教育費の教育総務費、事務局費の海外ホームスティ派遣事業は、取りやめの決定により、全額を減額しています。

30 ページをお開きください。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の補助公共土木施設災害復旧費では、令和 2 年度に被災した中之島南廻線で、これまで不可視部分であった4箇所の設計委託料 6,000 千円を追加しています。

単独公共土木施設災害復旧費では、同じく南廻線の工事発注に伴い、一部仮設道路整備を行うため 4,500 千円を追加しています。

以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

#### ○4番(日高久志君)

2 点、お伺いします。

まず土木費のですね、26 ページになるんですけども、道路改良工事が行われるわけですけども、この前完成したところがあるんですけども、横断側溝が何か所かありまして、既存は側溝なしであったんですけど、改良して側溝が入ったと。で、横断のところだけ何もないと。

で、もう人間が側溝の上を歩いていくと、その横断のところの側溝のところでほとんど落ちると。

今仮に、カラーコーンを置いているわけですけども、ちょっと、どういことなのかなというのが一つ。

それからAEDのパット、備品ですね。その不足が今生じてないのか。

それを確認したかどうか、その 2 点をお伺いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ただいま御質問いただきました、道路改良に伴うところの横断側溝部分のため柵の件ですけれども、現場のほうも、こちらも承知はしているところでございます。

少々言い訳になりますけれども、施工箇所については、平成元年からの繰越事業、2年の繰越事業ということで、実際に、工事発業者についても、精いっぱい努力をしてきたところで事故線にならないように年度完了を目指したという経緯がございます。

その中で、現場のほうも一生懸命だったものですから、しなければならぬところ、通常余裕を持って、うちのほうの発注もそうですけれども、余裕を持った事業ができれば、その辺の工事打合せのやりとりが出来たんですけれども、今回は取りあえず事故線をしなぬということを目指したものですから、いささか、ちょっと現場との打合せが滞ったところがございます。

このようなことがないように今後は気をつけながら、工事施工に努めてまいります。

なお、溜め柵部分については、別事業で対応、危険がないように対応を予定しているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

はい、AED のパットにつきましては、診療所は住民課で、学校は教育委員会で管理していると思います。

うちで出張所等は管理しているわけですけど、不足したたびに補充をしているという、期限が切れたたびに補充をしているということになりますが、各施設において一斉に点検ということは通知をしていないところでございます。

今後、その期限等については、気をつけたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと教えてほしいんですけど、収入の欄のところ、村債の中で、辺地対策事業費債で、中之島の小・中学校の外壁の関係ですけれども、これから過疎対策事業債に変えたメリットはなんでしょう。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

質問にお答えします。

メリットはございません。結局この要件が合致しなかったということです。

辺地対策事業債で借りられなかった事業であったということで、過疎に繰り替えをしております。  
辺地と過疎はですね、項目ごとにいろいろな条件がございます。

そこに、その辺地と過疎の条件というのは異なっております。

詳細に説明すると、この1冊の本になっているんですけども、すいません、ここでは十分な説明は出来ませんが、また一緒に勉強したいと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

まず9ページと14ページにあります、コロナ対策の補助なんですけど、これは先般国会で成立をしました物価高騰対策費とは別物なんですよ。多分、別ですよ。これですか。

名称が違うじゃないですか、これ。

コロナ対策の交付金じゃないですか。一緒ですか。その分ですか。

鹿児島県にですね、97億76か2000万余りが入っています。

その中で、これだけということですね。はい。

そういうことであればですね、いろんな補助金が入っていますが、産業分野、一般住民、またひとり親とかですね、そういう生活に応じた補助金を出すということで、配布は村のほうで決めていいわけですよ。そういう使い道は。

村でもって、できるわけですよ。配分は、補助は。村で。

(マイク不使用につき、聞き取り不能)

一般の住民に1万5000円ですか。一律に。

一世帯ということだと思いますけれども、これの配分は、なるべく早く対応ができるように、補助の実施を行ってほしいと考えております。

2点目ですね。

14ページのコミュニティ事業、諏訪之瀬島、悪石島、口之島が上がっておりますけれども、イベント音響というのは大体理解が出来ますが、この防災の資機材の内訳につきましてお伺いいたします。

それと、16ページにブロードバンドの改修ということで上がっていますが、旧ブロードバンドの配線の撤去が終わってないんですよ、まだね。終わっていませんよね。

前のインターネットの屋外の配線がそのままですよ。確か。

私の地域をずっと見ると配線がまだずっと入っていますけど。

これを、誰がやるのか、村がするのか。

そこをはっきりと明確にしてほしいということと、早期の撤去をお願いしたいということとあります。

もう1点。

18ページの選挙の看板の設置ですね。

以前はですね、公募があったんですよ。公募が。

公募で対応して、賃金を払っていたと思うんですけども、近年はそういう公募もなくてやっている

ように思います。

これを、希望者がおれば、そういう希望者にやらせてほしいということもありますので、村の一種の賃金ですからね、これは。

対応をしっかりと示してほしいということです。以上、説明願います。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

まず総務課からお答えします。

14 ページのコミュニティ助成事業の防災事業の内訳です。

この件につきましては、昨年だったと思うんですけど、一昨年からの座談会等に出てきたんですが、ヘルメットが欲しい島というものを調査しました。

口之島と悪石島が手を挙げてきたわけですけど、これで、それをもとにヘルメットの購入と、あとアップライトということで、投光器みたいな、投光器の簡易型みたいなライトですね。

自立式のものですけど、それを購入することとして、ヘルメットが住民分、そのアップライトが口之島で 10 台、悪石島で 7 台ってということになります。

次が、ブロードバンドの配線の撤去と言われるのが、多分、各世帯についてアンテナ等の配線だと思っております。

アンテナ等の配線について、その当時、撤去まで検討したんですが、膨大な量になるということで、翌年度以降着手しようっていうのを業者等と話し合っております。

その搬出方法について、今ちょっとまだ悩むところがあるものですから、まだ予算計上はしておりませんが、これは村で撤去するということを考えております。

あと、その看板の撤去、選挙の選挙看板の撤去ですけど、設置と撤去の件ですね、放送をしていたのは多分口之島だけだったんじゃないかなと思うんです。

これ現業職が出来てから現業職のほうに、今、委託をして進めているところです。

各島現業職さんのほうに対応していただいている状況でございます。

あと、コロナ交付金住民一人 1 万 5000 円の交付につきましては、住民課からお答えします。

**○議長(前田功一君)**

住民課長、安藤巧君。

**○住民課長(安藤巧君)**

今言われる、子育て世帯生活支援特別給付金の関係になります。

子育て世帯生活支援特別給付金、同じようなネーミングのほうがちょっと続いておりまして、混雑しているところですけども、まず 1 人親世帯分につきましては、児童扶養手当ですね、これをもらっていらっしゃる、母子家庭父子家庭、そのものが対象になります。

制度自体は低所得者、そういった世帯が、食料の高騰だとか、そういったものに応じて、今回昨年度に続きまして、事業のほうを実施する継続するという形の流れになります。

その一つ下のほうになります「その他世帯」と書いてある分、これはですね、児童手当、児童扶



養手当はひとり親の関係ですけれども、児童手当は、ある一定の所得を、以内の所得の世帯に  
応じて、毎月支払っている世帯の分になります。

で、今回これが基準日のほうが、平成4年の4月分の受給者ということになっていたと思います  
けれども、こちらのほうも、その中で世帯の非課税世帯ですね、同じ児童手当をもらいながらも、そ  
の中で非課税世帯の世帯が対象になっておりまして、そういった世帯のほうに給付をするという仕  
組みになっております。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

はい、それはできるだけ急ぐように指示をいたします。

中身は先ほども申し上げたように、1人1万5000円なんです。

世帯じゃないです。

なので、3人世帯だったら、1万5000円掛ける3人分ということになります。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

この補助金なんですけど、1万5000円1名ということで、高額な補助金になりますので、この1  
万5000円という金額はどのような感じで出したのか、ちょっとそこまで聞きたいんですが私は。

それと、ブロードバンドの配線はもう不要なものですからですね、早急に撤去の準備をして、対応  
を願いたいと思っております。

それと看板の選挙用の設置。

現業で対応は出来ているという回答ですけれども、これは賃金が発生するわけですから、現業  
にあんまりおんぶにだっこじゃ私はいかがかなと思っているんですよ。

ほかにも仕事が無い人だってね、いないとも限らない。

ですから公募して、いない場合は現業でやってもらうという方向性のほうが、筋道が私は通るんじ  
ゃないかと思っております。

現業があるからもう何でもかんでも現業でいいやというような、便利ですけどね、便利なんですけ  
れども、それだけでは地域社会はうまく回らないと私は思いますよ。

だから希望者がおるとこは公募して、おったらやってもらって、賃金をお支払いするというような感  
じのほうが私はいと思います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今回、物価高騰対策ということで、まず原油が上がったのが最初でございましたが、それからいろ  
いろ調べていくと、牛の飼料、農家の肥料等々全てにおいて、食料もですけど、全てにおいて今回  
高騰している状況でございました。

そこで村としては、高騰対策に対して、産業のほうも手当てしていきたいということで、畜産、農業、あと船舶事業者等にも配分するというので、一定の高騰額というのを予測して割り振りを行ったところなんです。

その中で、住民も皆さん高騰の影響を受けているじゃないかっていうことで、そちらが厚くなったということで、配分的に言いますと、畜産のほうで 350 万程度、農業のほうで 11 万、山海留学生、高校大学生で 74 万円、船舶で 80 万円の残りを全て住民のものに充てようということで、1 万 5000 円という額になったということです。

あと、ブロードバンドの早期撤去については、方法も含めて、ちょっと今しばし時間をいただきたいと思っております。

できるだけ急ぎたいと考えます。

看板の撤去につきましては、また各地元に状況を聞いてみたいと思います。その上で、何がどうなのかと。

今、委託契約書っていうのが現業とほかに、各島では委託契約を交わして、その働きたい方っていうものは、ほかの者でも雇用している状況があります。

なので、誰が働きたいっていうのを止めるわけではございません。

なので、そういうのは幅広に受けしていきたいというのは考えております。以上です。

**○議長(前田功一君)**

5 番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

看板等の設置もですけど、ほかの件もですね、いろいろ賃金が発生する案件があります。

ですから、そのへんをしっかりと精査を行って、現業は現業の仕事が別個にあるわけですから。

そこは、みんなにそういう賃金が入るようなシステムを作してほしいということです。

先ほども総務課長が申しあげましたけれども、畜産の農家がですね、今、本当に飼料等の高騰で大変だと聞いております。

飼料尿素ですかね、尿素なんかは、94%アップだそうですね。

すごく輸入品が高くなって大変だということで、何とかですね、燃料もいるわけですから、手厚い補助ができるよう要請を行っておきます。以上です。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

**○7番(坂元勇君)**

28 ページの防災無線の、これ備品購入費が載っているわけですが、最近島内の防災無線がぶつぶつと途切れるようになっております。

ほかの島でもそういう事例が起こっているのかどうか、またその対応についても考えているのか伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

申し訳ありません。

その件につきましては、私のところに報告が届いてない状況でございます。

そういうことがあるのであれば、また業者と対応を検討したいと思います。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

これから台風シーズンで避難指示等も出されることが多くなってくると思います。

ぜひ現状を把握していただいて、至急対応していただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

しばらく協議会に移します。

(協議会)

○議長(前田功一君)

本会議に戻します。

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず14ページの総務費の中の福祉避難所の発電機、これは具体的にどこのことなのか。

それと先日、中之島の診療所の発電機の不具合で修理に上げたかと思うんですけども、実際島で話をしているとですね、診療所の屋外の階段下の部分に置いてあると。

通常、雨避けのシートを被せてあるけれども、下からの湿気とかそういったので、もうどうしても腐食、そういったものが起きて不具合が出ているはずだよという話を、やっぱり島の人とそういう話をしたんですけども、できればそういう雨避け用のそういったものが必要なのかなと思うんですけども、一つ考え方として、中之島出張所に新しく発電機を大きなものを入れているんですけども、そこから配線で引っ張れないのかなあと。診療所まで。

そうすると、大型だししっかりした建屋の中で管理されている発電機ですので、いざというときの対応っていうのは、小型の屋外設置の発電機よりも、はるかに安定的にバックアップ機能として機能を果たすんじゃないのかなと思うんですが、そこら辺、検討する必要があるのではないかなと思うので、その点について伺いたい。

それと16ページ。

このブロードバンドのケーブルの断線復旧工事、これ今回新たに整理されたブロードバンドの回線の断線事故なんだろうと思うんですが、これ、どのような状況の中で断線事故が起きたのか。

その点について伺いたい。

またこれは、村のほうで、復旧をしなければならないような事故というふうに判断したのは、どういったことからなのか。

それが、村の仕事の中で起きたものなのか、そこら辺をもう少し詳しくお伺いしたい。

それからですね、各島で、例えば教育費の中で、エアコンの基盤であったりとか、エアコンそれからテレビ、DVD プレーヤー、そういったものの購入が、今回補正予算の中でも出ているんですけども、教育に限らず、ほかでも、出張所のテレビの購入であったりとか出ていますけれども、半導体不足に関わる部分で、そういった電化製品等の購入、そういったものに時期的な遅れとかそういったものは生じないのか伺いたい。

それと中之島の南回り線の仮設道路の設置 450 万ということが出ていますけれども、これは、未舗装の部分を含めて、災害復旧現場までの仮設道路の建設というふうにとらえていいのかどうか、その点について伺いたい。

それとですね、それと先ほどの原油高騰対応のこの中で、畜産、農業、それから個人向けという形で配分がなされて執行されるわけですけども、ここ漁業者の支援というのは、予算化する必要なかったのかどうか、そこをどのように判断したのか伺いたい。

特に漁業者はやはり、燃料費が相当高騰しているんじゃないのかなと思うんですが、そこら辺の支援は必要ないのか伺いたい。

それと、今度 7 月の 24、5 日ごろから行われる島めぐりツアーですね、あれの関係で、ちょっと島のほうで不具合が出ていると。

というのが、ちょうどそのときにですね、日程の関係で、このツアーの最中、ツアーが行われている日程のところですね、中学生のバトミントンの県大会とちょっとかぶるんですよ、日程が。

バトミントンの大会がですね、7 月 26、27 の 2 日行われます鹿児島本土のほうでですね。

船便が、ツアーの関係で 26 日の月曜日、鹿児島入港という形だったと思うんですけど、その関係で、大会申込みをしていた子たちが、出場出来なくなっている子供たちが出ています。

結局、鹿児島滞在が長期にわたると。

そうなることで、親御さんがやはりどうしても付き添いでついていけないといけないという部分、それから長期滞在に係る部分での経費的な部分、そういった部分で、実際中之島で、はっきり確認がとれている中で、3 名ほどがもう出場出来ないんだということで話として伺っています。担当の先生からですね。

こういったツアーって、村をPRする部分も含めて、とても良いものだとも思います。

ただそういった中で、そこら辺の情報のすり合わせ、もう少し出来なかったのかなと。

おそらく、航路と地域振興課との情報のすり合わせというのは行われたんでしょうけれども、そこに例えばそういう学校行事とか、部活動ですけども、そういった部分で教育委員会等は、そういった情報はつかんでいなかったのかどうか。

そこら辺も含めて、ツアー日程が組めなかったのかなあという思いがしてなりません。

なかなか対外試合に出られない島の子供たちが、1年間頑張ってきた成果を発揮するため出る大会なんですけど、今回そういった形で出られない子供たちが出たと。

その中に、中之島の場合3人のうち2人は中学校3年生と。

非常にかわいそうな部分があるなという思いがしています。

ほかの島においても、やはり、日程的にちょっと厳しいという部分で、大会を断念せざるを得ない子供たちがやはりいるようです、というふうに、中学校の先生から伺っています。

なのでやはり、こういった特に夏休み期間中のこういった行事等については、いろんな島内村内の学校を含めて、行事等とのすり合わせ、そういったものをした上で、今後また日程等を組んでいただければなと思うところです。

今年度はもうしょうがないにしても、来年度以降そういったものもあるという部分も踏まえた上で、対応してほしいなと思うところですので、そこら辺の考え方について伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず、最初の福祉避難所のことです。

福祉避難所につきましては、なごみの里、くつろぎの里などの福祉避難所を想定しております。

あと諏訪之瀬島、宝島、悪石島の福祉避難所になります。

中之島の診療所の発電機につきましては、一応今コミュニティセンターの電気容量を考慮して、発電機の容量を立てていますので、それを組み込めるのかどうか、それがあって、コミセンが正常に空調まで回るのかどうかというまで検討しないといけないので、ちょっとそこはまたそういうところも模索しながらということになります。

ただ、住民課のほうでは発電所を入れ替える計画もあるんだっていうようなことも聞いていますので、その行方等を見たいと。

今の発電機というのが、結構スタイリッシュな発電機だったと思うんですけど、次回は機械的な、手で引っ張れるタイプのものを準備したいということも聞いておりましたので、それがどういう展開になるかっていうのを見ながらになるかと思えます。

あとブロードバンドの断線、諏訪之瀬島の断線ですけど、本日またもう一件言ってきたんです。

それで、これがまだNTT、現場に行けていません。

なので不明なんですけど、最初の一報では何なのかかわからないと。

ネズミじゃないかっていうような言い方をされているんですね。

それで、これが何なのかっていうのを、今、予算を計上しているこれで行ってもらって、原因を追求してもらいたいというふうに考えています。

これを村ですするという理由は、もうIRU契約の中、保守委託契約の中で、村ですということが決まっていますので、これは村ですものとなっています。

あと半導体不足の件については、まだその細々したものまではない状況でございます。

なので、特別に発注するようなものについてはそういうのが出てくるのかなと。

テレビの故障等、ちょうど今前のブロードバンドで入れてから 10 年程度経つので、ちょこちょこ言ってくる。

諏訪之瀬島もまた、昨日おとといテレビが壊れたと言ってきましたので、またそこら辺のテレビの購入等増えるので、その半導体不足を気にしながら進めていきたいと思います。

以上、総務課からです。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

先ほどの単独災害復旧費の 450 万円に係る分でございますけれども、令和 2 年度の災害復旧事業が、今年発注を予定しているわけですが、これを七つ山側からとヤルセ側からと執行することで考えております。

これは、令和 5 年の令和 6 年の 3 月までに済ませなければ、事故繰越しとなるということで、村のほうとしても、片側からだけでの仕事は困難と捉えたところでございます。

今回、ヤルセ川から一部の工事を発注しようと考えておまして、これに係る部分、約未舗装部分が 4 キロあるんですけれども、これの不陸整正で材料費はもうごく僅かですけれども、一応これを単独で見ると工事故繰越しがないように取り組んでいきたいというようなことを考えているところでございます。以上です。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

先ほどの燃料高騰の水産の関係の支援がないということなんですけれども、漁業についても検討はいたしました。

ただ、昨年 12 月から漁業を対象にした 17 円の燃料輸送コスト支援事業というのも始めております。

それで、昨年の 10 月ぐらいから燃料が上がり始めているんですけれども、その時点と最近の状況を比較したときに、燃料単価は下がっているというような状況の中で、それほど影響を受けていないと、漁業者についてはそれほど影響を受けていないという判断で、今回は見送ったというところでございます。

それでこの燃料コスト支援事業につきましては、今のところ 12 月まで支援ができる見込みで今予算を計上しているということでございますので、今後についてはその 17 円のコスト支援を継続、12 月までは継続していく方針であると。

それから、燃料高騰、漁業の燃料高騰については、個別に、国のほうの基金と、個別に掛金を掛けて、燃料単価がある程度一定以上になると、その保証が得られるというような制度もございます。

これについては漁業者が何件かもう加入しておりますけれども、今後その辺についても加入促

進を図っていききたいと考えています。

それから、学校行事とツアーがかぶっているところなんですけれども、マラソン大会を含めツアーも含めてですね、事前に、関係部署とは、こういう行事がかぶらないかというところで調整はしているところなんですけれども、特に教育委員会関係は学校行事も多いので、その辺は注意をしているところなんですけれども、なかなか今回ちょっとその辺が、ちょっと漏れてしまったのかなあというところがございます。

今後については、その辺の庁内の行事等との連携、学校行事等との連携を情報交換をしながら、ちょっと進めていければなあと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

その島めぐりツアーとそれから大会がかぶってしまったということ、大変申し訳ありません。

中学生がその大会に年1回出るということは教育委員会としては、きちっと認識しておりました。

で、この島めぐりツアーが出てきたときに、しっかりとそこらあたりの人数だとか、滞在期間が長くなる、そういうところをもう少し教育委員会のほうでもしっかりと把握した上で、地域振興課のほうと打合せをしていけば良かったんじゃないかなと。

そういうふうに辞退する子供が出てきたということを初めて私どものほうも認識しましたので、今後は、そういうことが絶対ないように、しっかりとすり合わせ調整をしていきたいと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

しばらく休憩いたします。

11時15分にお集まりください。

## 休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

16ページですね、テレワーク及びワーケーション促進事業、これはもうぜひ進めてほしいわけですが、これがそういう方が今現在いらっしゃるのか。

島でテレワークをされる方の促進事業ですね。いらっしゃるのか。

私はですね、この、そういう個人なり企業なり、そういうところをぜひ促進していただきたいわけですが、まず実績をつくるのが必要かなと。

例えば提案ですけれども、役場職員も1か月ぐらいですね、どこの島とは言いませんけれども、テ

レワークをさせていただいて、それで県外からそういう方が来られた時に、多分聞かれると思うんですよ、「誰か実績ありますか、誰かされた方はいらっしゃるんですか」と、「います、役場職員で1か月ほどテレワークをしました」と。

そこで、「メリットデメリットはこういう点であります」というふうな、説得ができると思うんですが、そういう実績をつくる必要があるのかなという点でも、ぜひそれは進めていただきたいと思いますけれども、執行部としてどのような見解をお持ちか伺います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

面白い発想だと思うんですね。

まだ村の職員のほうもテレワークというものを、言葉上では認識するものの、実感として体現していないという中でですね、なかなか踏み込みにくい面もあるのかなという気がするんです。

今自宅のほうで、1日2日のそういうものは、昨年、一昨年ぐらいからですね、このコロナによってやってはいるんですけども、ただこれがもう例えばひと月、あるいは二、三週間となったときに、どういようなものが見えてくるのかというのはですね、検討も当然要することになるんじゃないだろうかと思うんです。

テレワークでできる業務というものが、どの程度その自分が抱えている業務がですね、座席を外してできるかというのは、なかなか見えに見えない面もあるのかなということも感じます。

一応頭上では整理できるんですけど、実際にそれをやったときに、どういような不都合が出てくるのか、つまり自分の本業がですね、出てくるかというのはまだ見えなところもあるのです、そこはもう少し慎重に事を運ぶ必要があるのかなということは気がします。

それから昨日の一般質問でも、議会のほうからも、日高議員のほうからもお話が出ておりました、ある大手企業が、テレワークを今後またワーケーションも含めてですね、もうかなり会社の方針として進めるんだということがありますので、考え方の一つの中に、どこかの企業にですね、「十島村でテレワークしませんか」とかですね、そういうような呼びかけをですね、やっていくことが必要じゃないかと思えます。

ただそのときに、地元の住民もしっかりとそこを受け入れるということもあわせてですね、住民のほうも考え方を切替えてほしいなという気がするんです。

ある面ではよその扱いにして、そこをちょっと壁をつくるようなことをしてしまうと、その企業として、あるいはその個人として期待したことがですね、結果的には悪いイメージを持って、なかなか十島村には、そういうものはなじまないということになってしまえば、まずい結果になるんじゃないかと思えます。

いずれにしても今のこの国内の情勢というのは、このワーケーションテレワークということについては、かなり今後進んでいこうと思えます。

村としましても、今回は予算上では、悪石島を一つのモデルとして今考えています。

今回そういうような整備をした後にですね、悪石島にできるだけ早くそういう方々が、個人であったり企業であったりですね、そういう方々を呼び込んで、そして、ほかの島に転換するということ



を進めていければと思います。

○議長(前田功一君)

1 番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

12 ページの中之島小中学校の外壁の件なんですけれども、その前に5月の大雨で、中之島の二階建ての校舎が水漏れして、音楽室とかいろいろ大変なことになったんですけど、それはもう完全に修理として、現業がしたと思うんですけども、完全に直ったのか、外壁の工事でまたそこを補強するのかについて伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

1 番議員の質問にお答えいたします。

先日、確かに大雨で、小学校舎のほうの、これはサッシのほうから水が流れ出て、廊下が少し水浸しになったというような状況を聞いております。

そしてすぐさまの現業職のほうに、依頼、お願い、調査等をお願いしまして、一応原因は、恐らくその水が流れていかないがために起こったことであろうということで、一応その処置としては、その水が排水溝に流れていく、要するにサッシの外側のほうですけれども、その補修をするというようなことで聞いております。

ただ一応今回議案で、明日になります挙げておりますけれども、この中之島の小中学校の校舎外壁改修の業者が本契約ということになれば、その中ででもこの件は話をして、対応できるのか出来ないのか調査も含めて、協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

日曜日の夜たまたま鹿児島島に上がってきたときに、ニュースでちらっと見たんですが、ちょっと、それ間違いない情報なのかちょっとわからないんですけど、マイナンバーカードの普及率が、交付税の何か算定の要因というか、その一つになるんだというようなものを、ちょっと情報として、テレビでたまたま見たんですが、具体的にそこら辺について、情報として村のほうに入ってきているのか。

それと、昨日だったですっけ、マイナンバーカードの取得率の関係。

直近が39.6%の取得率ということなんですけど、今後、もしそういった形で交付税の部分に影響するような部分になっていけば、やはりこれ、取得率を上げる努力を村としてもしないとイケないと思うんですけど、この関係で、鹿児島市あたりは、この取得するための手助けをするところがあるんですよね、確か。

何かそんなのをちょっとネットで、たまたま探していたら見かけたんですけど、やはりあの高齢者の方とか自分で申請してっていうのは難しいと思うんですね。

今もう携帯で出来ますよとかいろいろあって、私もこの間、私は直接書面でしたのかな、だったんですけど、今もう携帯のカメラで撮って申請もできると。

そういったものを、例えば出張所とかで何らかの形で支援をしてあげられる体制をつくらないと、なかなかこの取得率って上がっていかないのかなと思うんですね。

なので、そこら辺も今後またちょっと検討する必要があるんだろうと思います。

それと、このマイナンバーカードを取得することでの住民のメリット、そういったものももっとわかりやすい、直接自分たちの生活に直結した形でのメリット、そういったものをもっと住民にお知らせすることも必要だと思いますので、そこら辺の対応、今後どのような方向性の中で行っていくか、現時点で考えがあれば伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

住民課長、安藤巧君。

**○住民課長(安藤巧君)**

まず6番議員が言われましたマイナンバーカードの普及率、これ正確には39.62%で、5月末現在の数字になります。

ただ、今現在は少し上がっておりまして、村の人口でいうと、大体約400名ぐらいがまだ未申請という形になっております。

マイナンバー通知の部分からマイナンバーカードにということですね、今言われましたようにそのメリットは何かという、特に高齢者の方々は、運転免許証のほうを返納されたりして、今いろんなところで身分確認をされる事案が大変多うございます。

そういった関係で、これを提示するという部分にはすぐ役立つなところですよ。

実際我々も仕事業務をしながら、これが必要になる方、特に高齢者の方、多うございますので、そのときには少し手助けをしながらですね、その申請のほうを行ってきているところでもございまして、同時にスマホのほうでも出来ますので、若い方々にはそういったことを普及をさせていて、案内をアナウンスさせていただこうというところですよ。

これ、マイナンバーカードを取得することによって、マイナポイントっていうのが発生しますけれども、これが9月の末で一応今のところ終わる予定になっておりまして、一昨日なんですけれども、県の市町村課のほうからですね、「十島村、重点施策の一応対象になっております」ということでの、ヒアリングのほうを受けたところですよ。

で、同日にはもう村長のほうからも指示を受けまして、今回の村政座談会のほうの資料の1コマにもですね、させていただいているところではあるんですけど、担当課の担当者のほうには、これの普及率アップの計画素案を直ちにつくるよということなので、今8割方出来ているようなところですよ、今後、そうした普及率のアップに向けての取組を率先して行っていきたいと考えております。以上です。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

最初にあった交付税の基礎数値ということですけど、先般、私も新聞で拝見しております。

総務大臣が、そういうことを検討するということで聞いております。

なので、今から先検討が始まるんですが、その詳細っていうのはまだ示されていません。

このマイナンバーカードの普及イコール、そのデジタル化につながっているんじゃないかっていうことが言われていますので、その辺が「財源が必要だ、地方財源が必要だ」というような理屈になっておるようです。

あと、住民課のほうでマイナンバーカードの発行をするとともに、総務課のほうで電子申請のほうを進めていきたい、まだ進める必要があるんじゃないかっていうことも考えております。

まだそこまで余力はない状況ですけど、将来このマイナンバーカードを使った申請、今回、選挙がございましたので、マイナンバーカードを使った不在者投票の請求っていうのは、このマイナンバーカードを使って、ぴったりポータルサイトっていうところで十島村もできるようにしたところです。

22日から、確か可能になると思います。

そういったもので、保険証であったり、免許証であったり、その代わりになる。

また行く行くその診療所のほうでも、この読み込む機械ができれば、診療情報、薬の情報というのがマイナンバーカードに蓄積されるというようなことも、将来的には可能であるんじゃないかなと思います。

ただ、村の診療所に関しては、電子カルテまで出来ないと、ちょっとそこら辺も難しいのかなと思いますが、鹿児島島の病院でそういったものが記録されていくと、自分たちの健康にもつながると思います。

またこのデジタル庁が発足してから、このマイナンバーカードの普及というのは、その重点事項ということで進められてきていますので、その活用方法については今後も広がっていく方向だと思いますが、まだデジタル庁も基礎的な段階で、まだその発展した使い方っていうのに至ってないのかなというふうな気がします。以上です。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

**○3番(田中秀治君)**

今の、マイナンバーカード取得の件ですけど、私は高齢者にとって本当にややこしい難しい問題です。ぜひ村のほうでも、高齢者の手助けをできるようにやってほしいと思います。お願いします。

**○議長(前田功一君)**

住民課長、安藤巧君。

**○住民課長(安藤巧君)**

今の要望につきましては、前出の通りなんですけれども、計画書のほうつくりましてこれを調整の上で、ぜひスマホでも出来ますが、特に高齢者の多いところにつきましては、その支援を十分にさせていただきます。普及率100を目指して頑張りたいと思っております。以上です。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 1、議案第 66 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 1 号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って、日程第 1、議案第 66 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △日程第 2 議案第 67 号 令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(前田功一君)

日程第 2、議案第 67 号、令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは説明をさせていただきます。  
まず議案表紙 67 号の、表紙のほうをご覧くださいと思います。  
今回、歳入歳出ともに、289 万 2000 円の増額計上をいたします。  
それに伴い、総額のほうで、予算総額 1 億 9322 万円のほうになっております。  
当初予算比と比較しまして 1.52%の増になります。

続きまして4ページのほうをご覧ください。

県支出金県補助金衛生費県補助金で1,209千円を計上いたします。

これは、鹿児島県医療施設運営費等補助金交付要綱に基づき、管内診療所運営に要する補助金になりますが、今回補正の歳出対象経費に率を乗じた額を計上いたしております。

繰入金のほうで一般会計繰入金は1,683千円を計上いたします。

これも、今回の歳出補正に係る一般会計からの繰入額を算定しての計上によるものです。

続きまして、5ページ、歳出のほうになります。

総務費総務管理費一般管理費は、人事異動による職員手当等333千円と負担金、補助及び交付金で1,078千円の合計1,411千円を計上しております。

診療所費の診療所事業費は1,481千円を計上いたします。

その内訳ですけれども、看護師の雇用形態の変更にもなう共済費502千円、看護師の人事異動による赴任旅費で282千円、需用費で、宝島へき地診療所診療室内のエアコン修繕にかかる427千円を計上しております。

役務費は、2年毎に実施されます体重計等の法定検定手数料等や海上輸送費用として63千円を計上いたします。

原材料費は、診療所施設修繕のための資材購入の71千円となります。

公有財産購入費は、薬品庫冷房機の故障による購入費として91千円を計上いたします。

備品購入費は、カルテラックが整備されていない診療所があったことから44千円を計上いたします。

負担金、補助及び交付金は、共同利用型運営補助負担金の不足分1千円を計上いたします。以上で、議案第67号、令和4年度へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終了いたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと教えてほしいんですけど、備品購入で、悪石島診療所のカルテラックっていう備品があるんですけど、これはどのような機械なんでしょうか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

カルテのほうは、診療したときのいろんなドクターのですね、記録を残すものですけども、ラック、そもそもそれを保管するための書棚と考えていただけたらと思います。

これはやっぱり狭小な部分なので、通常は管理事務室のほうに置いて、先生たちの診療がある

場合には、キャストつきで診療所室内のほうに持っていけるっていう仕様ですね、購入を予定しています。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

薬品の関連でお伺いしますけれども、以前はですね、「ジェネリックを使ってください」ということを盛んにおっしゃっていました。

現在のジェネリックと一般薬品の使用の割合ですね。

比率がわかればお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

正直に申しますと、その割合を全く把握しておりません。

国民健康保険の増進の部分でもジェネリックの医薬品のほうを推奨にするようにということで、取組のほうはさせていただいておりまして、今現在ちょっと私のほうですね、どれがジェネリックでそれ以外がどれくらいあるのかという率のほうが全く把握をしてないような状況です。

今現在、診療所のほうをちょっと巡らせていただきながら、その環境も含めて、こうした薬品ですね、取扱いの部分で早急に積み上げていきたいと思っておりますので、その結果次第でまた御連絡をですね、報告をさせていただけたらと考えております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

医療費の抑制には、ジェネリックはいいということで、推奨を図っているんですけども、個人が使うものですから、ジェネリックは嫌ですよという人もいるわけなんですよ。

ですから、そういう診療所におきましてですね、統計をやっぱりとるべきだと思いますよ。毎年ですね。

統計をとって、そういう診療所に2、3回月に診察を受けると、結構な金額になりますよ。

私なんか2回ぐらい行ったら、本当に「こんなに高いんだね」ということがありました。

ですから、年金生活者ですね、高齢者の皆さんは大変だと思っておりますけれども、なるべく統計をとって、毎年ですよ、毎月のその統計を取るような方向で、診療所のほうには指導を図ってもらいたいと思います。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

今5番議員の言われます、その統計の部分ですけども、非常に大事ということで同感しております。

またこれに加えて後の分析ですね、こういったものが村の住民のほうの医療費の抑制のほうにもなりますとともに、財政のほうへの手助けにもなることから、今言われたことを真摯に受け止めて、統計並びに分析等のほうですね、診療所の各看護師とともに行っていきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長(前田功一君)

それでは、本会議に戻します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案第 67 号、令和 4 年度十島村へき診療所運営事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 2、議案第 67 号、令和 4 年度十島村へき診療所運営事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより昼食のために休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 3 議案第 60 号 十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における  
情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 3、議案第 60 号、十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第 60 号、十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、個人情報保護法の改正、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止及びデジタル社会形成基本法の施行に伴う関係法律の改正に伴い、用語の修正、追加を行うため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で説明します。

3 ページをお開きください。

まず、第 1 条は、十島村個人情報保護条例の改正です。

令和 3 年 9 月に、国が進めている「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、行政の分野においてデータの利活用を進め、社会課題の解決に生かすためにデジタル化を進めることを目的として、デジタル改革関連法が制定されました。

このうち、デジタル社会形成整備法(正式名称「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」)では、個人情報保護法の改正を行い、地方公共団体ごとに異なっていた制度を、全国的な共通ルールにすることを一つの大きな目的として掲げられ、それを基に、個人情報保護法が改正され、国の行政機関や独立行政法人等に係る規律が追加されるなど、所要の規定を整備される改正が行われました。

これを踏まえ、法律の表現や国の解釈と齟齬の無いよう定義を改めています。

第 2 条第 9 号の本人の定義を個人情報保護法第 2 条第 4 項の個人の定義を引用しているほか、第 11 号から第 14 号まで、法律の定義を引用、追加しています。

4 ページをお開きください。

第 2 条は、十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部改正です。

第 1 条の改正は、「デジタル改革関連法」のうち、デジタル社会形成整備法に関連する改正内



容でございましたが、こちらは、「デジタル社会形成基本法」に基づく改正でございます。

「デジタル社会形成基本法」は、我が国のデジタル社会の迅速な形成を推進するために、国・地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成などを定めた法律です。

これまでネットワークやシステムに関する法令として制定されていた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（いわゆる IT 基本法）を引き継ぐもので、インターネットの普及とともに求められていた情報通信ネットワークの充実を目的としていた IT 基本法を廃止し、「デジタル社会形成基本法」は、こうしたネットワークの存在を前提に収集されるデータの利活用に重点を置いているものです。

本改正は、情報通信技術の定義を明確にするため、法律の定義を引用して、これを追加しています。以上で、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 60 号、十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、議案第 60 号、十島村個人情報保護条例及び十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 4 議案第 61 号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 4、議案第 61 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

議案第 61 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして御説明いたします。

まず、2 ページのほうをご覧ください。

新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

現行のほうが右側のほうにございます。

表題のほう、第 6 項中に「株式会社等」と 4 点ございます。

これは本来は「一般株式等」となされるべきものでしたので、その文言の修正を図るものです。

箇所は 4 か所となります。以上です。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 61 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第61号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第62号 財産の交換、譲与、無償対応等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第62号、財産の交換、譲与、無償対応等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第62号、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、普通財産の処分に関して規定を追加するものです。

2ページをお開きください。

公有財産のうち一つ目は、用途の定まっていない普通財産、つまり使う目的または計画のない土地や建物を示しています。

二つ目は目的を達成し、その後に利活用する計画の見込みがなく、用途を廃止した普通財産です。

これらの財産について、前2号に掲げる条例の目的とは、つまり定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、住宅や住宅用地を譲渡するものです。

近年、土地の所有者も村から離れて以来、2代目、3代目となりつつある中、所有する土地の位置すら確認できず、手放す相談が増えている状況があります。

定住することを前提に、自身の土地や家屋を所有することを希望する方に、居住するための用地や住宅を譲与、又は減額譲渡することにより、村内の遊休土地や荒廃地が利活用されることに加え、村内に自己の財産を築くことで、地域への愛着心の高揚を図るとともに、地域活動への積極的な参加を通じて、地域の活性化に繋がることを期待するものです。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

ただいまの総務課長の説明の中で、普通財産について、用途のない土地や建物ということでしたけど、ほかに対象になりうるようなものは具体的に何が考えられるのか。あれば伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

通常、土地が普通財産になり得ます。

あと想定しているのは、村を出て行って、その空き家となった家っていうものを手放したいんだということで、それが一定の集落内の土地にありますれば、それを買上げた後その目的がない場合はそれを譲渡するといったような形を考えています。

なので、土地や建物以外の想定というのは今のところないですが、そのときの状況で説明することになろうかと思えます。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 5、議案第 62 号、財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

異議なしと認めます。

従って、日程第 5、議案第 62 号、財産の貸付け、譲与無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第 6 議案第 63 号 十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する  
条例等の一部を改正する条例制定の件**

**○議長(前田功一君)**

日程第 6、議案第 63 号、十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

議案第 63 号、十島村コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、十島村高齢者コミュニティセンターの利用及び管理の現状を踏まえ、他類似施設と同様に管理するとともに、使用料金を規則で定めるため所要の改正を行うものです。

概要を説明します。

14 ページをお開きください。最後のページです。

まず、1 点目は、十島村高齢者コミュニティセンターが設置した当時の目的になりますが、高齢者の活動が主となっていることではないこと及び他地区と同様、地域の集会のほか、多目的に使用されている現状から、他の地区同様、コミュニティセンターの設置管理条例に移管することとしています。

2 点目に、条例や規則で定められていた使用料金を、規則で定めることとし、これまで、他施設の宿泊料金を運用上準用していたため、これを改めて規定することに併せて、指定管理者の指定する総合開発センターの利用料金の裁量される上限額を統一しています。

新旧対照表で説明します。

3 ページをお開きください。

まず、十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に、十島村高齢者コミュニティセンターを、宝島地区コミュニティセンターとして加えています。

4 ページをお開きください。

次に、十島村立公民館設置及び管理に関する条例及び 5 ページの十島開発総合センターの設置及び管理に関する条例、並びに 6 ページの十島村住民生活センターの設置及び管理に関する条例も同様に、使用料を 1 回につき 2,000 円以内とし、使用料金を定めている表を削っています。

2 ページに戻りますが、附則では令和 4 年 7 月 1 日から施行することとし、十島村高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止しています。

次に、条例制定後の規則について、説明します。

10 ページをお開きください。

十島村コミュニティセンター管理規則では、管理上支障がないときは、申請に基づき宿泊させることができること、ただし、やむを得ない場合を除き、地域の民宿その他の宿泊施設が利用できない場合に限定し、使用料金の表に、素泊まりに限ることを前提に宿泊の欄を追加しています。

11 ページの十島開発総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則では、利用料金を条例から移行するとともに、宿泊料金以外の料金を統一しています。

12 ページの十島村住民センターの管理運営に関する規則、及び 13 ページの公民館の組織及び管理運営に関する規則は、コミュニティセンターの取扱いと同様、やむを得ない場合を除き、地域の民宿その他の宿泊施設が利用できない場合に限り、宿泊させることができるとし、宿泊も含めて、使用料金を定めています。

以上で、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

**○2 番(岩下正行君)**

この条例の中で昼間、夜間、宿泊という三つの区分がされていますが、24 時間利用する場合は、どういう適用になるのでしょうか。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

24 時間連続して使用させることを想定していません。

どういった場合が考えられますでしょうか。

**○議長(前田功一君)**

2 番、岩下正行君。

**○2 番(岩下正行君)**

ですから、宿泊所がなくてここへ泊まるってことは 24 時間利用するんでしょう。して良いんでしょう。その場合に、この昼夜の料金が該当しないで、多分、宿泊費だけになるのかなと思う。なので、今の質問をしたんですが、どうでしょうか。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

現在、宿泊だったら、夜間だけが宿泊料金を現在徴収しております。

昼間は、原則として出ていってもらおうと、ほかの目的に使用できるようにすることを前提にしています。

雨等で、何かの作業で作業が出来なくて、1 日中その場にいることもあると思いますが、現在の

ところは、ほかの利用目的で使用の申請があった場合はそちらを優先して、その横にどいていただくということを考えています。

なので、今ここでは設定しておりませんでした。

また、そういった検討が必要であれば、この規則の中で定めたいと思います。

**○議長(前田功一君)**

5 番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

今回このコミセン等ですね、使用料の統一ということで、改正案が上がっておりますけれども、条例を見ると団体と、特に自治会等が使う場合には免除してくれているような解釈ですが、団体でもどの程度までそういう女性の会とか、いろんなこのサークルですね、使う場合の範囲というか、限度というか、そこら辺の細かい規定はないんですけれども、免除ができる範囲をちょっと伺います。

もう 1 件、名称なんですけど、コミセン、それと、開発センターもあって、住民生活センター、公民館と 4 種類上がっていますけれども、この公民館は、中之島に 2 か所はあるということはわかっていますが、住民生活センターは何か所あるのかお伺いします。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

施設につきましては、基本的には住民の福祉、地域振興等につながることを考えて作られていると思っております。

なので、住民の基本的な団体であれば、それが大きく利益を生むものでない限り、ほぼ無料であると考えていただいてよろしいかと思います。

そこはまた、緻密な整理をしていませんので、ここで、だからどれがどうなんだっていうのは、細かく答えられませんが、またそういった場合は、個々に判断していくということになろうかと思います。

あとその、学生団体が使用、団体で使用したり、またボランティアの団体が他所から入ってきたりしたときも、そこはその都度、今判断しているところでございます。

あと、住民センターというのは、中之島の 2 か所が住民センターになります。

あと公民館は、諏訪之瀬島と小宝島が公民館といった扱いになり、その住民センターと公民館は教育委員会の管轄ということになります。ここで条例と規則を一体で考えるあたり、ここに並列しているという状況です。

**○議長(前田功一君)**

5 番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

利用の免除の住み分けもしっかりと管理者である出張所のほうにでもしっかりと連絡して、把握してもらいたいと。

あれを、利用簿を見てみると、なかなかこの利用のあれが見えないですね。書いていませんから。記入をしっかりするように、やってもらいたいと思います。

この住民センターというのは、今の中之島のあそこはコミセンじゃなくて住民センターということで、出張所のあるところは、住民センターになるんですか。

どこが住民センターですか、日之出？

○議長(前田功一君)

総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

教育委員会のほうで指定管理をお願いしております、中之島のほうの西区住民センター、そして東区住民センターの2か所になります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

小宝島は未だに、小宝島住民センターという呼び方をしているんですが、これは公民館を扱っている立場で、名前変えますか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

諏訪之瀬島の住民センターと、あと小宝島の住民センターのほうを教育委員会のほうで管理しております。

一応、住民センターという形で管理をしております、出張所長の協力をいただきながら管理しているという状況であります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○2番(岩下正行君)

ですから、こういうすみ分けをするんだったら、その建物の名前もちゃんと変えてやるということが必要になってきませんか、運用上何も問題ございませんか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

そうですね、一応、住民センターという形での対応をしているということになりますので、まだ今のその意見につきましては、考慮して対応していきたいというふうに思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

開発センターのこれは1時間使用料だと思うんですけど、200円から500円に改正されていますけど、これはどういう理由でしょうか。



○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

14 ページをご覧ください。

開発センターについては、200 円の部分と 500 円の部分が今までございました。

この指定管理者については、この範囲内で村と実際の徴収する額は協議するという事で定めております。

なのでこの裁量額が増えたということで解釈していただければよろしいかと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案 63 号、十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 6、議案第 63 号、十島村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 7 議案第 64 号 十島村光ネットワーク設置条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 7、議案第 64 号、十島村光ネットワーク設置条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第 64 号、十島村光ネットワーク設置条例制定の件について説明します。

本件は各島に光ファイバケーブルが敷設されたことに伴い、その管理運営に関し、基本的な事項を定めるものです。

この件に関しては、本来、3 月に整理して制定しようと考えていましたが、工事の完了が年度末となり、国や業者との既存設備の処分の協議が年度を超えたこと、あと詳細についてしっかり決められなかったことから、今回改めて財産の設置管理に関する条例、及び既存条例の廃止を制定しようとするものです。

議案書をご覧ください。

第 1 条では、高度情報化社会に適応した豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、十島村光ネットワークを設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的としています。

第 2 条は、各施設等について、住居等、収容局、島間伝送路、島内伝送路、及び宅内引込設備を定義するものです。

3 ページをお開きください。

この図において、第2条各号で定義する施設等について概要を説明します。

第 2 号の収容局とは、横にしてみてください、左上から右下にかけて、中之島側内にある中之島局から平島側にある平島局のことで、第 3 号の島間伝送路は、図面中央の 2019 年、及び 2018 年海底光ファイバケーブルのことで、第 4 号の島内伝送路とは、2020 年度地下光ファイバケーブルのことで。

4 ページをお開きください。

3 ページ同様のことを示していますが、小宝島は例外で、NTTの局舎がないため収容局ではなく、陸揚げマンホールが収容局の代わりとなる拠点となります。

5 ページをご覧ください。

第 1 号の「住居等」とは、右側 3 分の 1 ほどを占めている家に形をした図形内にあるものことで、第 5 号の宅内引込設備は、当該施設の左側に取り付けられた光接続箱から先の住居内の設備のことを定義しています。

1 ページにお戻りください。

第 3 条では、村で整備した伝送路で、村の財産として管理するもので、この表が次のページまで続きます。

2 ページをお開きください。

第 4 条では、第 3 条に掲げる施設を村が管理すること、その管理業務を委託できることを規定しています。

第 2 項、及び第 3 号は、実際に運用されておりますが、電気通信事業者と IRU 契約を結ぶことができることを規定しています。

附則第1項では、この条例を4月1日から遡及して適用することとし、第2項では、本条例の制定に伴い、これまで使用していたブロードバンド施設を運用していた「十島村情報通信施設の設置及び管理に関する条例」を廃止することを規定しています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この条例によって、各家庭の玄関口というか入り口というか、壁につけている光接続、ここまでが村の管理でございますということを謳ったわけですね。

そして、それから中は、家の中は個人の管理ですという仕分をして、したがって家の中で故障等が起きたら、個人の負担によって修理をしなきゃいけないという解釈に発展するのでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

通常造った施設っていうのが、設置管理条例っていうのが、通常作られるわけですけど、確かにその区分というものをはっきりさせる意味でも、この条例はあります。

なので、そこから先はNTTのサービスということで、村は光接続から先は財産ではないということになります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

午前中は何か、ねずみがかじるというような話が出たんですが、それは言っちゃいけないの？室内の故障があるという話が出ていたんですが、当然そういう修理になってくると、個人の支払いという分野になってくると、みなされるということでしょうね。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

午前中の話っていうのは、光接続箱より、村のほうの施設の断線になります。

なので、それより先の断線については、村は関与しないということになります。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 64 号、十島村光ネットワーク設置条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 7、議案第 64 号、十島村光ネットワーク設置条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### △日程第 8 議案第 65 号 十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 8、議案第 65 号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第 65 号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、特定離島ふるさとおこし推進事業により、口之島に移住交流施設が整備されることに伴い、島暮らし体験施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるため、条例を一部改正する条例制定をしようとするものでございます。

口之島では、これまで移住体験者等の受け入れを公共的な宿泊施設がないことから、各民宿、コミュニティセンター等を活用しながら実施してまいりました。

今回、移住交流施設が整備されることにより、移住体験者、農業ボランティア、テレワークなど

のワーケーションのスムーズな受入れなどが可能となります。

移住者の確保、交流・関係人口の増加、それから慢性的な人材不足の解消などにもつなげるための移住交流対策の活動拠点として有効活用を図ることとしています。

それでは、施設の概要を説明します。

議案書 3 ページをご覧ください。

施設の平面図になります。

施設は鉄筋コンクリート造で、地元が所有していた共同施設を改修したものであり、敷地面積は 129.90 m<sup>2</sup>となっております。

図面右側真ん中の正面玄関から入りまして、ホールの左右に約5畳(8.75 m<sup>2</sup>)の客室を 4 部屋配置しております。

これらの部屋には、今後、ベッドや仕事用のテーブルを設置することにしております。

施設中央には食堂・調理スペースを配置しているほか、男女別のシャワー施設及びトイレを整備しております。

施設奥、図面の左側には、移住体験者や地域住民等との懇談の場として、交流スペース約 19 畳(34.30 m<sup>2</sup>)を配置しております。

また、この交流スペースは、ボランティアなど、団体等の受け入れ(最大6名)時の宿泊できる場所としての利用も想定しております。

よって、客室 4 部屋に 1 名ずつ、交流スペースに6名の最大 10 名が宿泊できるようにしております。

また、安全面も考慮し、各部屋施設可能とし、台所については IH ヒーターを導入しています。

議案書 2 ページにお戻りください。

改正内容を新旧対照表により説明いたします。

左側が改正後で、右側が現行です。

これまで、第 2 条の施設の名称及び所在地は、島暮らし体験施設として悪石島コミュニティのみでしたけれども、口之島移住交流施設の整備に伴い、表に改め、施設名称を「1.口之島移住交流館あっぽう家」として追加し、所在地を「十島村口之島 126 番地」としております。

また、新たに交流スペースの利用料金として、移住体験者や地域住民等との懇談や交流を想定し、1回の利用につき 1,000 円以内と定めております。

議案書 1 ページにお戻りください。

附則において、交付の日から施行することとしておりますが、改正後の十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例第 2 条の表中「1. 口之島移住交流館あっぽう家」の項の改正規程については、交付の日から起算して 1 月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとしております。

この十島村島暮らし体験施設「口之島移住交流館あっぽう家」につきましては、議案第 72 号にて指定管理を指定する議案においても審議いただくこととしております。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

次の指定管理費のところでは質問すべきかどうかちょっと迷ったんですけども、この施設は当然Wi-Fi設備が、環境が整っていて、それで基本料金はどちらが、村が持つのか、それとも指定管理者が持つのか、その点について伺います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ブロードバンドそれからWi-Fiの環境を含めてですね、指定管理者が指定管理料を徴収する中で、運営していくということになるかと思えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第8、議案第65号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第8、議案第65号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## △日程報告

### ○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。  
明日は午前 10 時にお集まりください。

## △散会

### ○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。  
御苦労さまでした。





1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地 域 振 興 課 長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	安 藤	巧	君
土 木 交 通 課 長	肥 後	勇 喜	君
教 育 総 務 課 長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	作 井	武 司	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---

令和 4 年 6 月 22 日(水)

### △開議

#### ○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

### △日程報告

#### ○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

#### △日程第1 議案第 68 号 契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事)

#### ○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 68 号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

この案件は、5,000 万円以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

契約の目的は、宝島前籠宝島港線舗装補修工事、請負契約金額 59,950,000 円で、竹山建設株式会社と令和 4 年 6 月 3 日に仮契約を締結しております。

2 ページをお開きください。

契約書の案を添付しております。

3 ページは入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、総合評価方式及び低入札価格調査制度での執行を行っております。

3 ページの入札執行結果表の各業者の入札価格と評価点をそれぞれご覧下さい。

番号 2 の業者が入札価格は低い額となっておりますけれども、評価値において、竹山建設株式会社が高評価となり落札を決定しています。

工事内容について説明します。4 ページをご覧ください。

工事内容は、工事内容の表にあるとおりで、簡易アスファルト舗装の取り壊し及びコンクリート舗装の復旧(延長 363m、面積 1,450 m<sup>2</sup>)を実施し、舗装の補修を行うものです。

なお、この工事につきましては、概算工事として発注をしているところでございます。

5 ページをご覧ください。

全体位置図を添付しております。

本路線は、前籠漁港と宝島港を結ぶ村道で、平面図のうち、左側が前籠漁港側、右下側は宝島港側でございます。

着色は、右上の凡例にありますように、灰色が施工済箇所、赤着色が今回施工箇所、黄色着色が未施工箇所となります。

全体延長 1,892m の内、施工済が 317m(17%)、今回施工箇所が 363m(19%)、未施工箇所が 1,212m(64%)となっております。

先ほど申しましたように、工事は概算発注工事として発注しており、現地測量後に詳細な施工範囲が決定します。

それによりまして、今後、施工延長・面積に増減があるところでございます。

6 ページをご覧ください。

平面図と標準断面図を添付しております。

添付写真①から②にありますように、現状は簡易アスファルト舗装にて整備しています。

経年劣化に伴い路面の損傷が激しいことから、コンクリート舗装へ打ち替えを行うものでございます。以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

今回は宝島のですね、前籠の道路補修工事ということなんですけれども、アスファルトとコンクリートの混合の舗装となっておりますけれども、若干従来の道路補修とは、単価が上がっているような感じが見受けられますが、まずこのメーター当たりのコンクリートとアスファルトの単価をお伺いしま

す。

1 メーター当たりどれぐらいの単価で設定を行ったかですね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ただいまの御質問でございますけれども、コンクリート単価だけではなく、今の1平米当たりのメーターではなくて、どこの島もですけれども、同じ幅でしていくわけではなくて、平米単価に直させていただきますと、施工単価ですけれども、諸経費込みの単価ですけれども、1平米当たり4万1000円程度です。

コンクリート単価は大体1立米9万弱でしていますので、これを平米単価に割戻しますと、大体1万3500円ぐらいです。

必要量で計算しますと、1万3500円ぐらいになります。

これは、先ほど若干単価が上がっているような感じとおっしゃられたところですが、特に増減は、今までの工事と増減はないところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

ちょっとアスファルトが入った関係で、計算方式もまた違ってくると思うんですけれども、1平米ということは、ちょっと計算がしにくいんですけれども、アスファルトの場合は、舗装圧は薄いんですが、それに伴う機材が結構いるわけですね。

そういうことで、1平米あたりの単価が、アスファルトのほうが高いですね。

この単価表、4万1000円じゃなかった？もう1回お願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

大変失礼しました。

説明不足で申し訳ございません。

今工事は、現在宝島の今言いました路線は、簡易アスファルト舗装で施工しているものですが、これを取壊しをしまして、通常のコンクリート舗装に打ちかえると。

アスファルトは破碎して除去した後に、普通のコンクリート舗装を行うと言ったような事業をしているところでございます。すいません。

今回、当初の計画ではですね、簡易アスファルト舗装で進めたいということで、価格も非常に安くなるものですから、事業計画をして工事着工前まで、設計審査まで、持ち込んだところでございましたけれども、県のほうからですね、今、我々が行っている社会資本整備事業では、簡易アスファルト舗装工事は対象外ということで、コンクリート舗装でないと認められないと。

通常行うアスファルトであると認められるんですけれども、簡易アスファルト舗装はあくまでも簡易

だということで、認められなかったために、コンクリート舗装に変更して、事業を実施しているところでございます。すいません説明不足でした。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

私も勘違いというか、取壊して15センチの圧のですね、生コン舗装ということでありましてけれども、さっきの平米の単価はわかりましたが、宝島における1立米当たりの生コンの単価もお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今回、設計に持ち込んだ価格ですけれども9万8000円でございます。

この額につきましては、ほとんど他所の島と若干の差異はございますけれども、大きな額の差、2000円程度はございますけれども、今設計額に使っているのは、50から100立米を、その規模で、施工規模でコンクリート単価が違うんですけれども、大体一緒、全島若干の差はございますけれども、同額程度ととらえていただければ結構です。

○議長(前田功一君)

日高助廣君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

再確認ですけれども、これはプラントの単価ですよ。

ミキサー練りじゃなくて、プラントで行うということですね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

我々が求めている単価ですけれども、これは現場練り単価ということで、うちのそもそもあるプラント自体が簡易プラントと、正確なプラントではないんですけれども、簡易式のプラントということで、あわせて現場練りコンクリート単価ということで見積り徴収をしているところでございます。

そうということで、皆さんがイメージしているようなプラントで練った単価なのかとなっていくと、どうしても絞られてくるものですから、現場練り単価と、そのプラントを今、御存じだと思いますけれども、現場で練っている単価もありますので、そういった単価をうちの公共単価事業の単価として認めているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

## ○6番(永田和彦君)

この工事、一般的なことでちょっと伺いますが、先般、県の職員が、単価表の持ち出しの関係で逮捕されたという事件がありましたけれども、本村においてもそういった単価表を使って設計等を行われると思うんですが、そういったものの管理、土木交通課内での管理、そういったものはどのような形で行われているのか。

例えば冊子なのかデータなのか、どのような形で管理されていて、例えばそういったものを閲覧というか、使用した場合は、誰がいつ使ったというような形で、あとで確認がとれるようなシステムがとられているのかどうか。

その点についてちょっと伺いたい。

## ○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

## ○土木交通課長(肥後勇喜君)

大きく申し上げますと、紙ベースであるものが、施工歩掛というものと公共単価。

この施工歩掛というのは、お金が載っているわけじゃなくて、コンクリート 1 立米打つ、土木工事をするのに、何人の人がいて何人かかりますということですけども、基本的にこれは、我々が持っている資料と、業者さんが持っているものは、もう、全く変わりがないものです。

もう一つ、公共単価というのがありますけれども、これも公表されている県の単価がありまして、それは業者さんも閲覧が出来ます。

我々も、特別に県のメールを通じて来ています。

これ電子データで打ち出すことも出来ますけれども、これは我々が通常使うのは災害査定とか、査定官に見せたりとか、この単価ですというところであります。

あともう一つは、積算システムに入っている、これを二つ合わせたものが積算システムに入っているんですけども、これは、基本的に電子データ、積算システム、パソコンが今うちには 4 台ありますけれども、この中に入っているということで、持ち出しができるものは、さっき言いました歩掛表とあと打ち出しができる公共単価ですね、これがありますけれども、これ特に我々も打ち出す必要もないものですから、歩掛も基本積算システムに入っているものですから、1 冊ずつこれがありますけれども、これを使って積算をしていると。

どこか現場に持ち出すとかいうことも特別ございません。

それとあわせて、今、ずっと、今までも同額入札というのが、港湾工事は同額入札がほとんどあったと思うんですけども、これも、特にうちの、先ほど 5 番議員からありましたコンクリート単価とかも公表しています。

事前に関覧していただくときに、この単価を使っていますということで、条件表というのがあって、もう全て、これがきちんと積算をしていけば、公表されているもので積算をしていけばお金が積み上げられるというような、土木はそういったシステムになっているところでございます。

特に持ち出しとかは、管理を、いつ持ち出したとかはしていないところでございます。

このあいだの案件が発生してからも、課内では話合いをしまして、そういうことが絶対ないようにと

ということで、特にうちは少ないメンバーでしていますので、重々注意をして行うようにということで確認はとっております。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

残りの未施工箇所が1,212mということですが、これは来年度も続けて、このペースであと3年か4年で完成させていくというつもりの事業でしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ただいま2番議員がおっしゃられましたように、予算の増減はあろうかと思えますけれども、今後4年間程度で事業の完成を見込みたいと考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第68号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第1、議案第68号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事)は、原案のとおり可決することに決定しました。

**△日程第2 議案第 69 号 契約の締結について議決を求める件  
(東之浜港改修工事1工区)**

**○議長(前田功一君)**

日程第 2、議案第 69 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 1 工区)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

それでは、説明をさせていただきます。

この案件につきましても 5,000 万円以上の契約となりますことから、議決を求めるものでございます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

契約の目的は、東之浜港改修工事(1 工区)、請負契約金額 313,309,128 円で、株式会社森山(清)組と令和 4 年 6 月 3 日に仮契約を締結しております。

2 ページをお開きください。

契約書の案を添付しております。

3 ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、先ほどと同様、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

3 ページ入札執行結果表の各業者の入札価格を見て戴きますと、株式会社森山(清)組と竹山建設株式会社が最低価格で入札しておりますけれども、株式会社 森山(清)組が評価値において高評価となり落札決定しています。

4 ページをご覧ください。

工事内容については、2 の表に記載のとおりですけれども、5 ページ以降の図で説明させていただきます。

5 ページの計画平面図は工事施工箇所を示しております。

防波堤先端部の赤枠部分が今回の工事場所で、写真も同様でございます。水中部分の工事になります。

6 ページをお開きください。縦断図になります。

この工事は全て水中部分の工事になります。

図の右側の赤色の部分が該当箇所でございます。

黒色と赤色で着色したケーソンの部分ですけれども、この三角部分が、令和 3 年度から令和 4 年度に繰越したケーソン据付工事で、このケーソン前面の基礎部分に、さらに基礎捨石の投入と均しを行いまして、製作した 8t、6t、75t型の被覆ブロックを先ほどの 4 ページの表のとおり、製作据



付けして工事を行うものでございます。

7 ページと 8 ページでございますけれども、図が小さくて申し訳ございませんが、基礎部分に据付するブロックの割付図を示してございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案第 69 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 1 工区)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 2、議案 69 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 1 工区)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第3 議案第 70 号 契約の締結について議決を求める件  
(中之島小中学校外壁改修工事)**

○議長(前田功一君)

日程第 3、議案第 70 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは議案第 70 号について説明をいたします。

この契約案件は、予定価格が 5,000 万以上の工事となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

議案書のほうをご覧ください。

1 の契約の目的ですが、中之島小中学校外壁改修工事の請負契約、2 の請負契約金額は、48,909,960 円で、3 の契約の相手方、株式会社南防と令和 4 年 6 月 3 日に仮契約を締結しております。

2 ページに契約書の案、3 ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行については、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っており、価格・評価値はご覧のとおりです。

なお、入札結果では、低入札価格調査制度には該当しておりません。

工事内容については、4 ページの 3 にありますとおり、中之島小中学校の校舎の外壁改修でありまして、内容としては、小学校舎が 2 階建て校舎と給食室部分からなり、面積 663.81 m<sup>2</sup>、中学校舎が普通教室棟、管理棟、特別教室棟部分からなり、面積は 361.84 m<sup>2</sup>で、爆裂部補修、防水、塗装等の工事施工となります。

5 ページからは、配置図、平面図等の図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今回ようやくこの教育施設のメンテ工事が行われるということで、教育環境に非常に耐久化にとりましても、役立つ工事だと思っております。

来年度以降は、他の地域の教育施設においても、やはり経年劣化で漏水が度々起きております。

メンテをしないと耐久性も保てませんので、順番もありましようけれども、順次このようなメンテナンス工事を実施してほしいということを要請をいたしておきます。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

5 番議員の意見等、有難く受けておきたいというふうに思います。

一応今回のこの中之島の外壁改修工事につきましては、国の学校施設環境改善交付金とい

う国庫補助金のほうを活用させていただいて工事をするというので、一応昨年度、追加要望の中で、どうしてもその工事をしたいというようなことで、県を通じて国に採択要望をしまして、補正で採択いただいたところであります。

今回、中之島の外壁改修工事、そして次年度の、来年度もというような話もありましたが、やはりその、こちらの教育総務課のほうとしましては、今議員が言われましたように、その 7 島の校舎等の状況がどうであるのかというようなことで、長寿命化計画という調査もしております。

そしてその中で今現状がどのような状況にあるのかというのを、学校のほうとも学校長等とも話をして聞いているところであります。

当然今後こういう外壁において、今現在外壁がちょっと爆裂状態にあるとかというようなところもございまして、議員が言われましたような、次年度以降のどこからしていくのかという順番も確かにあるので、そこについて七つ、中之島を外すと六つになりますが、その外壁状況、そして、どういうふうに進めていくのかということで計画を立てながら、またこれも国の交付金の活用というようなこともありますので、そこも採択要望をしていきながらやっていきたいというふうに考えております。

**○議長(前田功一君)**

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

この中之島の校舎、今回、工事の対象になっている建物が全部で 3 棟になるかと思うんですけど、小学校校舎、これは確か昭和 51 年ぐらいの建設だったと思うんですが、中学校校舎及び特別教室になっている建物、これがいつ頃つくられたものなのか、もしわかれば伺いたい。

それと、過去にこの特別教室については、ほしのご園が開園当初、こちらで園を運営していたんですが、開園していたんですが、たしか天井の剥離とかがあって、そういったこともあって、たしか新しく建て替えたかと思うんですけども、そういった部分において特別教室、これ 1 番古い建物になるかと思うんですけど、そこら辺の安全面、そういったものは確認がとれているのかどうか、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

教育総務課長、安藤浩樹君。

**○教育総務課長(安藤浩樹君)**

6 番議員の質問にお答えいたします。

小学校舎につきましては、昭和 48 年に建設をした校舎であります。

給食室についても同様です。

中学校校舎のほうの普通教室棟については昭和 46 年、あと中学校の管理棟、職員室校長室等が入っている管理棟につきましては昭和 42 年、今の 1 番奥の特別教室棟につきましては昭和 39 年に建設をしたということで、学校施設台帳のほうで確認をしているところであります。

この今お話が出ました特別教室等については、一応、ほしのご園ということで、住民課のほうで、使用利用のほうを進めたと経緯がありますけれども、今現在が、一応学校施設のほうに戻っているというような状況でありまして、現在そこは物置として、学校のいろいろなものを収容するための部

屋として使用している、倉庫として使用しているという状況であります。

安全面というようなことからですけれども、一応設計事務所のほうも中に入りまして、外壁改修工事をするに当たり設計を当然しております、その部分については問題ないというようなふうに考えます。

ただ一応この建物についても、外壁の改修、一部屋根の関係もそうなんですけれども、するということなので今回考えております。

業者のほうとも、その旨、今言いました小学校校舎、中学校、それぞれの管理等々につきまして、打合せをしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今、教育関係のお話が出ていまして、この工事には直接関係ないんですけど、学校の先生方の住宅の環境という問題から考えると、皆さんの家の水回りには温水が来ていますか。

実は、学校住宅の古いところには、温水が全く来ていない。台所等ですね。

温水が来ていないんですよ。

風呂場だけ改修されて、シャワーが使えると。

その風呂場も、もともとはその風呂釜が置いてあった構造、それが壊れたんで、外にガスボイラーがついたんですね。

で、我々の常識からいうと、もし私がそういう工事をするんだしたら、台所にも温水を引こうという発想があるんですが、そのときはただもう風呂のシャワーだけのボイラーという、昔の形をそのまま、自家沸かしじゃなくて、そっちに切替えたというような形の設備をしていて、いまだに校長宅、教頭宅、台所でのお湯が使えないという、水だけだという設備なんですよ。

ですから、何て言うんですかね、もっと先生方の環境、生活環境改善という意味においても、そういうところまで気配りをしてやってほしいなあと思う次第です。

予算面もね、そうかかる予算じゃないと思うんです。

今ある配管をちょっと延ばせば、そういうこともすぐできるんじゃないかと思われまして、ぜひ検討していただきたい。この際つけ加えておきます。以上。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

今のその件につきまして、初めてここで聞いたところであります。

実は学校の教育予算につきましては、当初予算で1000万ほど計上をさせていただいておまして、これが7か島全ての維持補修工事ということで、やり方としましては、学校のほうに一応要望を上げていただいて、それぞれ学校教員住宅と二つあります。

それぞれの要望を上げていただく中において、こちらのほうで、その中身を整理をしまして、それぞれもう七つ均等に分けられるわけでもありませんので、調整をしながら、毎年維持補修工事をして

いるという状況であります。

御質問の温水の件とか、台所に温水がきていないとかいう件につきましては、学校のほうに聞き取り調査をしてみたいというふうに思いますが、その要望の中において、そういったようなことが出てきていないというのが今の状況でありますので、確認をとらせていただいて、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 70 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、議案第 70 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### △日程第 4 議案第 74 号 契約の締結について議決を求める件 (小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事)

○議長(前田功一君)

日程第 4、議案第 74 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

**○教育総務課長(安藤浩樹君)**

それでは議案第 74 号について説明いたします。

この契約案件は、5000 万以上の契約となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

議案書のほうをご覧ください。

1 の契約の目的ですが、小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事の請負契約、2 の請負契約金額は 8294 万円で、3 の契約の相手方、竹山建設株式会社と令和 4 年 6 月 15 日に仮契約を締結しております。

2 ページに契約書の案を添付しております。

また、入札執行については、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度により実施しておりますが、3 ページの入札執行結果表にありますように、これは 1 回目の入札になりまして、令和 4 年 5 月 30 日からですが、そこに 3 ページにありますように、6 月 1 日の再々入札でも、落札者なし(不落)となったことから、再度設計の一部変更、そして業者を 25 社に増やしまして、2 回目の入札を 6 月 13 日に実施しております。

4 ページにその入札執行結果表を添付しております。

価格・評価値はご覧のとおりです。

なお、入札結果では、低入札価格調査制度には該当しておりません。

工事内容については、5 ページの 3 にありますように、小宝島において、へき地寄宿舍として木造平屋建てを 1 棟建設するものでありまして、内容としては、山海留学生用の寮室 6 室及び寮監用の居室(3 室)、食堂、台所等でありまして、面積としては 193.17 m<sup>2</sup>となり、建築、電気、機械、外構等の工事施工となります。

6 ページには、配置図を添付しております。

位置的には、小宝島村営住宅地の向かい側になりまして、単年度、1か年で整備する予定としております。

また、7 ページには平面図も添付しておりますので参照ください。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 74 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 4、議案第 74 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島小中学校へき地寄宿舍整備工事)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

11 時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第 73 号 契約の締結について議決を求める件  
(給水管切替工事)

○議長(前田功一君)

日程第 5、議案第 73 号、契約の締結について議決を求める件(給水管切替工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、議案第 73 号について説明いたします。

本案件につきましても 5000 万円以上の契約となりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

契約の目的は、令和 4 年度特定離島ふるさとおこし推進事業給水管切替工事、請負契約金額 50,427,960 円で、株式会社永代建設と令和 4 年 6 月 15 日に仮契約を締結しております。

2 ページをご覧ください。契約書の案を添付しております。

3 ページに入札執行結果表を添付しております。

御覧のように 12 社を指名し、6 社から応札があり、永代建設が最低価格で落札しております。

工事内容について説明します。4 ページをご覧ください。

工事内容は、2 の工事内容の表のとおり、口之島地区と悪石島地区の給水管切替工事です。

給水管切替工事につきまして、現在の工事ですけれども、通常実施している工事ですけれども、水道本管(配水管)の更新と併せまして、同時に給水管の切替工事も実施しておりますけれども、口之島地区については、平成 17 年度から 19 年度にかけて実施した配水管更新時に、集落内の給水管切替作業が未実施であったため、これを更新しようとするものでございます。

悪石島地区については、平成 20 年度から 28 年度までに実施した給水管切替事業で、一部未整備となっていた給水管を今回更新するものです。

口之島地区につきましては、海岸集落と上集落内の切替を計画しているところですが、只今説明しましたように、配水管と同時に給水管切替作業が行えておらず、既存の給水管の正確な引込み位置が特定できないことも予想されておりますため、改めて正確な引込み位置を調査する必要があることから、全ての水栓数を設計計上してありまして、概算発注工事として発注しています。

現地調査後、詳細な引込み位置のほか、新設間もない給水管等、切替不要の水栓数等の精査を行いまして、切替水栓数や更新管路延長等を確定する予定であります。

悪石島地区については、給水管の引き込み位置も確認できてありまして、順調な工事着工が可能と判断しております。

5 ページから 7 ページまでが概算工事として発注した工事区域を示した図になります。以上説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

**○7番(坂元勇君)**

悪石島の今回のこの 3 か所の給水管工事で、これで完了になると思います。

今現在、この 3 か所にいっている古いタンク、その撤去は計画にあるんでしょうか。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

今、御質問いただいたように、現場で確認をしております。



あのタンクは使わないようには、今度この切替え工事で出来ます。

現場からの撤去については、ちょっと事業費の関係等もありまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。

線のほうは、もう完全に分断をして使用しないということになります。以上です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

集落内とかもこれで全て完了となるわけですが、将来的にその温泉のほうに向かっての給排水っていうのは、計画にはないんでしょうか、伺います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

温泉場までの配水管の敷設はかなり長距離となるということで、今のところは計画に入っていない状況でございます。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

うちのほうもですね、200箇所切り替えをするということなんですけれども、住宅、宿舎、それと畑ですかね。

農地の切替えを行うということなんですけれども、まず空き家の切替えですね。

空き家を貸している場所も何件かありますので、そういう家主と交渉しましてですね、まずそういう村でできるのか、個人の負担金が発生をするのか、その辺を明確にして実行してほしいと思っておりますが、これにつきましてお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ただいまの5番議員の質問にお答えする前に、7番議員の御質問にちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

もちろん、先ほどの分で温泉への配水管も敷設も大事と承知はしているところなんですけれども、他地区で、まだちょっと急がなければならないところがありますので、予算の優先順位をつけながら、今後はまた検討していく、将来的には検討していくことになると思えます。

続いて、口之島の件についてですけれども、今回、先ほどちょっと私の最初の答弁でもしましたように、集落内を今回は、全水栓、計上しているのは200水栓ですけれども、今回行うものは集落内のものと捉えていただければ結構です。

牛舎であったり農地についてはですね、前回の当時行った部分で、ほとんどが新設されていると、新設と同時に行われたということで認識をしております、重要な集落内の漏水が、非常に目立つ

ところだったりとかを必ずやりたいと考えているところでございます。

あわせてその空き家の部分でございますけれども、今回の事業は、メーターまでの給水管を敷設をするものでありまして、メーターから先の部分は、これは個人の方がされるものでございます。

で、先ほど言いましたように、空き家の方と、承諾をもらえるか、事業負担をどこにするかというのはちょっと発生しないと捉えているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

集落内ということでありまして、農地におきましても非常に長い年数で、農地に引っ張っている方もいらっしゃいますよ。

メーター付近までの切替えでありますから、古いやつは切替えないと、来年以降ですね、今回はですけれども、もう古くなったメーター機までの本管からの切替えも必要かなと私は思っておりますけどね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

先ほど申し上げましたように、集落内はほとんど終わっていないと。

集落外のところの畜舎とか農業施設ですけれども、平成17年当時に概ね、全てではございませんけれども、ある程度終わっているというふうに認識をしております、先ほど7番議員からの質問にも答弁しましたように、今回は口之島の集落内を非常に御意見等もいただいている、急がないといけないと捉えておまして、ほか地区、集落外につきましてはですね、今後の予算の規模、急がなければならない地区などがありますので、優先順位を決めながら、今後また検討していくことになるかと思っておりますけれども、順次行えるということでは、ちょっと答弁が出来ないと考えております。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

一遍には出来ませんが、調査を行って、前回の17年のやつは、本館に古いやつを繋ぎこんでくださいなんですよ。

そこから先がやってないんですよ。そういうことですから、検討してください。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今後のまた予算の状況等を見極めながら事業の計画は進めていきたいと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

この切替工事で、水道の口径、直径ですね、パイプの径ですね。

これが大体 20 ミリに統一されるのかな。

いまだに 13 ミリという、昔の規格があるんじゃないかと思うんですが、その辺の工事計画はどのようになっていますか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

概ね 20 ミリに変わっていくということで設計計上はされております。以上です。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

これは 20 ミリと 13 ミリでは基本料金が違ってきますよね。

望まないのに 20 ミリにされて、そこから先が各地主というか、使う人の責任だと。

だから、そこから先も 20 ミリには変えないと、入り口まで 20 ミリに変えた効果っていうのは本当はないんですね。

だからその辺、何か住民の理解が得られていないなと私自身は感じているんですが、要するに、新しく工事するところは、そこから 20 ミリに、多分やって分散すると思うんで、家の中にもですね。

ところが、古い家は昔のままそのまま 20 ミリを繋いでも、そこから先は 13 ミリなんで、結局 13 ミリの枝があるという形になっていて、何か 20 ミリを入れた住民のメリットは無いなと私は感じているんですが、それで料金は上がるということで、非常にアンバランスを考えているんですが、そういう認識はないですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

すいません、誠に申し訳ございません。

設計上の話で、20 ミリというのは確認しているんですけども、先ほど言いましたように、宅地なんか 13 ミリであったりとかして、そこで料金発生が生じるのかどうかというのは、ちょっとすいません、私の確認不足で、今回料金体系が変わることはないという認識をしているところでございます。

どこでその切替え部分を見るのかというのは、今後しっかり私のほうで勉強してまいります。

今のところは、料金体系が変わることはないと思っていただければと思います。

設計上だけを確認しておりました。申し訳ございません。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 5、議案第 73 号、契約の締結について議決を求める件(給水管切替工事)を採決します。  
お諮りします。  
本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って、日程第 5、議案 73 号、契約の締結について議決を求める件(給水管切替工事)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 6 議案第 71 号 権利の放棄について議決を求める件  
(十島村育英奨学基金貸付金)

○議長(前田功一君)

日程第 6、議案第 71 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村育英奨学基金貸付金)を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは、議案第 71 号、権利の放棄(十島村育英奨学基金貸付金返還の義務)の内容について、御説明いたします。  
本案は、十島村育英奨学基金貸付金返還の義務に係る金銭債権の放棄について、議会の議決を求めるものでございます。  
免除を受ける者は、議案書 1 ページに記載の本村職員でございます。  
債権放棄の額は、960,000 円でございます。

放棄の理由は、十島村育英奨学基金条例施行規則第 18 条第 1 項第 6 号で定めております「奨学生又は奨学生であった者が、本村職員として 3 年間勤務したとき」という返還免除規定に該当する職員勤務条件を満たす事実が発生したためであります。

また、これには但し書きがありまして「本村職員で本庁勤務の者の免除額は返還未済額の 3 分の 2 とする」となっております。

2 ページに償還表を添付しております。

備考欄にも記載しておりますが、対象者は、平成 26 年 4 月 1 日に入庁しております。

この免除規定は、平成 28 年 7 月 1 日から改正施行されておまして、対象者の「返還免除願」の提出を経て償還一時中断となり、令和元年 6 月 30 日で、勤務条件である 3 年間を経過しております。

左の償還計画表を見ていただきますと、一番下に免除対象額、免除額の算出根拠を示しております。

免除規定改正施行の平成 28 年 7 月 1 日以降に返還すべき免除対象額、ちょうど太線の黒四角で囲った部分ですが、そのうちの 3 分の 2 の金銭債権の放棄を行うものでございます。

なお、右欄は償還実績ですが、償還すべき額全額が償還されております。

以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 71 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村育英奨学基金貸付金)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

日程第 6、議案第 71 号権利の放棄について議決を求める件(十島村育英奨学基金貸付金)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 7 議案第 72 号 指定管理者の指定について議会の議決を求める件  
(口之島移住交流施設)

○議長(前田功一君)

日程第 7、議案第 72 号、指定管理者の指定について議会の議決を求める件(口之島移住交流施設)を議題とします。

本件については、日高助廣君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、除斥とし、日高助廣君の退場を求めます。

(日高助廣君、除斥)

○議長(前田功一君)

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第 72 号、口之島移住交流館あっぽう家の指定管理者の指定の内容について、ご説明いたします。

本案は、議案第 65 号で条例制定の議決を頂きました口之島移住交流館あっぽう家について、6 月中に完成し、7 月より供用開始となる予定であることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理に加える施設の概要は、議案第 65 号で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

議案書 2 ページをお開きください。

指定管理申請書でございます。

申請団体は、株式会社口之島で代表者は代表取締役・日高通氏でございます。

4 ページから 6 ページまでが事業計画書でございます。

7 ページは、要員配置計画書を記載しております。

8 ページには、令和 4 年度の収支計画書を示しております。

収入の部については、ボランティア団体、移住体験者、一般宿泊利用、交流スペースの利用料として 1,179,000 円を想定しております。

支出の部としては、電気代及び水道代として 612,000 円を想定し、管理運営に係る消耗品代

90,000 円、施設の管理や清掃等に伴う人件費 477,000 を加えて、合計 1,179,000 円を想定しております。

9 ページから 10 ページには申請者である株式会社口之島の経営状況を示す書類を添付しております。

財務状況については、健全であると考えております。

指定の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であり、施設の活用を最大限に発揮でき、今後の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定管理の期間については、供用開始の日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間としております。

以上、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

この体験型施設になりますけれども、悪石島にも同様の施設があるわけですが、確認ですが、収支計画書の中、指定管理料は出てきていないんですが、指定管理料は発生しないというふうに考えていいのかなのか。

悪石島もそういった形で、運営がなされているのか、その点についてまず伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

この口之島に関しましては、一応指定管理料は受けないというような形で計画をしております。

悪石島に関しましては、指定管理料は入ってくるんですが、指定管理料を受けて、その年度の実績が黒字であれば、もう翌年度の指定管理料はまた減らすというような形でしております。

ですから口之島の場合は、ある程度自主的というか、そういう形で運営をしていくというような形になります。

**○議長(前田功一君)**

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

指定管理料はないということですが、仮に運営していて、その年度収支をとったときに、マイナスであった場合、そこら辺については村のほうがこの団体に対して補填をすとか、そういったことは考えているのかなのか。その点について伺いたい。

それと、6 月中の完成ということですが、この施設内の例えばカーテンであったりとか、そのほか様々、寝具類であったり、台所の調理に使う鍋釜類、そういったいろいろ備品があるかと思うんで

すけれども、それらについては、村のほうで準備をするのかどうなのか、そこら辺について、この指定管理を受ける団体とは協議がなされて、ちゃんとそこら辺も詰められているのか伺いたい。

それと最終的にオープンは 7 月から供用開始ということですが、具体的にこのオープンする日時については、指定管理者のほうで決めるというか、役場との協議との元になるかと思うんですが、そういった形で今後進んでいくというふうにとらえていいのか、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

この収支計画におきましては、地元のほうにも十分説明をしております。

悪石島の方式、それから今回のような自主的な形でやる方式ということの中で、村のほうも十分説明をしております、その中で、もう自主的に運営をしていくというようなことですので、これを踏まえて、「赤字となったからすぐに補填する」ということではないのかなあとと思います。

ただ、ここの収入を得るために、そこら辺の受入れという部分は、情報発信をしながら積極的に収入を得ていくというような形に持っていけないと、この収支のバランスがとれなくなってくるというようなことなので、この辺については村のほうも協力をしながらですね、受入れの形で収入が確保できるような形で進めていければなと思っております。

それから、備品消耗品関係ですが、これは村のほうで用意して整備するというようなことなんですけれども、この備品関係、消耗品関係については、事前にもう口之島のほうと協議をして、ある程度のリストを出して、それを整備していくというような形でございます。

それから、オープンに関しましては、地元の受入れ体制も含めて協議をしていくというような形にはなろうかと思っております。

**○議長(前田功一君)**

6 番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

それと支出の部で、燃料費はゼロということで上がっておりますけれども、電気料の部分等を考えたときに、調理器具に関しては家電IH化されたのかなというふうに思うんですが、シャワー室等については、ボイラー関係なのかなと普通思うんですが、これも電気で給湯器システムになっているのか、その点について伺いたい。

もしボイラー関係であれば、ここに灯油代とかそういったものも上がってくるかと思うんですが、その点について伺いたい。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

この施設自体はですね、多分ボイラーではないかなあとと思います。

そこはちょっとまた確認をさせていただきます。

そこで、その灯油とか、そういったところの燃料代が多分本来出てくるころなんだろうと思います



けれども、ここが漏れているのであれば、また地元のほうにもちょっと確認をとりたいと思います。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

5畳程度の部屋が4つということで、定員はもう4名程度を想定しているのか、もしくは多いときは、この交流スペースが宿泊場所として使うように想定しているのか伺います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

65号の中でも説明しましたが、4部屋あると。

それプラス、人が多い場合はその交流スペースまで使って10人弱を泊まれるというような状況でございます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

先ほどの6番議員の関係で補足しますけれども、もともとこの施設というのは、口之島の旧売店だったんですね。

地元のほうとしまして、この施設を生かす術がないということで村に相談があって、その条件として、村のほうは整備をするけれども、あとの維持運営については、地元のほうで責任を持ってできるかということをお問うた中でですね、地元のほうからそうやって「できる」と。

つまり、村のほうから維持費については一切手出ししないという約束事の中で、村のほうは指定管理料を支払わないということで進めてきています。

これは先ほど仮に、年度で赤字が出た場合はどうするのかということにつきましては、最初の約束事のとおり、村のほうから手出ししないという方向で進めていくということになろうかと思えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 72 号、指定管理者の指定について議会の議決を求める件(口之島移住交流施設)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 7、議案第 72 号、指定管理者の指定について、議会の議決を求める件(口之島移住交流施設)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 8 発議第 2 号 身近な地域で安心して出産ができる  
助産所の存続を求める意見書について

○議長(前田功一君)

日程第 8、発議第 2 号、身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書についての件を議題とします。

会議規則第 38 条の規定により、発議の趣旨説明及び意見書案を事務局に朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

○議会事務局書記(片平翔太君)

身近な地域で安心して出産ができる助産所存続のための支援拡充を求める意見書。

2006 年 6 月に公布された改正医療法により、助産所の開設者は、嘱託医師を定めておかなければならないとされ、このこと自体は緊急時に対応する嘱託医師や医療機関の確保を義務づけることによって、良質な医療を提供する体制の確立を図ることを目的としています。

しかし、現実には、全国規模での産科医師や産科病院、診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や医療機関を開設者のみで確保することは極めて困難な状況にあります。

一方、本村などの離島地域等の妊産婦にとっての助産所は、母親や家族の出産前後の宿泊施設としての側面も持ち合わせ、長年にわたり妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行う等重要な役割を果たしてきています。

離島、無医地区の妊産婦はもとより、地域社会にとりましても、その身近で安心して出産できる助産所を失うことは、精神的にも経済的にも、大きなよりどころを失うこととなります。

このたび、本村住民の利用も多い県内助産所が嘱託医療機関を確保することが困難となり、本年 6 月から初産婦の受入れを休止し、やがては廃業に追い込まれるのではないかという報道に接しました。

この事態の背景には、本県全体の慢性的な医師不足、とりわけ産科医や小児科医の不足が

あり、問題解決のためには、関係機関が連携して取り組まなくてはならない課題であると考えます。

したがって、県内の助産所がこれまで担っていた、地域における役割の重要性を踏まえ、今回の事案を単に一助産所の問題とすることなく、助産所全体の存続が図られますよう、早急に支援を拡充することを強く要望いたします。

○議長(前田功一君)

発議の趣旨説明及び意見書案の朗読が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、発議第 2 号、身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、発議第 2 号、身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

## △日程第 9 議員派遣の件

○議長(前田功一君)

日程第 9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 9、議員派遣の件は、御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

#### △日程第 10 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件

○議長(前田功一君)

日程第 10、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、御手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

#### △閉会

○議長(前田功一君)

令和 4 年第 2 回(6 月)十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。